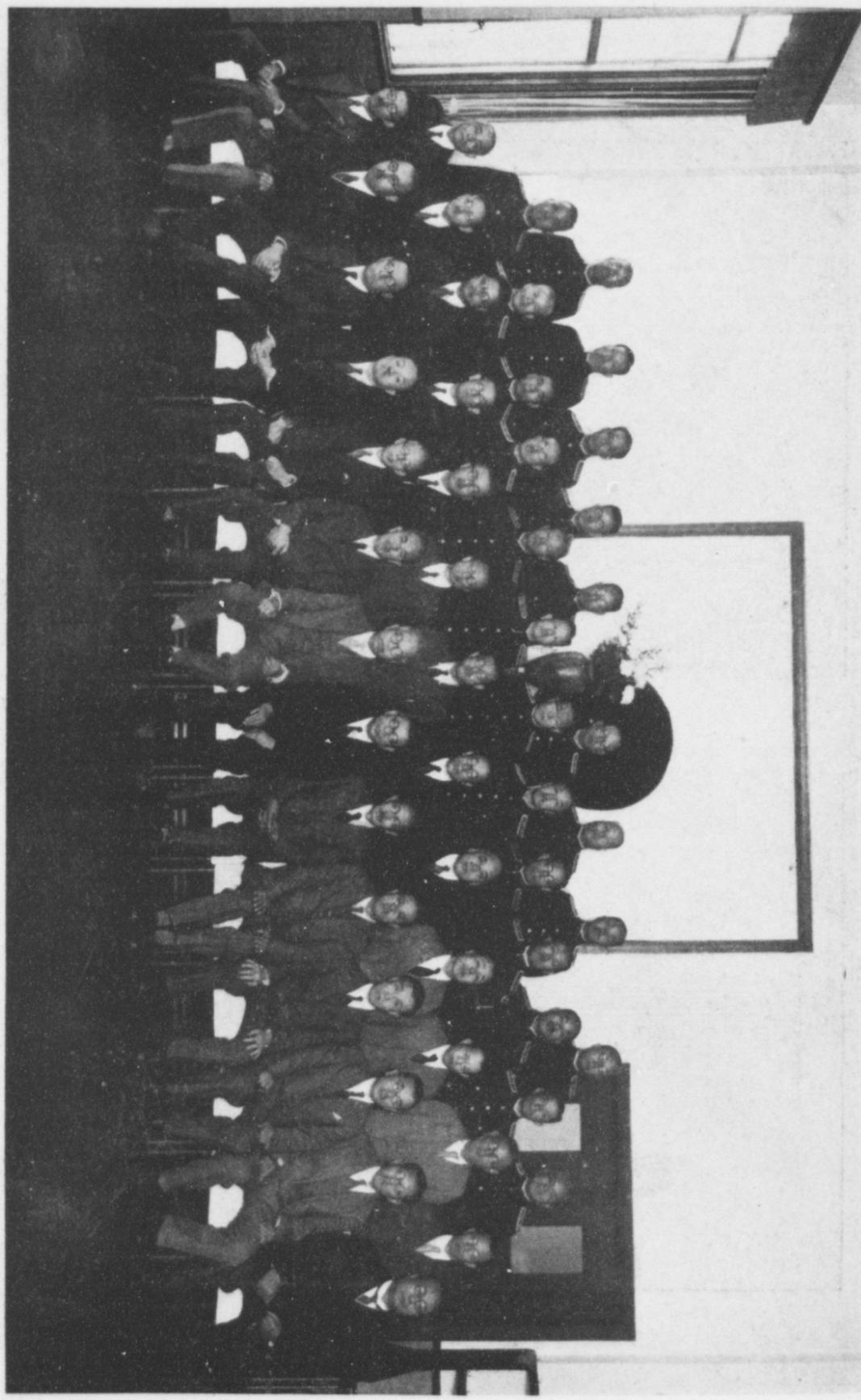


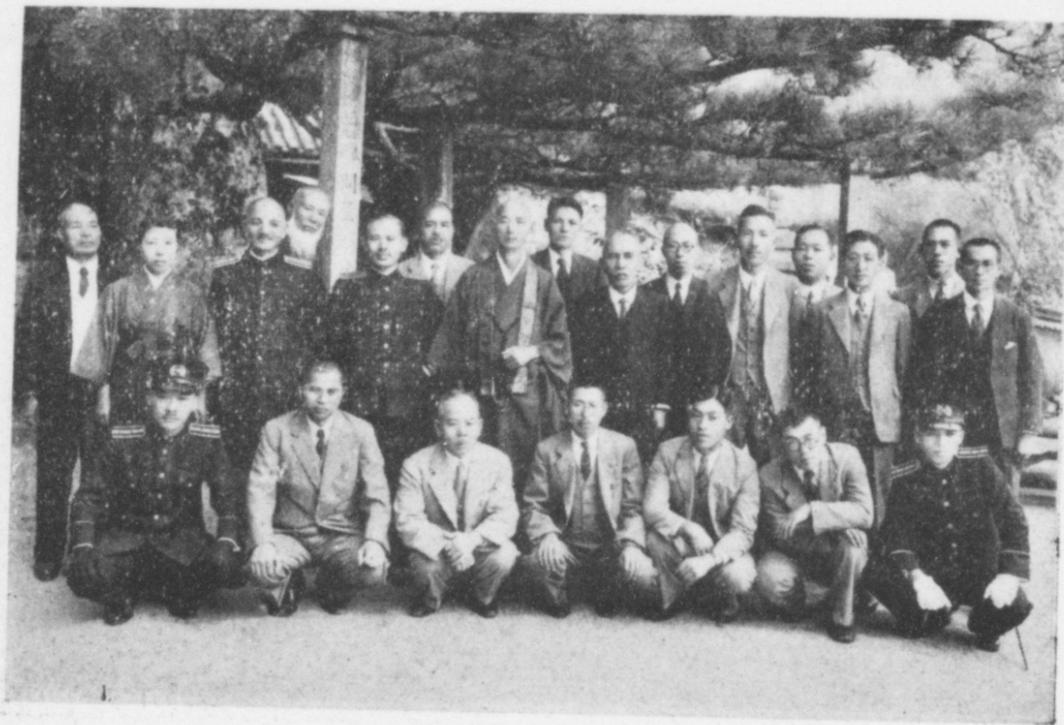
刑 政

第 二 十 五 卷		二 十 二 月 號		第 二 十 號	
結核と刑務所(巻頭言)	芥川 信二	行刑教導論序説	武子喜久治 六	少年刑務所に於ける 副食物の改善 (二)	川越少年刑務所 六
行刑施設の安全防備は 最少限度に極限すべし	ハロルド・スコット 四	英國の行刑制度に於ける 最近の發達 (五)	ヴェルネル・ゲンツ 吾	ベルギーの社會防衛 制度の現勢 (一)	吾
懸賞當選論文(三等)	尾立千代吉 吾	第五回高級練習所卒業式	吉川弘吉 吾	○刑務所便り ○斂任辭令	吾
				○切抜帖 ○訓令通牒	

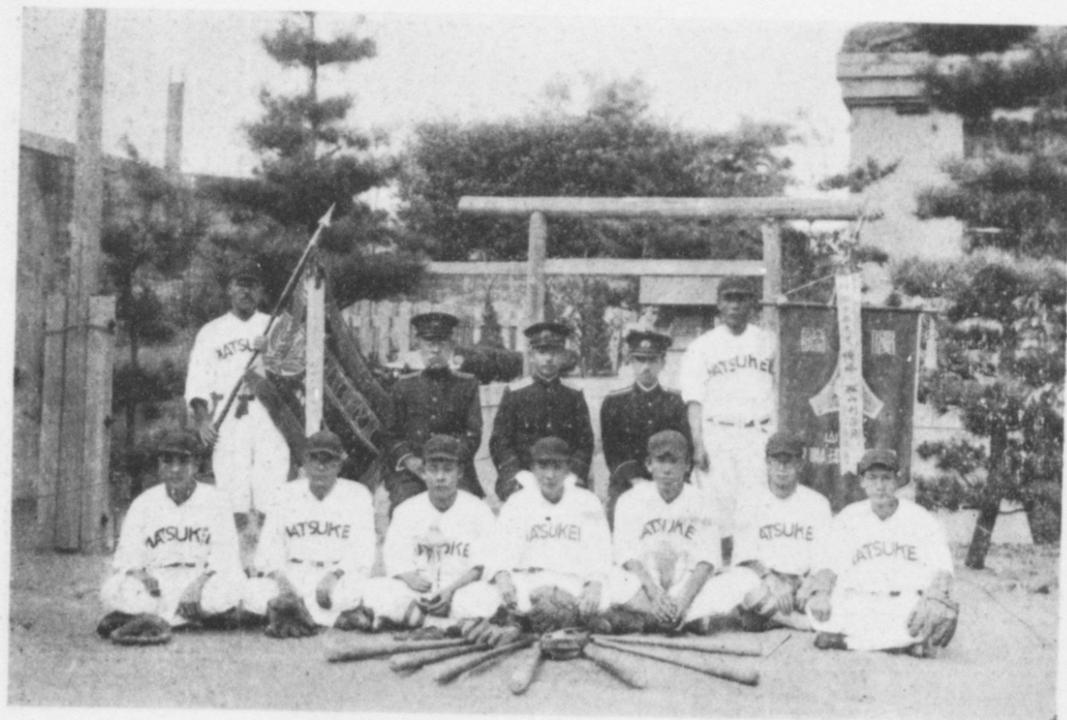
財團法人 刑務協會發行



式業卒所習練級高回五第



乙亥會開催記念撮影



松山野球大會優勝記念



第二區第四十回武道優勝記念

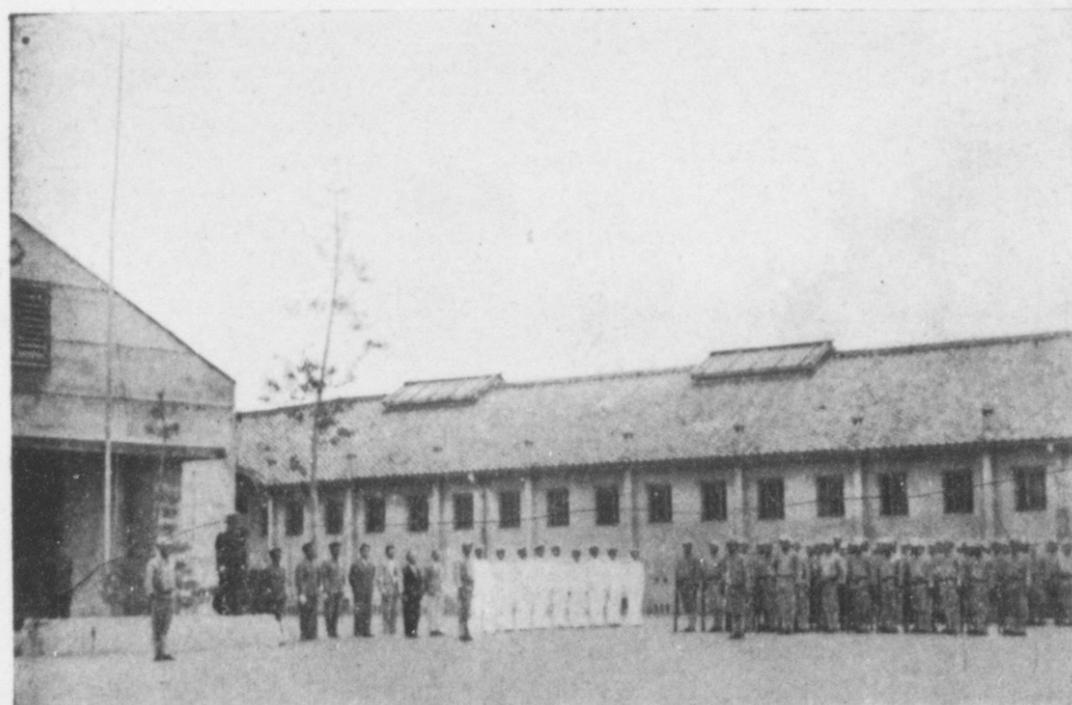
刑 政

十二月號

第五十二卷
第十二號



宮崎・支那事變戰歿職員慰靈祭



尾道支・第九回教練查閱

結核と刑務所

芥川 信

本年四月長くも 皇后陛下におかせられては、内閣總理大臣を御前に召され、結核の豫防並に治療に關する優渥なる御令旨と共に多額の御下賜金を下し賜はつた。これに對し奉り、内閣總理大臣は恐懼感激して結核の豫防事業の強化に邁進することを決意し、中央地方の結核豫防施設を擴充するばかりでなく、官民力を盡して結核豫防會を設立し、本邦に於ける結核の豫防並に撲滅に萬全を期さうと覺悟の程を示された。

これは、我が國に於ける結核が、國民死亡の第一位を占め、昭和十二年に於て、その死亡率は人口一萬に對し二〇・三を示し、尙患者数は百五十萬を超え國民五十人に付一人の患者あるものと推算せられたばかりでなく、國民の體力を低下せしめ國力を弱体化せしめる所謂國民病の首位に置かれるものであつて、この國民病を排除しなければ國力の發展は期し難いと云ふことが認められたからである。

翻つて我が刑務所に於ける結核の蔓延状態を觀察するに、その患者数は社會一般に於けると同様頗る多しばかりでなく、最近は寧ろ増加の傾向さへ窺はれるのである。尙結核に因る死亡者も、近時年々増加の傾向を辿り、その死亡率は昭和八年に於て收容者一萬に對し一五・四であつたものが逐年増加し、昭和十二年に於ては二四・六となり一般國民の結核死亡率より高率を示すに至つた。又結核に因る死亡が、他の疾病に因るものより格段に多いと云ふことも、一般國民に於けるそれと一致するばかりでなく、實に結核

に因る死亡者は、昭和八年に於ては全死亡者の約三五%を占め、昭和十二年に於ては約四四%を表はして居る。斯くの如きは、如何に結核が、刑務所に於ても亦最も憂慮すべき疾患であるかを示すものである。故に、その豫防と撲滅に於ては、一般社會に於けるものより、より一層大なる注意を拂ひ最善の努力を盡すべきものと信ずる。それは、刑務所に結核が蔓延すれば、刑務所自體の不幸となるばかりでなく、年々社會に送り出さるゝ幾萬といふ釋放者中に幾多の結核患者を包含せしめる結果となるからである。この結果は社會に於ける結核問題に誰れしも影響がないと斷言出來ないからである。

刑務所に於ける結核患者の發病を觀るに、收容前既に發病し收容時に於て結核と診定せらるゝものは、全結核患者の約一四%であつて他の八六%は、收容後に於て發病し若しくは發見せらるるものである。而してこの收容後の發病者に就て、その發病に至る迄の期間を觀るに、相當期間經過後に發病する者もあるが、大多數の者は、收容後一年以内に發病する様である。これは要するに社會に於て既に結核に感染して居つた者が、收容といふ環境の一大變化、換言すれば、拘禁に伴つて精神的並に身體的に受けなければならぬ影響によつて發病を餘儀なくせらるゝからである。

勿論行刑衛生史を緋けば、今日迄刑務當局が、刑務所に於ける結核の豫防並に撲滅に對して爲した努力の跡は、充分之を窺はれる。然し乍ら、刑務當局の結核に對する認識は、一般國民の結核に對する認識より優れて居ると斷言することは出來ない。刑務所に於ける結核問題は、刑務當局が、今日より以上に、結核に對する認識を深めるといふことが、第一義的のものであり又基本的のものであると信ずる。結核は豫防し得るものであり又治療し得るものであることを信條とすべきである。

而して刑務所に於ける結核の豫防に就ては、幾多の問題があるも、先づこの豫防は、收容と同時に開始せられねばならない。勿論今日迄に於ても、收容と同時に結核と診定せられた者は、これを隔離病室に收容して居る。然し乍ら、收容時に於ける健康診査は、結核に對し、特に、精密であるといふことは出来ない。故に今後に於ては、この點に關し、より一層嚴格に、より一層精密に行はねばならない。而も又收容時に於て、身體虛弱又は結核の疑ありと診定せられた者に對する保護觀察といふ手段が完全に行はれて居らないのは、頗る遺憾の至りである。即ち今日の行刑に於ては、休養患者と、恢復期患者及妊婦又は産婦を包含する不具癡疾者なる準病者と、健康者との三區分を以て、その處遇を異にして居るのみである。て、收容後拘禁生活に順化服合する期間に對する處遇に就て、格段の考慮が拂はれて居らないのである。收容時健康診査に於て、病者以外の健康者は、これを甲乙丙丁の四階級に區分せらるゝも、單に區分せらるゝのみであつて、その後の行刑處遇に於ては、殆んど區別せられないのである。これが前述の様に、收容後に結核發病者の多い最大原因であると信ずる。故に、余は、健康診査に於て、丙丁と診定せられた者の中、必要ある者に對し、結核の疾病防止に關する手段、換言すれば、その行刑處遇に付刑務當局が特別に考慮（即ち處遇の緩和といふことを）せられたいと思ふ。殊に野崎陽之輔醫學士が、釋放者に付その收容時と釋放時との健康等位を比較し發表せられた貴重な研究成果を知れば知る程、一層如上の感を深くするのである。

健康等位丙及丁と診定せられた者の中、必要ある者に對する處遇の緩和に就ては、その衣食住に關する日常生活に於て、結核の發病防止に關し、細心の注意を拂ふことの必要なることは、論ずる迄もない。然

し乍ら、その最も重要なるものは過勞を避くることは、勿論、特にその榮養に付深甚の注意を拂ふべきことであらう。今日の行刑處遇に於ては、社會生活に千差萬別の生活様式を取つて居つた受刑者に對し、その榮養は一律であり、而も、若し多少なりとも、その榮養に於て、不注意の點があつたならば、往々所謂浮腫病を多發せしめる虞ある程度のものであるからである。而も結核の發病は、所謂急性傳染病發病と異り、慢性的の經過を取り、往々醫師に於てすら觀過せられやすいばかりでなく、素人には全々認識せられない程である爲め、この榮養に注意するの必要あることを忘却せらるゝからである。

結核患者の治療は、専門の醫師に委ね、病狀に應じ適切なる治療及び保護を加へることが、最良策であることは云ふ迄もない。さて刑務所に於ける結核患者に對する治療は、現在隔離病室に於て、行はれて居るが之で充分であると云ふことは出来ない。これは、結核専門の集禁刑務所を設け、適當な治療保護を加へたいものである。本年行刑當局は大藏省に對し、この結核集禁施設費を要求して居る。目下國家非常時財政時代である爲め、この要求が承認せらるゝや否や今猶不明であると聞く。一日も早くこの要求の實現せられんことを祈つて止まない。

行刑教導論序説

武子喜久治

- 一 行刑教導の觀念
- 二 行刑教導の可能性
- 三 行刑教導の目標
- 四 全人間陶冶方法の提唱

一行刑教導の觀念

私は今、廣義の行刑教化につき所見を披瀝し、各位の御批判を乞はんとするのであるが、こゝに、殊更に「教導」なる標題を掲げたのは、敢て奇を衒はんとするにあらず、行刑に於ける「教化」なる用語が、既に行刑累進處遇令第六章に示されたる如く法規的に其の範圍が限定せられ居るを以て、これとの混同を避けんがために出づる以外、他意なきことを、おことわりして置く。

自由刑の本質及目的については法律と、目的刑思想と應報的思想との論争があるが、吾等行刑官たるものは、今更、是等の論争に右顧左眄することなく教導の實踐に向つて邁進せねばならぬ。何となれば、是等の論争舞臺が如何に轉回しやうとも、近時所長會同其他の機會に於て、大臣以下の訓示並注意事項等にて示されたるより、國家の行刑方針が容易に付度せらるゝ如く、行刑そのものが一の教導事業たるは毫も疑の餘地が存しないからである。

ただ、問題としては「立法は其の次に來る宣告の問題に對しては既に解決済のものとして、また宣告の問題は執行の問題に對しては既に決定済のものとして、各自固有の任務を有するもの」といふ如く刑罰の本質が如何にもあれ、その執行方法は教化的でなければならぬと、刑罰の本質と作用とを分離して考ふべきや、將亦、刑罰と行刑とを一體として考察すべきものなりやの論點が残されてゐるのであるが、私は國家全體主義の立場より「刑法責任とは刑罰賦課の前提條件にして、違法なる行爲ありたることにより、其の行爲者に對し一種の法律上の人格的非難性を基礎づけるところのものであり、一定の違法行爲は當該行爲者人格の法律的非難性の表現なりとする」人格主義の刑事責任理論を是認するを以て、刑罰の本質と作用とを統一的に考察し、行刑の任務は犯罪を肯定して之に基く刑罰を執行することにより其の責任を解除せしめ行くこと、即ちなされたる行爲より推斷さるゝ違法性的人格に對する教導作用によりて國家的法律的非難分子を排除するにありとする。されば實體刑法と行刑とは基本的に歩調を一にすべきものであり、行刑は實體刑法及刑事裁判に對し、其の現實化を計り、其の精神を實踐にうつすものでなければならぬと信ずる。私は以下此の見地より行刑教導につき若干の考察を試みたいと思ふものである。

本來教育なる概念は、其の説くもの世界觀的立場の異なるにより一様ではないが、私は行刑教導の觀念を「刑務官が受刑者の人格的非難性の修正克服を意圖して行ふ文化傳達の作用である」と定義づけ様と思ふ、今これを分析して其の内容を明らかにしたい。

1、刑務官によりて行はるる作用である。

こゝに刑務官とは官制上の本官たると待遇官たるとの區別方は問題ではなく、亦教誨師並教師のみを意味するにもあらず、所長以下全般の職員を包含する廣汎なるものを意味する。雇傭員が積極的な教導作用に參すべきや否やは多

行刑教導論序説

少の疑問なしとしないが是等の職員と雖も非教導性の行動をなすべきではなく、常に受刑者の模範たるべき行動をとらねばならぬものなるを以て教導者としての觀念に容るゝを得ると解する。

2、 受刑者に對して行はるゝ作用である。

こゝには受刑者と限定的に定義づけたるも、こはむしろ、收容者と云ふを妥當とするかも知れぬ、即ち懲役禁錮に處せられ刑務所に拘禁せられたるものは勿論、拘留、勞役場留置者も含む、更に拘置場に收容せられたる被告人に對しても教導作用の拒まるべき理由はない。

3、 受刑者の人格的非難性を修正克服する意圖によりて行はるゝ作用である。

一定の違法行爲は當該行爲者人格の法律的非難性の表現である、行刑教導の目標はこの非難性の修正克服にある。人格の現實性は人の各個別的行爲によつて最も如實に表現されるのであつて、凡て行爲なるものは、この意味に於て過去人格の必然的結果であり、同時に飛躍的なる自己創造の分子を含む。それは、過去一切の行爲的成果として、自己を見出しつゝも、なほ新しき人格構成への段階たる性質を持つ。其の限りに於て個々の行爲は人格の所産であり、行爲者人格の發現であり、従つて行爲により人格に對する非難が可能となり、同時に未來への人格創造の過程でもある。私の念とする行刑教導は、まさに、個々の違法行爲を惹起せる行爲者人格の中に存する非難性を克服し將來的に人格改革をなさんことを意圖して行はるゝものである。而して刑法責任は倫理的のそれではなく、法律的意識のそれである。故に意志の自由といふことよりは獨立した問題であり、刑法の意識に於ける責任は一定の行爲が、其の行爲者の人格との關係に於て法律規範的に非難さるべき關係の確定せられたるを意味する。従つて行刑の要求は完全なる

道德的主體としての人格への改善を必要としない。法律的規定規範性のそれに従つて行動する人格的性状を結成せしむれば足りる。尤も、これはかゝる水準に迄達したりと認めらるゝものに對しては、たとひ拘禁の繼續中と雖も、最早教導作用を休止してもよいとの意味ではなく、より一層高度なる人格結成のために教導の手を伸す一方、可及的速やかに無用の拘禁より解除するため社會復歸の手段を講ずべきであるとの意に外ならぬ。亦教導の目標資料方法等が倫理的たるを拒否するの意味でない。この點につきては私はむしろ後日稿を更めて詳述する如く高度の倫理的なるものを通じて法律的人格への結成を意圖しやうと思ふ。

4、 意圖的なる作用である。

教育作用が無意識的な即ち人と人との自覺せざる影響をも含むものなりや、意識的なる文化活動を云ふものなりやは多少の疑の存するところであらうが、行刑が既に意圖的なる國家の作用である以上、行刑教導が意圖的なる一種の文化活動であることは多くの説明を要しないところであらう。

5、 文化傳達の作用である。

文化とは道德、知識、藝術、技能、信仰等人類の生長發展を助けるための有價値なるを意味するが、これが擴充傳達により法律的人格結成をなさんとするのが行刑教導である。故にその範圍は監獄法並同施行規則に謂ふ「教誨教育」、行刑累進處遇令に定むる「教化」等の如き限定的の活動をのみにあらず、眞善美聖等一切の文化を包含する。従つて教務は勿論、戒護、作業、醫務、經理等一切の行刑分課は夫々の立場より教導的使命を分擔して居ると解さねばならぬ。

行刑教導論序説

二 行刑教導の可能性

教育の効果につきては、古今東西多くの對立的見解がある。其の不可能なりとする立場は、東洋に於ては儒教が「唯だ上知と下愚とは移らず」と説き、佛教的俚諺にても「縁なき衆生は度し難し」となし、亦我が國荻生徂徠の如きも「聖人は學んで得べからず」となして人間の個性は變化し得べきものにあらず之を強いて變化せんとすれば誤に陥ると主張したものであり、更に之を西歐に求むるなら、ショーペンハウエルの如く、人間の本性は盲目的意思であるとし教育を以ては之を如何ともする能はずと斷定せるもの等がある。惟ふに是等の見解はこれと反對なる人生觀の立場よりは容易に論駁し得やう、また宇宙に於ける事物の轉變進化する事實よりもその獨斷を立證し得る。只自然科学的研究殊に遺傳を重視する進化論、優生學等の見地より教育の無力を唱ふるものあるを見る、是等に至りては相當の經驗に立脚し一概に空想獨斷なりと排斥するを得ないのであるが、これにつきても、生物學殊に植物の形態的生理的方面よりの研究結果が果して人間の精神的方面に迄、直ちに適用し得るものなりや、之を人間精神の一般に迄及ぼさんとするは本來の學的領域を超えた獨斷的のものではないか。更に犯罪學研究の成果たる隔世遺傳的特性の存在の如きも其の研究の範圍内にては一應事實として認めざるを得ないのであるが是とも特殊の場合の研究を以て一般を律せんとするは、むしろ學問上の越權ではないかと思はれる。次に可能論と認めらるべきものをたづねるなら、荀子の如き性惡論の主張者ですら人爲を以て性惡を矯正するを得るとなし、佛教にても前述の如き不可能論をなすものあるも、大體に於ては教育其の宜しきを得れば無明を打破し成佛の可能性を信じ得るやに見られる。西歐にては理性主義哲學者達を初めとし、多くの可能論が認められ、之を實證的に眺むるも低能兒教育が相當の成績をあげ得たる事實あり、亦遺傳的活動と見做さるゝ人間の本性も其の順應性、模倣性、暗示性を本具するにより、之を利用することにより本性の轉換を望み得るとなすものが多い。

上述の如き悲觀樂觀の兩論相對峙するは、教化が如何に困難なるかを示唆する、然らば行刑教導の對象たる受刑者は價值の可能態なりや否や、世人或は累犯者の増加年々少からざるを見て行刑の教育的無能を叫ぶものなしとしなす。惟ふに行刑には其の特質上次の如き幾多の障礙が横はる。即ち

- 1 行刑教導の對象たる受刑者は素質的に環境的に其の惡條件の最も甚だしきもののみであり、所謂社會生活の落伍者のみの集りである。そこにまづ第一の困難性が見られる。
- 2 人間の年齢に於て陶冶可能性の大なるは其の年少時代に於て見られる。然るに受刑者は殊に成年刑務所の受刑者は何れも年齢多く、性頑冥にして感受性に乏しく所謂價値受容力衰へたるものが大部分を占むる。
- 3 次に教導の手段上より眺むれば教育と刑罰との矛盾的狀態あるを知る。即ち人間の價値受容性は被教育者の自己活動に俟つもの多く、自由なる精神の解放的狀態より来る。然るに行刑は不自由を本質とする。従つて手段上種々なる制約を受くる。不自由の中に如何にして自由の鍛へを望み得るや。自制、自律、自營等の訓練は自由生活の體驗を通して之をなすに非れば、結局疊上に泳法を習はんとするの愚に近い。
- 4 行刑廣般の運営は日常受刑者に直接する職員配置の潤澤と、相當高度なる教養に俟つべきものが多い、然るに現在の實相にては甚だ窮屈なる状態にて教導上充分なる配置を期待し得ざるは固より、休養の時間、教養の餘裕すら容易に見出し得ない。當局多年職員の増員と待遇改善等のため、種々御努力あらるゝに拘らず容易に其の實現を見ない。
- 5 次に現今の刑罰制度其のものの中に刑期の矛盾を指摘し得る。即ち不定期刑を採用せざる結果既に改善せりと認められ乍ら拘禁の繼續を餘儀なくせられ、一方未だ改善せざるに拘らず釋放しなければならぬ。

斯くの如く種々なる障礙を自らの裡に藏せる行刑教導は、時に「監獄は犯罪學校なり」との冷笑をすら甘受せねばならなかつた。一般の教育効果既に困難なり。更に行刑は其の特質と、更に一段の困難性を内在する。さり乍ら吾々教導の任にあたるもの、これに辟易し挫折するが如きことあつてはならぬ。私は動もすると吾々同僚の中にすら、行刑教導を第三者の事の如き態度にて、冷淡なる心を以て受刑者を批判し、教導効果のあがらざる罪を彼等の遺傳や、天賦の素質や、社會的環境の罪に歸せしめやうとするものあるを見るのを遺憾とするものであるが、斯くの如き心境の住する限り、刑務官は自己の責任を出来る丈け回避し、自己の無力さ、無能さを辯疎するに過ぎぬ。

行刑統計の示すところに依れば、吾々は上述の如き困難の中にて、而かも累犯者の中から幾多の更生者あるを目撃し教導の實蹟あがれるを認め得るのである。吾々行刑教導の重任にあたるもの聖徳太子憲法第二條中の一節「人尤も悪しきもの鮮し、能く教ふるを以て従ふ、只それ三寶に歸しますれば何を以てか枉くるを得る」なる有難き御教を肝に銘じ、教導困難の克服に邁進せねばならぬ。

三 行刑教導の目標

行刑教導の對象は、刑に處せられたる人間特に日本人を對象とする。教導の前提として犯罪者の人格的缺陷を究明し、それを改善する方策を講ずるは勿論必要であるが、此の點につきては本誌上に於ても先輩諸賢により幾度か論議せられたことであり、亦行刑の實際に於ても相當の實踐的努力が拂はれてゐることであるから、こゝには之を省く。今、私の云はんとするのは、人間として將、日本人としての本質究明をなすことによりこれを教導の一立脚點となさんとする立場である。

「人間とは何ぞや」なる課題は、スフインクスの謎以來、否それよりも我々がこの世に存在して以來、自らが自らを解し得ざる問題である。まことソフオクレスが「世界に奇蹟が多い、併し人間はその最たるものである」といふ如く、不可解そのものである。

人間の解釋法として先づあぐるべきものは生命現象を自然界の一現象と同一視し、因果といふ自然律を以て、人間を説明せんとする自然科学的人間學である。この立場は人間の理性を以て特殊なる獨立の能力とは見ずして、人間と動物との差は質の差にあらず量の相違であり、人間の精神とか理性とか云ふも何等獨立の起源あるにあらず、類人猿の發達せるものに過ぎぬとする。然るにこの見方は吾々人間には自然科学のみにては解し得ざる精神的價值判斷の如き超因果的關係の世界あるを忘れたる一面的見解に過ぎぬ。

次は人間の本質を以て一種神的なる觀念力を持つ獨特の存在であるとする理性的人間學がある。然るにこの見方は前とは逆に人間に感情的本能的存在たる一面あるを忘れた片面的見解であつて吾々の承服し得ざるところである。私はこの兩見解の云ふ自然と理性、感性と精神とは何れも人間性と同一種すべきものではなく全人間性構成の契機であるを知る。動物であり乍ら神にあこがれ、地上性と崇高性とを同時に据えてゐる二重的性質こそ人間本來の姿であらうと信ずる。惟ふに我々人間の生命は意識的に目的をたて、自己發展を營む統一體である。而してその目的は刹那刹那に生滅起伏する如き一時的の小目的ではなく究極的理想である。生物學の見方からは自己保存をその本能とするが、私はかゝる生物學的な生命から自己を解放してより高い内面的な精神的價值、即ち眞善美等の客觀的價值を認識追求し歴史の中に文化を實現するを人間の本質とする。即ち人間は文化的の存在である。而かも文化は社會的歴史の所産である。故に文化實現を本質とする人間は同時に社會的歴史的存在である。人間は社會的歴史的關係に於てのみ、生存し、生活し、向上し、發展し文化の實現をなし得る。其の文化實現の舞臺とも云ふべき社會の形態の中最も本質的にして、亦最も完全なるものを求むるならば、個的存在としての個人と類的存在としての民族的國家であ

らう。それは所謂具體的普偏者であり、神性の顯現である。かゝる意味の民族國家の一員としてこそ人間の存在性も確立せられる。かくて人間が社會的存在たることはより適切には國家を有つといふことである。されば人間の存在は國民としてのみ完全である。人間は國家を通じてこそ文化の實現をなし得るものであり、國家の理想を實現することによりてのみ自らの理想を實現し得る。而して國家には夫々の國性がある。國性により定つたる國家組織の體制を國體といふ。故に人間究極の理想は國體に合致し、これと一體になり文化的活動をなすにある。かくて我國に於ては、日本人として國體を擁護しつゝ、生くることのみが人間としての理想を實現し人類文化に貢獻する所以の途であり、その歴史的使命である。而して犯罪者といひ、受刑者といふも我が同胞であり、眞の日本人であらねばならぬ。故に行刑教導といふも結局、日本人たるの歴史的使命に目醒めしめ、日本人たるの自覺を通じてこそ、眞の意義があるものと云ふべきであらう。此の要求はとりもなほさず、行刑教導の上に於ても國體の明徴日本的なるものの宣揚を一層強く要望されるのであるが、我々はこの要望が兎角陥り易き偏狹と固陋と喘ふべき獨善とより警戒しなければならぬ。即ち先づその

1. ファツシズム化を避けることである。

文化と教育とは國家の精神によつて貫かれねばならぬのは勿論であるが、國家は單なる政治的存在ではなく、むしろ、その内面性に於て、その倫理性に於て、その神性に於て見、その精神に於ての教育でなくてはならぬ。

2. 民族を固定せるものと見てはならぬ。

民族は永劫の理想に向つて不斷に創造する發展的生命態である。そして創造發展は異民族との接觸關係を通じて自己を發展するの外はない。日本化を強調するの餘り、文化の自家受精、文化の血族結婚は嚴に慎まねばならぬ。素朴にして現代的、現世的、情意的にして内面性の乏しかつた日本精神は克己的の支那思想、來世的の印度

思想、合理的の歐羅巴思想、實利的のアメリカ思想等、我が日本の文化内容を豊富にし強力なものとした。人間の自覺は他の存在とそれとの統一に於て一層明析となり、一層の強さを増すことを忘れてはならぬ。かゝる、注意と警戒との下に日本行刑教導の理想を求むるならば

國民各自が萬世一系の皇統を絶對不動の中心と仰ぎ乍ら、自己の職分を恪循することにより全體國家へ奉仕し、一面國際協調の精神を重んずべき世界的大國民を養ふ
 點にあることは容易に首肯し得るところであらう。私はこの基本觀念を立脚點とし、「よき日本人」としての教導を通路として受刑者の人間的改造を圖るこそ日本行刑の行くべき途であらねばならぬと信ずる。

四 全人的陶冶方法の提唱

犯罪統計は利慾・懶惰・貪慾・色慾・憤怒・怨恨・復讐・貧困・疾苦・生育不良・出來心・虚榮・射倖・家庭不和・誘惑・刑餘の不信用等を犯罪原因の主要なるものとする。人或はこの直接原因のみに捉はれ、その教導もこの直接原因を除去するを以てその主たるものと考へ、即ち懶惰なるものには勞働の習慣を養ふべし、激情性のものには事によりて冷靜なるべき修練を施せばよし、輕卒なるものには重厚なる態度に導けばよしと云ふ如く對症療法的の方法間的教養によりてのみ眞の人間完成への目的が達せらるゝのではあるまいかと思ふ。惟ふに人間性はその全契機が未分化渾一體をなすところに特色がある。それは若干の要素を寄せ集めた寄木細工の如きものではなくして内面的全一的具體的なる生命態である。人間性の斯くの如き必然性は特殊なる局部的教育によりては全人間的教養を不可能ならしむるのではあるまいか。ペスタロッチーは「立法と嬰兒殺し」なる著作の中で「嬰兒殺しといふ如き一見特殊なる

犯罪もその由つて來るところを仔細に辿れば偽善・輕卒・名譽心・貪慾・淺慮・浪費・貧困等源泉は複雑極るにより其の救濟方法は人類惡徳の一般源泉の防止に立脚しなくてはならないとして嬰兒殺しに丈け應ずる特殊なる救濟方法を斥けて偏へに人間精神の一般的教養を主張してゐるのは眞に正しいと見られる。私は總ての惡徳は凡ての美德とともに一般的關聯をなしてゐると見たい。其の意味に於て「他人のものを盜む勿れ」といふ如き特殊なる教導方法があり得ない。他人のものを尊しとなし他人の權利を侵さざるとする教育は如何なる誘惑にも克つて善き事正しき事となし得る一般的教導以外のものではない。凡て人間の意識を對象とする仕事は局部的方法に訴へるのみでは不十分である。斯く考へて本質的の意味に解された人間教育は全體的教養であり、全體的教養を外にしては眞の人間教育はないものである。科學的個性調査固より必要であり、個別處遇亦相當の效果あるは私も之を是認する。只斯くの如き方法に於ても常に全體的方法を基本とし、其の基礎の上に分類方法が考へられ、個別處遇が講ぜられねばならぬ。然れば、この全體的方法は如何にして行はるべきか。私は之を生活と理念、自然と理性、現實と理想、あるものとあるべきものとの統一を意圖する體験的陶冶方法を其の根本原理としたい。我々人間の生命は一面には過去現在未來の歴史に關連を有するとともに國家、家庭といふが如き全體社會に影響せられ、他面絶えず自らの空虚を充すべく或る物に向ふ文化的並に發展的構造關聯である。體験とはかゝる伸びんとする力、生きんとする力を自らのうちに藏する人間生命が種々なる外部的條件に關聯し乍ら自らを文化創造と其の内容の豊富に導かんとする價值實現、意味志向の知情意合一なる全人的活動を意味する。即ち生命が生命それ自體の本質的對象を具體的直觀的綜合的に捕捉して、それを實現するところの價值活動を云ふ。而して教導は環境の客觀的文化によつて精神を形成すること、客觀精神の主觀精神への移動であるが故に、其の方法は、生きんとする、また伸びんとする力を自らのうちに藏する被教導者の生構造と客觀的價值との合致する點に眞正の意義を見出し得べき體験的陶冶方法を其の原理となすを適切なるものと考へ

る。體験なる語は通俗の意義に於ては「生活」「經驗」等の語と混用せられるのであるが、「生活」とは自己に存するものをあらはし行くを意味し、體験の目的をもち、内容對象に關係し、價值に向ふものであるとは異り、また「經驗」とは外面的の感覺によつて外部から印象を受くるのが本來の意義であるのに對して體験は、ドイツ人も謂ふ如く「吾々に與へられたるものではなくして直接に有するところのもの」にして價值と理想とに關係する内面的活動である。斯く體験の作用は思惟と行動、概念と直觀、抽象と具體とを包容統攝し、價值希求、意味志向の全生命的活動である。従つて體験を基礎とする陶冶觀は單に理論的・藝術的・道德的・宗教的・實用的價值等の何れかの一面のみ偏するものではなくして、そこには主觀と客觀理想と現實、作用と内容、個人と社會、普偏と特殊等の一切を包攝止揚する全人的陶冶觀である。

私のつたなき企圖は進んでこの教導觀を行刑實踐の上に如何に展開せしめ、日常の仕事の上に如何に具體化するかにつきての検討にあるのであるが、この點につきては他日稿を更めて賢明なる讀者各位の御高評を乞ひたいと思ふところである。

少年刑務所に於ける副食物の改善

(一)

川越 少年刑務所

はしがき

- 一、調査方法
- 二、基礎調査
 1. 被験者の體位、生活狀況
 2. 栄養給與狀況
 3. 耕耘地生産に關する調査(以上本號)
 4. 受刑者の嗜好調査
- 三、副食物の改善の方法
 1. 副食物改善の方法
 2. 副食物の改善前後に於ける栄養量比較
 3. 改善献立例
- 四、副食物改善実績
 1. 體位に及ぼせる影響
 2. 栄養状態に及ぼせる影響
 3. 副食費に及ぼせる影響
 4. 受刑者の改善食に對する感想
- 五、あとがき

はしがき

受刑者の營養問題に就いては既に二三實驗せられた所がある。然し、多くは、絶えざる合理的、科學的研究を伴ふことなく徒らに舊套を墨守するにとどまる四の如き献立表を示してゐる。舊來各所の收容者用献立の良否を措いて、(註1.)こゝではたゞ當川越僅かに一箇年の実績に關するものであることを諒承せられたい。

川越に於て特に此の程改善事業に着手したる理由に付いては多く云ふを要しないところであらう。此の所に於ける行刑の對象が犯時十八歳未満の少年であることを知り、精神教化の基礎としての身體の健全さの重要なこと眞に「健全なる精神は健全なる身體に宿る」ものなることを知るものにとつては、今更の贅言を要しないところである。殊に刻下の時局をおもふに於ておやである。なほ此の改善に參調し専ら之を指導調査せられたのは、甲賀正亥氏である。附記して謝意を表する。

註(1) 甲賀正亥「受刑者の營養問題に就て」刑政第五十二卷第十號四十八頁以下參照

一、調査方法

副食物改善の基礎的調査として、改善前一ケ年間、(自昭和十二年十月十一日)の献立表による食品の使用狀況、月別栄養給與狀況、調理法、耕耘地生産物、收容者の生活狀況、身體狀況、收容者の嗜好等に關する調査を行へり。而して、之に基き副食物改善の方針を樹立し、以て、改善献立表を作成實施したり。而して、他方この改善献立が收容者の體位の消長に及ぼす影響を觀察する目的を以て、はじめ作業程度のほぼ等しき收容者の中より嚴重なる健康診断の結果百餘名の被験者を選定せり。

少年刑務所に於ける副食物の改善

然れども、試験期間中假釋放、轉業等のため順次被験者は減少し、試験終了の昭和十四年九月には四拾四名となり。よつて、この四拾四名につきて、昭和拾三年拾月長、體重、胸圍、上膊圍、營養状態を測定調査せる結果を取り纏め報告する事とす。而して、こゝに注意す可きは、刑務所の特殊事情により對照粗を求め難きたため、同一被験者の昭和拾貳年拾月より昭和拾參年九月に至る體位(身長、體重、胸圍)の消長を調査し、之と比較對照せることなり。もとよりかゝる對照を以てしては、身長、體重、胸圍等の増減比較は、妥當ならず、因つて、該身

少年刑務所に於ける副食物の改善

長、體重、胸圍等に就ては、その妥當なる判断を期する關係上増減の量に重點を置かずして、増減變化の傾向に對し最も重點をおきたり。

第 1 表

年 齡	19 歲	20 歲	21 歲	22 歲	23 歲	24 歲
人 員	10 人	15 人	11 人	3 人	4 人	1 人
身 長	157 種	158 種	158 種	165 種	158 種	157 種
體 重	49.92 斤	51.26 種	52.75 斤	58.97 斤	53.51 種	44.80 斤
胸 圍	78.60 種	80.60 種	81.10 種	85.30 斤	83.50 種	87.00 種

(上表ハ昭和十四年一月現在調査トス)

二、基礎調査

1. 被験者の體位、生活狀況

被験者の年齢別の平均體位を觀るに第 1 表の如し。又、本調査の施行期間中の被験者の生活狀況は大體に於て、第 2 表の當所作業動作令に據りたるものにして、その勞作程度は概ね中等度に屬するものと推定せらるゝものなり。

2. 營養給與狀況

先づ主食として、米麥飯をとり、その混炊比率は米四分麥六分なり米は農林省拂下古米、麥は市販購入の押麥なり。而して、被験者は、朝、晝、五等食、夕食は四等食をとれるものなり。副食物としては、副食豫算僅少なため副食品の大部分は植物性食品にして、僅かに夕食に干魚、豚肉の少量を時々用ふる程度たり。今當刑務所にて改善前使用せる食品を列舉せば次の如し。

一、植物性食品の種類

- 禾穀類——小麥粉、浮粉、白糯米、(三種)
- 荳菽類——大豆、小豆、鶉豆、油揚、黑胡麻、味噌
- 根菜類——甘藷、馬鈴薯、里芋、大根、人參、牛蒡、

第 2 表

月別動作	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月
起床	六、三〇	六、〇〇	五、三〇	五、三〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、三〇	五、三〇	六、〇〇	六、三〇
朝食	七、〇〇	六、三〇	六、〇〇	六、〇〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	六、〇〇	六、〇〇	六、三〇	七、〇〇
就業	七、三〇	七、〇〇	六、三〇	六、三〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、三〇	六、三〇	七、〇〇	七、三〇
休憩	自 10、00 至 10、15	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
晝食	11、00	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
就業	11、40	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
休憩	自 11、00 至 11、15	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
夕食	四、10	四、10	四、50	四、50	五、30	五、30	六、10	五、40	五、30	五、30	四、50	四、00
就業	四、50	四、50	五、30	五、30	六、00	六、00	六、00	六、00	六、00	六、00	七、00	七、30
罷業	七、40	七、40	七、40	七、10	七、10	七、10	六、40	六、10	六、10	七、10	七、40	七、40
就寢	九、00	九、00	八、30	八、30	八、30	八、30	八、00	八、00	七、30	八、30	九、00	九、00
作業時間	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00	11、00

切干大根、

葉菜類——葱、玉葱、小松菜、菠蔞草、白菜、漬物と
して小松菜、大根、

蕪菜類——茄子、南瓜、冬瓜、胡瓜、トマト、漬物と

少年刑務所に於ける副食物の改善

して、胡瓜漬、

水生類——蓮根

果實類——蜜柑

海藻類——昆布、若布、ヒヂキ、

少年刑務所に於ける副食物の改善

其他——調味品として、醤油、黒砂糖、食鹽、種油、カレー粉、外に製茶、

二、動物性食品の種類

獸肉類——豚肉のみ

魚肉類——秋刀魚、鯖、鱒、鱈、鮫、鰯、鯧、鮪、鮒、鮓、目刺、干鰯、鹽鮭

調味料としては、味噌、鹽、醤油にして、砂糖の使用は殆ど稀なり。調理法は時に經濟的條件に支配され、極めて單調にして、朝夕二回は味噌汁、若しくは醤油汁、晝食は動物性食品全くなき野菜の煮付を給與するに過ぎ

9月1日

調理別	菜 品	數 量
朝 食	味噌汁	40
	味噌汁	60
	胡麻鹽	1 1 3
晝 食	煮付	40
	胡瓜漬	300 30
夕 食	豆汁	40 20 60 1 30
	胡瓜漬	

す。尙特記す可きは朝、夕の味噌汁中に人工製劑たる肝油を連用せることなり。當刑務所の菜代は一人一日三錢五厘(昭和十三年三月)四錢一厘(昭和十四年四月以降)と云ふ貧弱なるものなれども、衆國生活をなし居るため食品の大量購入による買價低廉と野菜の自作並に調理に用ふる薪炭費の菜代に算入されざる點等の事由により頗る利益を得て居るものなり。

今左に改善前献立の數例を示せば、次の如し。

9月2日

調理別	菜 品	數 量
朝 食	味噌汁	40
	味噌汁	60
	胡麻鹽	1 1 3
晝 食	煮付	40
	胡瓜漬	300 50 30
夕 食	味噌汁	40 60 1 30
	胡瓜漬	

9月3日

調理別	菜 品	數 量
朝 食	味噌汁	40
	味噌汁	60
	胡麻鹽	1 1 3
晝 食	煮付	60
	胡瓜漬	10 30
夕 食	味噌汁	40 60 1 30
	胡瓜漬	

9月5日

調理別	菜 品	數 量
朝 食	味噌汁	40
	味噌汁	60
	胡麻鹽	1 1 3
晝 食	煮付	4本 10 40 30
	胡瓜漬	
夕 食	豆汁	20 60 1 40 30
	胡瓜漬	

9月4日

調理別	菜 品	數 量
朝 食	味噌汁	40
	味噌汁	60
	胡麻鹽	1 1 3
晝 食	煮付	300
	胡瓜漬	40 30
夕 食	醬油汁	20 60 40 30
	胡瓜漬	

副食物改善前一ケ年即ち昭和拾貳年拾月拾壹日より昭和拾參年拾月拾日に至る献立表につき、月別に、副食物中の粗蛋白質、粗脂肪、含水炭素、總灰分、石灰(CAO)

少年刑務所に於ける副食物の改善

トランス。鐵 (FEDトランス)。燐 (PHOSトランス)。食鹽を「日本食品成分總覽」の分析既知價により算出するに第3表の如し。

第3表の一ケ年間の平均値を、全國刑務所の副食物中の栄養成分量(註1)と比較するに、刑務所中にて極めて不良なる部類に屬す。即ち調査刑務所四十六中カロリーに於ては第三十九位に位し總蛋白質にては第三十八位にありたり。

抑々給與栄養量は各人の體位を基礎として之に年齢、勞作状況等の諸條件を考慮斟酌して定む可きも、少年刑務所にては少くも、副食物中より熱量五〇〇カロリー、

第 3 表
1 年間副食物中栄養成分量

月 別	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水炭素	總灰分	磷酸	石灰	鐵	食鹽	熱 量
1 月	21.1	1.6	8.6	85.5	34.6	1.565	0.394	0.078	25.31	517
2 月	19.6	2.6	8.1	58.4	30.2	1.291	0.358	0.069	22.98	395
3 月	19.6	2.3	11.6	54.8	18.7	1.368	0.461	0.047	22.55	413
4 月	24.0	2.1	8.4	72.3	34.8	1.996	0.430	0.090	25.20	473
5 月	23.1	1.8	18.0	51.2	32.1	1.408	0.390	0.053	24.80	317
6 月	24.4	2.5	10.1	40.9	30.3	1.407	0.376	0.056	22.65	362
7 月	24.9	1.4	9.0	62.7	29.5	1.739	0.329	0.046	20.64	286
8 月	25.2	1.6	8.8	58.8	29.5	1.273	0.318	0.063	29.28	442
9 月	21.8	0.8	7.3	55.9	26.4	1.739	0.445	0.052	24.97	398
10 月	18.4	2.4	8.4	64.7	28.4	1.445	0.067	0.060	22.23	383
11 月	18.8	1.7	8.0	65.4	28.8	1.365	0.276	0.050	21.83	417
12 月	19.2	1.5	9.4	42.9	31.1	1.245	0.069	0.052	23.31	434
平 均	21.7	1.9	9.2	59.4	29.5	1.540	0.368	0.059	23.81	403

蛋白質三八瓦を給與せざる可らず。又動物性蛋白質は發育期中にある少年受刑者にとり極めて重要な栄養成分なり。(註2)

第3表に對する批判は之を措くも、その各成分量の概ね不足せるは明瞭なるべし。(註3)

右の外、調理法につきても、非科學的にして、幾多貴重成分を逸失せしめ居たる状態にして、改善の要極めて多かりしものなり。

- 註 1. 甲賀正亥「受刑者の營養問題に就て」刑政第五十二卷第十號四八頁及四九頁の表參照
- 註 2. 同右の五三頁參照
- 註 3. 同右の四八頁、四九頁の表五三頁、五四頁及五九頁參照

3. 耕耘地生産に關する調査

菜代少なき刑務所の副食物にとつて、耕耘地の適、不適の重大なる影響あるは、今更贅言を要せざる所なり。この見地より副食物改善の基礎調査として、當所に於ける従前行ひ來たりし蔬菜の栽培状況につき調査せり。當所に於ける従前行ひ來たりし蔬菜品目及生産高は第5表の如し。

右第5表の當所耕耘地蔬菜は種類も相當多く多年の經少年刑務所に於ける副食物の改善

驗により寔によく管理せらるゝ所なり。然れども、營養學上より觀るとき未だ栽培野菜品種少く、又、季節的配分に於て適正を缺けるを認められたり。特に、夏季ビタミンA含有野菜の少きは大きな缺陷にしてこれが改善の必要あり。この目的を以て、トマトの收穫期間を長くせしむる一方、つる菜の如きビタミンAを含み且つ眞夏の候、使用可能なる野菜の栽培を奨励することとせり。

4. 受刑者の嗜好調査
副食物の改善に當りて受刑者の食品嗜好状況を調査するは、極めて重要なを以て、基礎調査の一項目として行へり。

本調査に限り當所收容者の大部分即ち二五四名に對し、第6表の如き調査表を與へ記入せしめたり。その調査結果を觀るに先づ鳥獸肉に就きては、豚肉、鶏肉は好むも、牛肉を嫌ふものは相當多し。これ、本受刑者は、大部分關東出身のもの多きため、牛肉を食べ慣れぬためならむか、嗜好は訓練により容易に矯正し得るものなることを示唆せるものと云ふを得可し。又生魚類につきては、ドゼウの如き特殊のものを除きては、稍々好める部類に屬せるものなり。然れども、この中注目す可きは、値段の高き鯛、鮪、刺身等を好み、市價廉なる

第 5 表

作物名	收穫數量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
馬春夏牛里胡茄養南	8,000												
鈴蔴大	2,400												
薯菜根	2,400												
莠芋瓜	4,000												
干茄瓜	2,400												
瓜諸葉	3,200												
冬甘三	2,000												
葱	12,000												
葱	800												
參	4,000												
參	4,000												
參	1,200												
參	24,000												
參	800												
參	2,000												
參	2,400												
參	800												
參	800												
參	800												

(上表ニ於ケル線ハ各野菜ノ收(穫)ノ時期ヲ示セルモノトス)

まさる者も亦尠からず。

以上の嗜好調査結果より観るとき、發育期に必要な成分を含み且つ市價廉なる鰯、鯿、乾魚、トマト、大根、人參等を嫌ふ者多きを知る。故に、努めて、かゝる食品を給與し、以て、在所中に於ける受刑者の健康を増進、確保するのみならず、彼等の嗜好を矯正善導し、以て、出所後の食生活の合理化をも策するの必要ありと認められたり。

又一般的に、偏食の度大なるもの程、發育は悪く、調査食品中三十餘種類をも嫌ふものありたり。寔に、その偏食狀況は、寒心に堪へざるものなり。而して、右調査結果は次表の如し。

食品名	区分		好		普		通		嫌	
	人員	人員及比率	人員	總人員ニ對スル%	人員	總人員ニ對スル%	人員	總人員ニ對スル%	人員	總人員ニ對スル%
牛肉	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七
猪肉	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七
鶏肉	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七
牛	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七
豚	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七
鶏	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七	一七二	二二七

少年刑務所に於ける副食物の改善

少年刑務所に於ける副食物の改善

すいたか海	あかは竹煮	しひめさ
	まん	ら
る	鯉 さ	すもざし鱈
	ぼべ	ぼ
めかこに老	りこん輪干	しのしみ
九一三六八四 三〇三八四〇	五二八〇五 五〇二七四	三四六二一 三四〇三八
七八八六七五 六二七六二五 〇七八一四一	六八六八六 一六八一〇 〇六七五六	五五六八四 二六三七六 四七〇八五
四三一四四七 六〇九九八七	六二五四六 四八三二八	六七六二七 六三七〇〇
八一七九八〇 一八五三九三	五一〇六六 二〇九五八	六八六七七 〇七四九六
五四二七二七	五六九五二	五三二一六 五七七一六
五五四四八四 九五七六七六	三二七二二 八四五〇六	一四〇四六 七六六三〇

ナダキトト	ササマシゴ	ナソ
ツイリウ	トツツヒ	ンキラ
トコボガ	イイマ	ンマ
ウシント	モモケケマ	メメ
チニササマ	ニイサシア	ドウ
クボン	グシワ	ジサ
ワシマバロ	ンシケキリ	ウギ
キホカダタ	ネゴニジダ	ソソ
ヤウ	イマ	ンヤ
ヤレ	コネ	ボガイ
ベン	ツ草ブンギ	ギウソモズ
	フウナタミ	サビ
	ク	フ
	ジメラクソ	シ
	ンボズワシ	テ
	ツ	ミキ
	ケシケンル	

タハバ	ギタトトギ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇	嗜好調査表	名氏	年	月	生
ウ	リンウ	品								
タ	マニニニ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ヒム	ウゴククク	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ウバワ	ノヒカカハ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ド	カ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ソソメ	リキウコン	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
コカシ	カカナハア	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ロツチ	レ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ツレユ	ラチ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
ケツ	イ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					
	スヤススナ	品	目	キフス ラツ イウキ	XΔ〇					

秋	ハ
鰻鯉刀鯖鮓	鯉鰯鮭鮓鯛
魚	ム
八六九七一 四八七一三	六六八七〇 二二九八九
七六七六八 二六七七三 四一六三九	八八七一八 三三四〇二 八八四一三
四五四五三 八四〇九〇	六六六五三 六四四五五
八一五三一 九三二二一	六五五九三 〇二二七八
三三一二一 二二七四一	二二二二一 六八八一〇
八二六九四 七六七四三	〇一一八三 二〇〇三九

少年刑務所に於ける副食物の改善

少年刑務所に於ける副食物の改善

蓮	と冬南茄人	大牛馬甘	玉里青ホ	味油が豆納	南そ大そそ	うバ牛鶏數
			レ葱	噌も	京ら	どの
根	と瓜瓜子參	根莠薯諸	葱芋菜草	汁揚き腐豆	豆豆豆んぼ	んン乳卵子
一七九	一六九	一七四	一〇八	一〇〇	一〇九	一〇九
六三九	六〇四	七四〇	九七六	八八七	七七七	七八七
五三	四八四	四九七	一四七	三三四	三四五	四二二
二〇九	六三八	八八一	五六七	五五五	五七〇	八〇五
二五	四九一	二二三	三八五	〇六二	四二七	七一〇
八九	六五六	一四三	一三五	三二四	五四六	六〇七

ビコカシカ	胡松椎ひ	海若福梅奈	澤干こ切
レ			ん干
プロツチ	鮫	じ	神良庵に大
テツレユ			ゃ
キケツ	麻茸茸き	苔芽漬干漬	漬瓢く根
二二二	二二二	二二二	二二二
一五八	三五一	〇四八	六七三
八八八	九六八	八五七	六六五
三三四	二〇三	一七四	三七二
一六八	一六九	一九〇	〇七八
三三二	一八三	四七五	七五八
三五一	九二五	〇一六	一三六
三三三	七二二	五八二	八〇三
〇八三	五三八	七〇〇	〇九カ
一〇四	一八六	八六〇	三九四
三一	〇七二	三四三	九一三
九六〇	一四五一	一二九	一四四

三、副食物の改善の方法

1. 副食物改善の方法

イ、副食物の改善の要點

上述「三、基礎調査」に記述せし如き被験者の體位、並に生活狀況に基き適切なる栄養量を算出決定すると共に、従來の栄養攝取狀況を基礎とし、具體的實行方針を樹立せり。

抑々刑務所の栄養改善方針を一言にして言へば、最少經濟營養法を企畫實施するにあり。よつて左の如き諸點の改善を施行せり。

(イ)、食糧品の購入に當りては、時價廉にして、品質優良なるものを嚴選せり。従來使用せざりし經濟的蛋白質源たる乾魚、豆製品の使用は之が一例なり。

(ロ)、献立製作法は、佐伯博士創案に係る單位式献立法

少年刑務所に於ける副食物の改善

(毎回食ノ合理化ヲ計ル献立法)に可及的準據せり。最新の栄養學は、「最經濟的の献立法は、毎回食を營養上完全たらしむるにあり」と教示す。

(ハ)、調理法を科學化すること

調理に當りては、炊夫を指導し、營養分の破壊、逸失する等の調理を避けしめたる、又大豆の前夜よりの浸け汁等を活用せしめたる、野菜は丸の儘洗ひて後切らしめたる等々、努めて科學的に行はしめたり。

(ニ)、攝取法の改善

咀嚼、腹八分目、自主的嗜好を體得すべし、等の攝食上の重要諸點を説明し、之を遵守す可き習慣養成に努めたり。

ロ、營養給與量の決定

副食物中の營養給與量を決定せむとするには、先づ當所受刑者の總營養要求量を、受刑者の體位を基礎として、年齢、勞作時間、勞作程度、睡眠時間等を斟酌して算定し、之より主食中の營養量を控除せざる可らず。

(イ) 熱量

ベネデクト、高比良等の研究によれば、エネルギー代謝

(ロ) 蛋白質

蛋白質の必需量に就ては、色々の研究あれども、研究者により區々たり。鈴木(梅太郎)其他諸家の説を綜合すると、平均體重五〇瓦として日本人(成年男子)の蛋白質必要量は九〇―一六〇瓦の間なるもの、如く思惟して大過なかる可し。

又厚生省にて發表せる日本人成年男子一日蛋白質必需量を七五―八〇瓦とす。而して、蛋白質必需量は勞働により増加せざれども、年齢により大いに異なるものなり。故に、少年受刑者には、上述の八〇瓦程度にては、十分ならずと思考す。こゝに於て、安全率を考慮して、一日一〇〇瓦の蛋白質を給與することとせり。而して、動物性蛋白質は、經濟上實行可能性ある十五瓦を最低給與限度とせり。

(ハ)、副食物中に含ましむ可き營養量

本調査の被験者は、概ね、朝、晝、五等食夕四等食を食せるものなり。よつて、總給與量より主食中營養量を控除したるものを副食物中に含ましむ可き營養量とせり。第7表は之を示せるものなり。

右の外、ビタミンA B C 及び各種無機質の過不足

少年刑務所に於ける副食物の改善

第 7 表

成分 區分	蛋白質 瓦	動物性 蛋白質 瓦	脂肪 瓦	含水 素炭 瓦	熱 量 カロー
主 食	63.7	—	7.3	53.46	25.21
副 食	38.0	15.0	規定セズ		500
計	101.7	15.0	—		30.21

第 8 表

區 別	蛋白質 瓦	動物性 蛋白質 瓦	熱 量 カロー
改善前	21.7	1.9	400.3
改善後	38.0	15.0	500.0
差 引	(+) 16.3	(+) 13.1	(+) 97

なき様注意を拂ひたり。

2. 副食物改善前後に於ける營養量比較

第8表に示せる如く、副食物改善前後に於ける副食物の營養量を比較するに、熱量につきましては、改善前に比して、九七カロリーの増加を示し總蛋白質に於ては、改善前よりも、一六・三瓦の増加をなし、殊に動物性蛋白質の増加は、一三・一瓦に達したり。

量は、體重よりも、體表面積によりよく平行すると、之により受刑者のエネルギーの代謝量を測定せむとするには、體表面積を求めざる可らず。

體表面積は、高比良氏の算定式 $A = W^{0.425} \times H^{0.725}$ によりて、平均體表面積 $A = 1.73 \times W^{0.425} \times H^{0.725}$ (W=體重、H=身長)によりて、平均體表面積を求むるに、一・五〇六平方米となる。而して、平均年齢は二〇歳なるを以て基礎要求量(一日)は一三六八カロリーとなる。次に、勞作に要する營養量は、幾干なりやと考察するに各作業により區々なり。よつて、中等度の勞作を營めるものとして、基礎要求量の〇・五倍を要求するものとせり。又食物の徒費量は、芥川博士によれば、「受刑者の攝取食物の吸収率は攝取食の一四%なり」と。これにより、被験者の總營養要求量は、左の如し。

被験者の基礎カロリー、一日、一三六八(二〇五二) ←
勞作に要するカロリー、一日、六八四(二〇五二) ←
消化吸収作用ニ要スル、カロリー、一日一三七(二四九五、カロリー) ←
即ち生理的保健總カロリー二五〇〇となる。而して、食物廢棄量二〇%を加味して、總給與カロリーを三〇〇〇カロリーと決定せり。

10月24日

少年刑務所に於ける副食物の改善

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水素炭素	熱 量	
朝	味噌汁	煮 干	4	2.3	2.3	2.0	—	11
		味 噌	40	3.4	—	1.7	7.5	60
	胡麻鹽	葱	60	2.3	—	0.3	1.9	24
		胡 麻	1	0.2	—	0.4	0.2	6
		鹽	3	—	—	—	—	—
晝	味噌カケ	干 鰯	20	11.6	11.6	0.3	—	50
		大 根	200	1.2	—	0.6	3.2	24
	焼キ鰯	小麥粉	5	0.7	—	0.1	3.7	19
		味 噌	30	2.9	—	0.6	3.0	26
		計		43.6	16.2	11.4	40.0	45.1
			瓦	瓦	瓦	瓦	ワ	

10月23日

少年刑務所に於ける副食物の改善

3 改善献立例

改善献立一週間分を示せば次の如し。

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水素炭素	熱 量	
朝	味噌汁	味 噌	40	3.4	—	1.7	7.5	60
		煮 干	4	2.3	2.3	0.2	—	11
	胡麻鹽	南 瓜	60	0.7	—	0.2	2.5	16
		胡 麻	1	0.2	—	0.4	0.2	6
		鹽	3	—	—	—	—	—
晝	鐵火味噌	煮 干	2	1.2	1.2	0.1	—	6
		味 噌	40	3.4	—	1.7	7.5	60
	鹽	大 豆	40	15.6	—	6.4	10.0	165
		葱	60	2.3	—	0.3	1.9	24
		砂糖	15	0.6	—	—	12.5	53
	モミ	醬 油	20	0.2	—	0.1	1.9	9
		大 根	30	0.2	—	0.1	0.5	4
計			45.0	12.2	17.1	743	665	
			瓦	瓦	瓦	瓦	ワ	

少年刑務所に於ける副食物の改善

10月26日

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水素	熱 量
朝	味噌汁	煮 干	4	2.3	2.3	1.7	11
		味 噌	40	3.4	—	7.5	60
		南 瓜	60	0.7	—	0.2	16
	胡麻鹽	胡 麻	1	0.2	—	0.4	6
	鹽	3	—	—	—	—	
晝	燒 魚	鹽 鱒	30	6.8	6.8	1.8	44
		牛 蒡	180	4.5	—	0.3	128
	金 平	種 油	3	—	—	3.0	28
		醬 油	50	0.6	—	0.3	22
夕	炒 リ 豆 腐	煮 干	6	3.5	3.5	2.4	18
		豆 腐	50	3.2	—	0.2	23
		大 豆	30	11.7	—	4.8	124
		葱	60	2.3	—	0.3	24
		砂 糖	15	0.6	—	—	12.5
		種 油	5	—	—	5.0	47
		醬 油	10	0.1	—	—	1.0
		鹽	2	—	—	—	—
計			39.9 瓦	12.6 瓦	20.6 瓦	65.8 瓦	609 カロリー

10月25日

少年刑務所に於ける副食物の改善

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水素	熱 量
朝	味噌汁	煮 干	4	2.3	2.3	—	11
		味 噌	40	3.4	—	1.7	60
		甘 藷	60	0.7	—	0.1	16.6
		胡 麻	1	0.2	—	0.4	0.2
	鹽	3	—	—	—	—	
晝	煮 豆	煮 干	6	3.5	3.5	2.6	18
		切昆布	10	—	—	—	—
		大 豆	30	11.7	—	4.8	124
		牛 蒡	60	1.5	—	0.1	8.6
		種 油	3	—	—	3.0	28
		醬 油	40	0.4	—	0.2	3.8
夕	ケン チ ン 汁	干 鰯	20	11.6	11.6	0.3	50
		豆 腐	100	13.0	—	0.6	90
		牛 蒡	60	1.5	—	0.1	8.6
		里 芋	60	0.4	—	0.3	1.9
		葱	60	2.3	—	0.1	13.4
		種 油	5	—	—	5.0	47
		醬 油	20	0.2	—	0.1	1.9
		計		52.7 瓦	17.4 瓦	19.4 瓦	77.4 瓦

10月28日

少年刑務所に於ける副食物の改善

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水素	熱 量
朝	味噌汁	40	3.4	—	1.7	7.5	60
	煮干	4	2.3	2.3	0.2	—	11
	甘藷	60	0.7	—	0.1	16.6	72
	胡麻鹽	1	0.2	—	0.4	0.2	6
	鹽	3	—	—	—	—	—
晝	煮干	4	2.3	2.3	0.2	—	11
	炒白菜	120	0.8	—	0.1	3.1	16
	豆腐	50	3.2	—	0.2	1.9	23
	馬鈴薯	60	1.2	—	—	10.4	47
	種油	5	—	—	5.0	—	47
	醬油	20	0.2	—	0.1	1.9	9
夕	大豆	20	7.8	—	3.2	5.0	83
	鹽鱈	30	6.8	6.8	1.8	—	44
	甘藷	60	0.7	—	0.1	16.6	72
	大根	60	0.4	—	0.2	1.0	7
	切昆布	10	—	—	—	—	—
	種油	3	—	—	3.0	—	28
	醬油	20	0.2	—	0.1	1.9	9
	計		30.2	11.4	16.4	66.1	545
			瓦	瓦	瓦	瓦	カロリー

10月27日

少年刑務所に於ける副食物の改善

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水素	熱 量	
朝	味噌汁	40	3.4	—	1.7	7.5	60	
	煮干	4	2.3	2.3	0.2	—	11	
	大根	60	0.4	—	0.2	1.0	7	
	胡麻鹽	1	0.2	—	0.4	0.2	6	
	鹽	3	—	—	—	—	—	
晝	揚出シ	煮干	4	2.3	2.3	0.2	—	11
		味噌	40	3.4	—	1.7	7.5	60
		小麥粉	40	5.9	—	0.5	29.7	150
	スイトン	キナコ	10	3.9	—	2.0	2.4	44
		南瓜	60	0.7	—	0.2	2.5	16
		種油	3	—	—	3.0	—	28
葱		60	2.3	—	0.3	1.9	24	
夕	干鱈	10	5.8	5.8	0.2	—	25	
	味噌煮	大豆	30	11.7	—	4.8	7.5	124
		味噌	20	1.7	—	0.9	3.8	30
		牛蒡	20	3.0	—	0.2	17.4	85
		白菜	60	0.4	—	0.1	1.5	8
		砂糖	10	0.4	—	—	8.3	36
	計		47.8	10.6	16.6	91.2	725	
			瓦	瓦	瓦	瓦	カロリー	

少年刑務所に於ける副食物の改善

10月29日

調理別	菜 品	數量	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	水素炭素	熱 量
朝	味噌汁	40	3.4	—	1.7	7.5	60
	味噌干菜	4	2.3	2.3	0.2	—	11
	白胡麻	60	—	—	0.1	1.5	8
	胡麻鹽	1	—	—	0.4	0.2	6
晝	キナコ	40	15.7	—	7.9	9.5	176
	砂糖	20	0.8	—	—	8.3	36
	大根	120	0.8	—	4.0	2.0	14
	卸シ	2	1.2	1.2	0.1	—	6
	醫 油	10	0.1	—	—	1.0	5
夕	南瓜	120	1.4	—	0.4	5.0	32
	胡麻	10	0.2	—	0.4	0.2	4
	味噌	40	3.4	—	—	7.5	60
	砂糖	10	0.4	—	—	8.3	36
	佃煮	40	14.1	14.1	2.0	—	70
	醫 油	20	0.2	—	0.1	1.9	9
	計		44.6	17.6	13.7	52.9	541
			瓦	瓦	瓦	瓦	カロリー

Minimum Security Prisons
 Harold Scott

行刑施設の安全防備は最小限度に 極限すべきである

英國內務省行刑局長

ハロルド・スコット

茲處に掲ぐる一文は行刑局長 (Chairman of the Prison Commission) ハロルド・スコット氏が去る一九三八年十二月六日ロンドンのハワード・リーグ (Howard League for Penal Reform) に於て與へたるアドレッツス (演説) の主要部分である。

今迄に幾度も説明しておいたことであるが、茲處に云ふ行刑局とは英國內務省に屬するプリズン・コムミッション (Prison Commission) のことであつて、我國の行刑局とは全くその組織を異にするものである。プリズン・コムミッションといふのは三人のコムミッショナーを以て組織するボード (Board 合議體) である。三人の内一人は必ず醫官を以て之れに充てることになつてゐる。コムミッショナーは内務長官の奏請によりキング (國王) の任命する所で、所謂ロイヤル・コムミッションである。であるから、プリズン・コムミッションは内務長官の下に屬するものゝ、特に重大な任務を有つものと視られてゐることは明である。内務長官サミュエル・ホーアも、一九三八年十一月下院に行刑改良法案を提出するに當り、「プリズン・ワークはナショナル・ワークである」と力説してゐるのである。プリズン・コムミッショナーは自ら官名を名乗る場合にはヒズ・マゼステイス・コムミッショナー (His Majesty's Commissioner) と云ひ、三人の内一人が内務長官の指令によりてボードのチエアマン (議長) (局長) となるのである。

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

Minimum Security (Minimum Security Prison) — 最小限安全防備施設 — かういふ名稱はそれ自身語の上での矛盾と聞えるかもしれない。若しプリズンに安全といふものがなかつたならば、裁判所によつて言渡された刑が執行されまいと思はれるかもしれないが、この二つのものは決して兩立し得ないものではない。刑罰の防止上の効果と社會の防衛とは兩つながら最小限の安全防備といふ條件の下に立派に維持せられ得るである。

刑罰執行の方法手段の善悪を驗すべき眞のテストは理窟ではなく、實際的のものである。實際に、「効果があるかないか」(Do they work?)である。効果があれば善いのであつて、なければ悪いのである。近年わが英國のプリズンには可なり多くの變革が見られたのであつて、而して、この變革についてはこれまで多くの事が語られてゐるのである。で、若し自分や自分の友僚が少しでも得々として自ら足れりとする傾向が感じられた場合には、我等の先任者のリポート(報告書)を研究し、而して、此等のリポートを研究した後、今から百年後の人が我等について何と言ふだらうかと考へてみるのが、眞個の良い藥になるのである。

古來史を通じて人類は現世の問題に、恐らくは次の世の問題にも、解決を與へるような祕法を探し求めてゐたが、しかし、プリズンの問題を處理していかなければならぬ我々は、プリズン)では、牧師以外の何人をも見ることのないようにボツクスの中で孤りで坐つてゐたのである。これがセバレット・システム(隔離式)として知られてゐたものである。その結果はベントンダイルの所長から次のように報告されてゐるのである。

「吾人はプリズンに於ける規律を仔細に検討する義務を有つてゐるのであるが、十分なる満足をして一般受刑者の現在の身體並びに精神の状態を語る事ができるのである。彼等の道義心の程度は著しく低下してゐたのであるが、現在では宗教的にも道德的にも進歩の十分な證據が存してゐるのである。作業に於ても明朗な勤勉の精神が彼等の間に漲つてゐるのである。かかる効果が擧げられた傍ら、規律の矯正的感化力は嚴重に維持せられ、且つ、拘禁の刑罰上の特質は改善矯正の目的のために犠牲とはされなかつたのである。すべての事情から察して、吾人はこの規律の結果に對して満足の意を表するに躊躇しないものである。吾人はベントンダイル・プリズンに樹立されたセバレット・システム(隔離式拘禁)の如きは、實に受刑者の處遇に有益なる變化をもたらし且つ犯人を矯正し改悛せしむるに最も適したる方法であると信ずるのである」。

手短かにいふと、完全なシステムだといふのである——しかし、自分はこれはどうかと思ふのである。已にチャールス・ディッケンズ(英國の有名な小説家)も彼のデービッド・カッ

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

ズンに關する限り問題解決の捷徑は斷じて存在しないことを知つてゐるのである。政治に於ける自由を確保する爲には永久不眠の見張りがその代價として拂はれなければならないと言はれたが、プリズンに關する限り、プログレッズ(進歩改善)の爲に拂はれる代價は、永久不斷の實驗だと自分は言ひたいのである。

此等の古いリポートに於て、ベントンダイル・プリズンのケースが特に目立つのである。ベントンダイルは一八四二年十二月に竣功したもので、殆んど百年前の建物である。それは當時模範的のプリズンとして看做されたもので、英國のみならず歐大陸を通じて他のプリズンのモデルとなつたものである。當時のホーム・セクレタリー(内務長官)の言ふ所に従へば、このプリズンは十八歳から二十五歳までの青年受刑者の送られる場所として建設せられたのである。彼等は十五年より少なからざる流刑に處せられたもので、でき得る限り初犯者が撰ばれるのであつて、茲處で十八ヶ月の試験的訓練の後オーストリアのヴァン・デーメンス・ランド(タスマニア)へ送られることになつてゐたのである。

ベントンダイルに於ける處遇方式は完全な隔離であつたのである。受刑者は居房を出る時には人に見られないように必ず口の處まで被つてゐるキャップ(帽)を引き垂らしたものである。作業はセル(居房)でたつた孤りで、運動も百十一個の運動場の一つで仲間から隔離されて行ひ、而して、チャペル(禮拜

パーフィールド(ディッケンズの世界的名著)の中で、カッパードフィールドがベントンダイルに受刑者のウリア・ヒープを訪れるくだりで、デービッドをしてベントンダイルの印象を述べしめ、セバレット・システムが偽善の徒を生ずるの結果に終るだらうとの意見を洩らしてゐるのである。自分はこの結論に對して毫も驚愕を感じないと曰はなければならぬのである。それはさておき、ベントンダイルに於て最初に發達したセバレット・システムのアイデア(案)は十九世紀を通じて大した變化もなくて維持されたのである。受刑者の改善といふことは調和しないものを調和させようとする企圖だと考へられてゐたのである。一八九五年に當時の内務長官たりしサー・ゴッドフリー・ランシントンはグラッドストーン・コムミッテイ(グラッドストーンを委員長とする下院の調査委員)の前に證據を列擧して、行刑制度の中にリホームেশヨン(改善矯正)のアイデアを採用するためにはこれまで慣行されて來た處遇方法を全然廢棄することが必要であらうと思はれる、と述べ、しかも彼は、「これは單に思ひ付きで、現在のプリズンでは全く實行不可能である」と言ひ添へてゐるのである。この二十世紀は、箇の「ほんの思ひつき」を實行に移さうとする長い間の苦闘を看て來たのである。この目的に近づくには二つの道があつたのである。最初に起された行動は少(青)年犯人の處遇に在つた。それは當時行刑局長たりしサー・ラッゲルス・ブライスの手で始まつ

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

たのである。氏は制服を着たワーカー（看守）の戒護の下に在るコンビクト・プリズン（懲役監）に於て一群の若い受刑者を撰み出して、爾後彼等に對する處遇の主たる動機は刑罰にあらざりて訓練に在ることを宣明したのである。この思ひ切つた試みはロチェスターのボースタル・プリズンで極めて小規模で始まつたのであつて、これが一九〇八年の犯罪豫防法（Prevention of Crime Act, 1908）を生み出し、更にボースタル・システムの起源となつたものである。しかし、このアクト（法律）自身が猶ほ十九世紀の思想を包有してゐたのであつて、法文には、少年犯人は刑法上の訓練（penal discipline）を受けるためボースタル施設に拘留（detention）せられるものである、と明記されてゐるのである。若し諸君が先週（一九三八年十一月二十九日）下院（House of Commons）に提出された刑罰執行改良法案（Criminal Justice Bill）を御覽になれば、此等の語句のなくなつてゐることに氣付かれることと思ふ。この法案には、もはやボースタル・インステイテュションに於ける刑法上の訓練なる語はなく、且つ、宣告其者が拘留（Borstal Detention）から訓練（Borstal training）と其名稱を變じたのである。

ボースタル收容の此等の少年犯人の處遇は其後漸次に變化して來たのである。オフィサー（職員）はユニホーム（官服）を脱いでマフタイ（平服）を着けることになつたのである。施設ス・シー・キャンプに於ては施設に對する社會の輿論を除いては安全を保する何の設備もないのである。この主旨は更にまた今年（一九三八）ホールズレー・ペーに創設した新施設にも遂行されたのである。自分は近き將來に於て正しいタイプのラツド（少青年）に更に廣くこの處遇を施すことになるものと期待してゐるのである。

これと同時に、徐々ではあるが成年受刑者の處遇に於ても同一方向への發達が見られたのである。それは一八九五年に於けるグラッドストーン・コムミツション（委員）の報告の結果として、受刑者各自のセル（居房）に於ける作業を廢止して之に代ふるに集團作業（work in association）を以てすることに始まつたのである。これは、刑期の初めに當りて受刑者が獨り自分のセルに在つて費すべき期間即ち「セパレーツ」(separate)——獨居拘禁期間」と稱せらるゝ所のものを廢止したのである。獨居拘禁は其の當時の刑罰執行に於ては極めて大きな役割を有つてゐたものであるが、一九三一年に於て終にプリズン・ルール（かんこく規則）からさへ除かれてしまつたのである。

しかし、作業に於ける集團と他の目的のための集團とは全く別種のものである。若し休憩とか食事のために受刑者をアソシエート（集團）せしむる場合には、其處には接觸による受刑者間の汚染悪化の明かなる危険が存するのである。かゝる危険を

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

の門といふ門はすべて開放したまゝでおかれることになり、暫くしてから夏期にはキャンプが設けられ、撰拔されたボーイズが其處でテントの下で生活したのである。八年前の四月の末、ツテインガムのローダムに新しい施設を起すために三十人の若者がフェルサムのボースタル施設から鹿島立ちした日が、恐らく大きな變轉期を劃したものと云へるのであらう。この三十人のラツツ（若者）は途中幾夜か假泊して遂にローダムに到着し、其處で最初の數ヶ月をテントで暮して新設の建設に着手したのである。

彼等は周壁もなければ鐵柵もない敷地の上に彼等自身を見出したのである。それは行刑當局の信念に於ける最初の眞の冒險的實驗であつたのである。自分はローダム・グレンヂのできた當初我々の間に花を咲かせた議論をよく記憶してゐる。ローダムには或る場所にカヴァード・ウエー（覆道）を設けることになつたのであるが、この覆道の處々に開ける口に門をつくべきかどうか、門には錠を下すべきか、どうか、それからと色々細かな問題について長い議論が闘はされたのである。而して後、遂に我々は門もさすまい、錠も下すまいといふことに決定したのである。

第二段の革新はリンコンシャーの海岸に於けるノース・シー・キャンプの創設であつた。茲にはローダム・グレンヂから得られた教訓が更に一層論理的に實行に移されたのである。ノース・キャンプの創設は本當の分類に俟たなければならない。而して、受刑者の分類の満足なる唯一の形式はプリズンによる分類であるといふ結論に吾人は到達したのである。即ち、多少の差こそあれ類似したタイプの受刑者を收容する施設を幾個か建設することである。このアイデア（案）はウエークフィールドに於ける特別のプリズンの建設によつてその表現を見出したのである。而して、眞のミニマム・セキユリティー・プリズン（最小限安全防備施設）に於ける最初の企てが一九三三年に至りて試みられたのは、實にこのウエークフィールドからであつたのである。

その年にプリズン・コムミツション（行刑局）ではウエークフィールドを隔つる入哩の地に七五エーカー（一エーカーは日本の一反二十四歩餘）の土地を借入れて、初めの頃は或る員數の受刑者は森林の伐採、土地の開墾のために毎日茲處で外役に就いたのである。暫くして小屋が出来上つてから、受刑者の一定數は月曜日から金曜日まで其處で宿泊し、金曜日の夜歸監してゐたのである。今日では彼等は其處で一緒に生活し、只だ釋放の時に母監に歸るだけである。接見もこのキャンプで行はれ、なほ學課も茲處で開かれ、内務長官認可の訪問員の訪問も茲處で受けるのである。

このキャンプの諸設備を決定しつゝあつた時に闘はされた議論の數々をふり返つて考へてみると興味深いものがある。自

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

分は、キャンプの宿舍の窓の防備をどうすべきであるか——鐵網の目の寸法は？窓にはバー（格子）をつけるべきであるかどうか、夜間ドアはどうしたらいいか、といふ疑問が次から次と出たのを記憶してゐる。色々議論の末、若し我々がプリズン・キャンプで野天で全き處遇の効果を擧げようとするならば、我等の決断を信じて、窓にはバーあるべからずドアにはロック（錠）あるべからずとはつきり公言しなければならぬ、といふ論結に歸着したのである。そして、それが我々の決定であつたのである。最近數年間の經驗はこの決定の誤つてゐなかつたことを證據立て得たと自分は思ふのである。人を信ずるにあらざれば其人から心からの正しい反應を期待することはできないのである。

プリズン・キャンプは英國の發明ではない。英國で我々自身その創設を遂行した以前に他の國々——アメリカ合衆國及びニュー・ジブランド——では已に夙く這物を有つてゐたのである。此等の國々では我等の國よりも人口が少なく、従つて人口稠密の都會を離れて遠隔の地にキャンプを設け得るといふ利便を有つてゐたのである。しかし、他の國々にはキャンプがあるといふことを國民に告げただけでは足りないのであつて、キャンプはこの英國にも安全に建設し得るものなることを事實上證明することが必要なのである。これが證明さるゝまでは、罪囚を野放しにしておくのでどんな事が起るかと思つて、世間で氣

late)。

これは單に一個の時計に關聯したことであるよりも、つと深い廣い意味を有つてゐる評言である。それは人事一般に通ずる意義を有つ語なのである。若し他に正しい行ひをしると教へようとするならば、不正な行ひを爲る機會を彼等に與へなければならぬのである。

これは新しい方法であるから、前に擧げたテストをそれに適用してみたいのである。そのテストといふのは外でもない、効果があるか（Does it work?）といふことである。ウエークフィールドに於ける受刑者について控へてある記録は、それが効果があることを明かに示してゐるのである。わが行刑局では數年以上此等の受刑者の釋放後の行動についてレコード（記録）をとつたのであるが、八五パーセント以上のものは二度とプリズンへはやつて來なかつたのである。プリズンはクリミナルをこしらへる處だとは普通言はれてゐることだが、しかし、この新しい形式のプリズンは少くもクリミナルをこしらへるは見えないのである。それは彼等を改悛せしむるために全力を盡くし得ないかもしれないが、新たにクリミナルをこしらへるとは言へないのである。

この新しい方法は更らに他の利益を有つてゐる。それはチープ（低廉）なことである。御存じでもあらうが、前のベントン・ヴィル・プリズンを處分してしまふといふ提案があるのであるが、若し我々が今日ベントン・ヴィルと同じ方式で新しいプリズ

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

味をわがるのは當然の事である。しかし、彼等に眞の生活に入る覺悟を有たせようと思ふならば、彼等をモナステリー（僧院）に監禁しておいてはならないのである。この考へは或るポーターのガヴァナーによつてうまく言ひ表はされてゐるのである。久しい間ポーターの施設の少年達は朝就業の際には四列になつて行進させられたものであるが、或日爾後彼等に對して外部の勞働者と全く同じ取扱をしてやらうといふことに決定して、「お前達はこれ／＼の時間に着到をつけるのだ。時を違へず着到をつけ現場にゐるのは、お前達の義務である」（You will report at such and such an hour, and it is up to you to report and be there punctually）と彼等に言ひ渡されたのである。結果は期待した通りで、彼等の大部分は時を違へずにリポート（着到をつける）したのである。他人から催促されずに定めぬの時間にも、やんと作業に就くといふことは、彼等にとつて立派な訓練であつたのである。前きに云つたガヴァナーの右に對する註釋の言葉が面白い——「我々が前からこの事に思ひ及ばなかつたのは不思議である。久しい間幾年も我々は時間を嚴格にするを若者達に教へようと努力してゐたのである。しかも、我々は未だ嘗つて遅刻するチャンスに彼等に與へなかつたのである」（It is an odd thing we have not thought of this before. For years we have been trying to teach these lads to be punctual, but we have never given them the chance to be

ンを建築しようとするれば、一房約六〇〇ポンドを要するのである。然るに、キャンプに受刑者を收容する費用は恐らく一人當り一年八〇ポンドから一〇〇ポンドで済むと思ふのである。かくして、プリズン・キャンプは古い舊式の建物を厄介拂ひする一つの方法を提供してくれるのである。英國のプリズン・システムを熟知してゐるものは、皆等しくこの厄介物が多年改良進歩を阻む一個のハンディキャップであつたことに同意してゐるのである。現在かういふ建物を我々が有つてゐるといふのは、これまでどうしてこれ等のものの始末をつけていゝかその術を知らなかつたからである。

經費のかゝらない従つて手輕な永久的でない建物ですむキャンプの他の利益は、プリズン・システムに關する觀念思想の變化するに従つて、建築も之に伴つて變化さしていけることである。今よりして三十年後にこの國に於けるプリズンに關する諸のアイデアが現在其まゝのものであらうとは自分は思はない。で、若し、我々が十九世紀のベントン・ヴィルでやつたやうな錯誤を再びして、我々のアイデアを只だダイナマイトによつてのみ破却し得る堅固な煉瓦とセメントの中に盛るならば、それは一個の悲惨事と云はなければならぬ。我々が將來のプリズンを造り變へるものとするならば、經費のかゝらないものが望ましいのである。

斷つておろが、誤解されては困るのである。よし、たとへそれが人里はなれた田園的環境の中に位置してゐるにしても、自

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

分はすべての受刑者がプリズン・キャンプに收容せられ得るものだとはいはないのである。すべての受刑者が最小限安全防備のプリズンに適するのではない。或るものは、たとへそれが機關銃やサーチライトを備へつけたアメリカのサン・フランシスコ灣のアルカトラツ島に於けるプリズンと同一のモデルに倣つたものでないとしても、キャンプよりも更らに一層安全堅固な建物が必要とするのは勿論である。しかしながら、かゝる高い程度の安全防備を必要とする受刑者の数は數年前に考へられてゐたよりも非常に少ない、と自分は信ずるのである。かく信ずるに至つた理由は、例へば、ポートランドのボースタルの少(青)年犯人の處遇に於ける最近數年間の經驗に存するのである。ポートランドのボースタルはボースタル式處遇に處せられた少(青)年犯人中の恐らく最もが、つちりした若者の送らるゝ施設なのである。彼等の多くは札つきの前科者と言つても恥づかしくないレコードを有つてゐるのである。彼等の犯罪は決して些細なものではないのである。しかし、ポートランドの若者達は毎年夏期にはドルセット海岸のテント張りのキャンプへ行くのであるが、彼等の其處での行状は極めて良いのである。逃走を企てたり犯罪を行ふものは極めて稀れである。最近彼等の若干數は海軍省のためにポートランド島にスポーツ・グラウンドを造りつゝあつたが、朝施設を出て、現場で自分達の手で食事の仕度をして、恰も普通の土工が働くのと全く同じコンディションの下で働いてゐたのである。若し、かゝるコンディションの

下が、つちりしたポートランド・ボーイズを處遇することが可能であれば、過去に於て必要だと考へられてゐた金のかゝる重いタイプのプリズンを建築するの勞を避けて、極めて自由な條件で一部の此等の若い前科者を制御することも十分可能である筈だと、自分は思ふのである。で、かくして、最近數年來の經驗の結果として、我等行刑局では初犯者のために、初犯者ばかりでなく若い累犯者のためにさへも、若干數のプリズンキャンプを建設したいと思つてゐるのである。なほまた、男子のためばかりでなく、女子のためにも、拘禁の安全といふことに重きを置かない女子刑務所を創設するつもりである。これは、女子向きのコッテージ(寮舎)を有つコロニー風のもので、戸外の勞働運動の便宜を十分與へる意向である。更らに、在來のボースタル・キャンプを一層擴張するつもりである。

プリズン・キャンプ並びにボースタル附屬のキャンプを建設する目的は、二、三の新聞紙の論じたやうに、受刑者をコッドル(甘やかす)することではないのである。若し、キャンプがコッドリングの場所だと考へる人達があれば、自分はさういふ人達には一月なりとウエークフィールド・キャンプで暮らしてゐることをお勧めしたいのである。若し、一ヶ月の末になつて彼等がコッドルされたと考へるなら、恐らく彼等は更らに六ヶ月其處に居たいと言ふだらうと思ふのである。とんでもない、コッドルするどころか、ウエークフィールド・キャンプに於ける作

業労働は辛いのである。しかし、また、受刑者をして辛い労働に就かせるのは一種の刑罰としてさうさせるのではないのであつて、機會を踏み外づいた人達をしてハード・ワーク(苦しい労働)で元氣を恢復せしめ、自尊心と自制心を養はしめようとするのが目的なのである。而して、それは立派に成し遂げ得られるのである。

此等の新しいアイデアの結實し成長するは一に二個の主要事に繋つて存するのである。先づ、その一つは、この問題に於ける社會の興味と了解とである。プリズン・コムミツシヨナーズ(行刑局)は此等のアイデアを信じ且つ此等のアイデアが英國に於けるプリズンのタイプを改良進歩せしむる道を打開するものなりと信ずるが故に、此等の新しい實驗を保證するの責任を負担したのである。しかし、とは言ふものゝ、自分はウエークフィールド・キャンプの方案が實行に移された最初の二、三ヶ月といふものは多少の不安の念を以て毎日カレンダーを注視しなければならなかつたことを白状しなければならぬのである。といふのは、若し此等の數ヶ月の内にキャンプで逃走があつたり又は何か思ひも寄らない不祥事が起つたならば、何人も我々を容赦するものはないに違ひなかつたからである。實際、此の數ヶ月は一日／＼と過ぎ去つていつたが、しかも何一つ不祥事は起らなかつたのである。今は、若しいかなる事變があつたとしても、我々は之に對して立派に言ひ開きができるのである。我々は今や、理窟でなく、經驗から、口を利く立場に在るのである。我々は斷言できるのである、これは社會の利益

行刑施設の安全防備は最小限度に極限すべきである

を害することなくして善い結果をもたらす犯人處遇の方法である」と。
 今や我々は新しいアイデアの進歩成長のために新たに實證せられたる方法に對する社會の了解に偏に俟つ所があるのである。而して、この目的の達成についてはプリズン・オフィサーに俟つ所が更らに一層多いのである。自分はこの二十年來わがプリズン・スタッフ(刑務職員)が擧つて新しい責任を擔つて此等の新しいアイデアを運用するに努力した其の働き振りほど駭目すべきものはないと思つてゐるのである。いかなる種類の職務にも因襲の飽くまでもまつわるもので、ためにとかく革新の意氣の阻まれがちになるのであるが、國を通じて到處にプリズン・オフィサーが欣然として進んで此の新しい試みに協力してくれたその志のほどを、自分は茲處で改めて感謝したのである。
 かくして、終りに臨んで、自分は將來に於けるプリズン・システムの進歩改良は一にかゝつて社會の了解とプリズン・スタッフの努力とに存することを重ねて力説したのである。而して、それは、自分が將來に於ける所謂プリズンの撤廢なる偉大なる事業を期待して憚らないほど、改良進歩になくてならないこの二つの要素は今や我々にとつて有利に熟成しつゝあることを自分が信ずるからである。社會は我々のアイデアを了解し始めたのである。プリズン・スタッフは進んで努力を致さんと望んでゐるのである。

Howard Journal, Spring, 1939

海外時報

英國の行刑制度に於ける最近の發達 (五)

Recent Developments in English Penal System

ベルリン大學教授
ドクトル・ヴェルネル・ゲンツ

(八) 少年犯人の刑罰執行

——ボースタル施設 (つゞき)

この實驗はボースタル・デテンションに處せられたる四百人の少(青)年に施されたのである。一九三〇年に、この四百人の内二百人だけは在來慣行された方法、即ち各施設の作業技師の裁量に従つてそれ〴〵適當と認められた作業場に割當てられたのである。而して、他の二百人は適性考査のために立案せられたテストによつて檢査せられ、これに従つてそれ〴〵各種の職業に就かしめられたのである。各施設には六ヶ月毎に前記の研究所に受刑者各人の訓練上の發達に關する報告を與ふるのである。一九三四年に双方の結果が比較されたのであるが、適性考査の標準に従つて職業に就かせられたもの、六九・五パーセントは選ばれたる専門職業に於て良く發達し選擇の誤らざるこ

とを實證したが、之に反して在來の方法によつたものでかゝる結果を示したものは僅かに四五・六パーセントに過ぎなかつたのである。更らに一九三六年年報は、テストによる方法の特別の利益として、この方法は選ばれたる作業に於ける迅速なる熟達を保證することの點を擧げてゐる。

この結果、今や英國の行刑局では、適性考査の方法手續を一般にボースタル施設に採用し、特に、從來の人物鑑識に基いた選擇方法に代ふるに科學に基いたテストを以てせんがために、施設の舎長に適性考査の方法を教習せしむるに決したのである。(一九三六年年報)。

このテストによる適性考査の方法については、ドイツには以前から英米の如きアングロ・サクソン諸國に於けるよりもこの方法に確信を有つてゐる歸依者は少なかつたのであるが、この方法の科學的に非難すべき點がないといふのは考へもので、先づ英國に於て得られた成果の如何を慎重に攻究すべきものと思ふ。特に、上記の六年間に於ける試験の結果はどうであるか、如何なる標準によつて個々の場合の結果が満足なものとして認めらるか、更らに、受刑者に或る特定の職業訓練を指定する際に除去し得たと信ずる彼の「常識」が結果を鑑識する場合に再び批判の標準となりはしないか、といふことを詳細に知悉することが望ましいのである。

ボースタル式處遇其者の成果如何の吟味については、ウエーク・フィールドの場合と同じく、スコットランド・ヤード(ロンドンの警視廳)の援助を得てボースタル受刑者の再犯に關して行はれた調査が、なほ一時的のものではあるが、かなり信用の置けるものと自分には思はれるのである。(一九三五年年報)。

右の調査によると、一九三六年二月一日現在の英國の行刑施設に於ける男子受刑者八千四百六十二人中六百八十八人、即ち總收容人員の八・一三パーセントは以前ボースタル施設に在つたものである。——一九〇八年以來、即ちボースタル・システムの適用以來、ボースタル施設を通過した少年の總數は一萬三千二百九十四人であつたから、右の六百八十八人はこの總數の五・一三パーセントに當るわけである。この數字は比較的少ないと云へるのである。

しかしながら、一九三五年以來スコットランド・ヤードは以前のボースタル一收容者に下された各有罪判決につき行刑局に報告してゐるのであるが、しかしこれはボースタルよりの釋放と新たな判決との間の期間が五年以上に及ばざる場合に限られてゐるのである。五年以上経過してからの再犯は普通最初の犯罪を惹起した事情とはもはや何等の内部的關係を有つものではないとされてゐるのである。

結果は次の表の通りである。

表は一九三三—三五年の間に釋放されたボースタル收容者全

人員中全く再び有罪判決を下されざるもの、一回有罪判決ありたるもの、二回以上有罪判決を受けたるもの、とに分つて、一九三七年十二月三十一日までの判決件數を擧げてゐる。但し違警罪を含まず。

全ク判決ヲ受ケザリシモノ	一回ノ判決ヲ受ケタルモノ	二回以上ノ判決ヲ受ケタルモノ
1933年ノ釋放者 883人ノ内	474 = 53.6 %	193 = 21.9 %
1934年ノ釋放者 900人ノ内	549 = 61.0 %	187 = 20.8 %
1935年ノ釋放者 808人ノ内	547 = 67.7 %	176 = 21.8 %
1933—35年ノ釋放者 2591人ノ内	1570 = 60.6 %	556 = 21.5 %
		465 = 17.9 %

しかし、これは惜しいことにボースタル施設に向つての大きな總數を擧げただけである。若し全部のボースタル收容者の累犯でなく、個々のボースタル施設について別個の統計を擧げたならば、比較研究のためにはた亦た實際の利用のためにも更らに一層便利であつたらうと思はれる。しかも、少年受刑者の素質は極めて雑多であるために、個々のグループを施設によつて分離するのが便利であり正當であると考へたばかりでなく、グループのタイプに従つて適正に形を變へた教化を施すの

が必要だとさへ考へられてゐたのにも拘らず、今更、このシステムの効果を測定するために、全然かゝる素質の差別を度外視した累犯の統計を作製するといふのは、それは或る程度まで矛盾してゐるはしないかと思ふのである。これは、統計を取り始めた時には、施設の類別が今日實施されてゐるやうな意味に於て猶未だ存在してゐなかつたのに基く缺點なのであつて、この缺點の訂正は已に英國に於て提唱されてゐるのである。

この累犯統計の他の缺點は、それはすべてのかゝる統計に共通のものではあるが、その性質が全く抽象的で、累犯の種類（違犯行爲の刑法上又は社會學上等しいものであるかは又た等しからざるものであるかの種別）に關してもその原因に關しても解明を與へてゐないのである。

一九三七年にボースタル・アソシエーション（ボースタルを釋放されたる受刑者を援助する協會）の依頼によりマンハイム博士はドライデン・ドンキン氏と協力して累犯の原因についての研究を企てたのである。マンハイムは一九二二—三六年に於て釋放された故のボースタル受刑者六百人につき、ドンキンは一九三〇年の五百人の釋放者について研究したのである。（一九三七年年報）

兩氏は、社會的性質を有つた典型的な事實のボースタル處遇の成功又は失敗に及ぼした影響を決定しようと試みたのである。例せば、兩親の監督の缺如、家庭に於ける無視又は甘やかす、庶出、失業、低能、前科の有無等の件々である。この調査

その意圖の推稱すべきものあるにも拘らず、ボースタル・システ自身にも猶ほ外くの缺點の存するものなしとは言はないが、固より最善のボースタル式教化處遇にしても、決して社會的病患としての少年犯罪に對する萬全の救治劑ではないのである。しかし、とにかく、英國の行刑局は今までに成し遂げられた所のものの中に成し遂げ得られる所のものを知らうと努めたもので、その努力は稱讚して可いのである。一九三三—三四—三五の年報は此等の年々に於ける極めて夥たしい數に上つた累犯の件數を一九三二年に於ける特に困難なりし經濟事情で説明してゐるのである。この年は英國が數年前の大きな經濟危機からやつと再び立ち直り始めた年で、鏑のついてゐない労働者にさへ職を見出すのが困難であつて、特にボースタル・ボーイズについては、ボースタルでその教育訓練に努めた職業に就かせるのは殆んど不可能といつても可かつたのである。

更らに他の失敗の原因として、リポーツ（年報）は一九三〇—三四年に於けるボースタル・デテンション（勾留）の數の上での發展が極めて急速で、爲めに職員施設の割當及び新しい職員の任命に際して、其局に當るものゝ任務上本來必要な細心の注意を拂ふことができなかったのと、殊に、職員の資格について今日現在やつてゐるやうな大きな希望條件を付することができなかつたことを擧げてゐるのである。

なほ亦た、今日でさへ、ノース・シー・キャンプ・ボースタルのガヴァナー（所長）の考案に出でた職員と收容者との間の特殊なすばらしいカムレードシップ（友達同士）の關係は、

方針は誤つてゐない。しかし、その結果は暫定的で且つ不満足の點のあることを免かれないもので、少年犯罪に於ける此等の社會的要素の影響に關する數多き同様な、といふのは、アメリカ流の調査から知られてゐるものと毫も異つてゐないものである。

この調査によつて決定された事實の内只だ三つのものが特に陳述に値するものである。第一に、家庭的經濟的事情は重大な意義を有つてゐるものではなく、ボースタル處遇の成功にとつて明かに有利とも明かに不利とも認められないもので、第二にボースタル施設に差し向けらるる以前に（プロベーションに付せらるゝ代りに）、已に禁錮刑又は答刑に處せられたことのある少年は性質も良くなかつて結果に關する豫後も善くなかつたのである。終りに、普通世間で少年の精神に悪影響を及ぼすものと考へられてゐるシネマ、ダンス、犯罪記事、少女との交際等のフアクターはボースタル拘禁からの釋放の拒絶の目立つた原因とはなつてゐなかつたことである。

マンハイム・ドンキン氏の調査の主たる缺點は、それが餘りにも統計的のもの、數字にのみ拘はれてゐて、十分精密なる質に依らなかつたことである。吾人はこの種の調査が更らに一層深刻な方法で繼續せらるゝことを望むもので、特に、前の犯罪と後の犯罪との間にどれだけの環境（最も廣い意味での）の變化が存してゐるかの問題を考慮の中に入れて調査が行はれたらばと思ふのである。

すべてのボースタル施設に到處何處にても存在してゐるといふのではないのである。この關係では、規則の上のすべての權力關係といふものは恰も古い友人に對するやうな少年と指導者との間の親しい信頼の深い關係に代へられたのである。この關係の外部に現はれた特徴といふものは親しい共同の生活で、ハウスマスター（舎長）は少年と共に寢室を同じふし、職員は少年と共に食事をするのである。（一九三七年年報）

この事は年報の悲しい事實として認める所であつて、而してマンハイム及びトンキン兩氏の調査に従へば、ボースタル少年には已に一回又は數回自由刑を受けてゐて、始めから送らるべきであつたボースタルへ最後にやつて來たものがかなり多いといふ事實が、實にまた累犯の増加に大きな役割を演じてゐるのである。累犯の件數は近頃になつて減ずるよりもむしろ増加するやうに見えるのである。一九三七年の年報に、フェルサム・ボースタルのガヴァナーは其處に收容された少年の一六パーセントは已に禁錮刑に處せられたもので、且つ、已に一度ブリズンの空氣を呼吸したものはブリズンに親しんだことのないものよりもボースタル精神に順應して行くことが一層困難である、と報告してゐるのである。

(つづく)

Monatschrift für Kriminologie und
Strafrechtsreform, Juli 1939

ベルギー社會防衛制度の現勢

○ 一九〇五年九月三〇日の勅令に依つて認可された監獄一般法規則は、現行行刑制度の最後の決定となつてゐる。同規則は再版されてベルギー法典集九十四巻として公刊された研究に於て分析されてゐる。

同規則の公刊後特に一九一九年以來、制度、審理に關し數多の改正がもたらされた。新しい法典の編纂が必要となつた。その改正につきその主要なる相違を説明する。修正されなかつた同法規則の研究の爲には、ベルギー法律學說彙集の前述せる條項を回顧すれば足りる。

第一節 行刑局

○ 行刑局は『社會防衛制度の一般的指揮者』といふ名稱を荷つてゐる。局は司法大臣に直屬する行刑局長の指揮するところである。

この一般的指揮の中には各種の部門が含まれてゐる。訴訟事務（法規の適用、法律案、豫審、急速審理の調査等）。假釋放、恩

赦。精神病者用施設、浮浪者收容所、その他社會防衛施設、社會事業の中央部。職員課。建設と競賣の事業。收容者の給養と勤産の維持。作業の中央部。統計、犯罪人名簿。最後に監獄の會計事務等がその管掌事務である。

- 行刑局は次の任務を荷つてゐる。
- (1) 監獄の監察
 - (2) 行刑人類學の研究、その事業は最大限四人から成る理事會の補佐する一醫師に託されてゐる。

第二節 施設の分類

○ 中央監獄、補助監獄の分類は次の如く發展的に解消しつつある。『』の中の施設は最下設計中に屬する。

- (一) 豫防拘禁と短期刑拘禁
 - サン・ジルの拘留及拘禁所 (Maisons d'arrêt et prison à Saint-Gilles)
- (二) 長期刑
 - 一般受刑者
 - 教育監獄 (Prison école) (十六歳から二五歳迄の青少年受刑者)

ウーグスツレーテン (Hoogstraeten) 『初犯輕罪受刑者監獄、チュルヌウーとヴェルヴィエ (Turnhout et Verriers)』

累犯輕罪受刑者監獄、テルモンドとツールネー (Termonde et Tournai) ルーヴァンの中央監獄 (二五歳以上の者並びに十六歳から二五歳迄の者にして十五年以上の刑期を有するもの)

b 罹病受刑者
サナトリウム監獄 (肺患受刑者用) メルクスプラス (Merxplas)
體質劣弱者用監獄、メルクスプラス、精神的状態が監房生活に適せざる者の監獄、オードナルド (Audenarde)

(三) 保安處分

a 異常者に對する社會防衛施設

男子
發狂者、ツールネー。精神耗弱者、レックハイム (Reckheim) 精神異常者 (déséquilibrés) ツールネー
女子
發狂者、モン (Mons) 精神耗弱者、フォールレスト (Forest) 精神異常者、フォールレスト

b 累犯者に對する社會防衛施設
ベルギー社會防衛制度の現勢

男子

一般處遇者、メルクスプラス
改善不能者及び一般處遇不適應者、サン・ジル

女子

サン・タンドレ・ブリュッジュ (Saint-André-lez-Bruges) 女子受刑者はその人數少く、爲に男子受刑者のために創設された如き分類施設をなすことは出来ない。監獄中唯一の特殊なるものは、フォールレストの家政學校監獄である。年少女子受刑者は家事、育児の教育を受けるために此處に移送される。

第三節 訪問

○ メタルを呈示する上、下院議員、検事長、初審裁判所檢事、諸裁判所長官、豫審判事、知事、軍事裁判所構成員 (Manditeur général, les auditeurs militaires) 監獄管理委員會所屬員、司法大臣代理は常に監獄を訪問することが出来る。他の何人も司法大臣の許可なしに監獄を訪問することは出来ない。

監獄管理委員會所屬員を除く女子は、同性の監獄訪問以外は許されない。

第四節 視察及び監督

一 裁判所

○ 豫審判事は、少くとも月一回、管轄区内の拘留所に留置された者を訪問する義務がある。一八七六年二月二十二日の通牒は、此の任務の遂行を監督する爲、初審裁判所検事を任命してゐる。

豫審判事は、監獄文書課に保管される帳簿に自己の觀察記事を記入する。

二 管理者

○ 刑事訴訟法の六一一條と六一三條は知事（ベルギーに於ては州知事）に、少くとも年一回總べての監獄、總べての受刑者を訪問する義務を課してゐる。

彼は、特に受刑者の食物が充分で清潔なるか否かを監督せねばならぬ。監獄の取締権も知事に屬する。

この規定は一般監獄規則の第八條に定められてはゐるが、實際は廢棄されてゐた。

刑事訴訟法六一二條は各市長は月一回地方監獄を訪問すべく規定してゐる。この規定は管理委員會に依つて執行されてゐる。

○ 上級委員會は、一九二一年十二月二十八日付勅令に依つて、如何なる場合に於ても有効なる檢證をなす權利を有してゐる。

同會の貢獻は非常に廣汎で、指揮職に任じ總べての事務、會計の事を司つてゐる。

○ 現今、各監獄の監督は一委員會に託されてゐる。同會の職員は無給で『管理委員會』なる名稱で呼ばれてゐる。

一地方に一個以上の監獄が所在する場合、それらの監督は同委員會の執行する處である。

○ 今日、行刑局の指導下に、管理委員會は現金、材料の出入を除いて、監獄内各種の監督に任じてゐる。實際上その仕事はかなり制限されてゐる。

同委員會に託された重要な任務の一つは、刑務所長の指揮下に、假釋放の審議に發言することである。

事情に精通して發言するためには、同委員會は假釋放を提議する收容者の心的傾向を知悉する目的を以て、自己の監督する監獄の實情に積極的に參與しなければならぬ。だが常に同一の事情ではない。

○ 管理委員會所屬員は順番に、一ヶ月の中少くも週一回、監獄を訪問する特別の義務を負ふてゐる。

○ 同會は監獄の状態及び制度に關し、必要な情報、文書を行刑局に移牒し、該施設のために適當と思はれるしかゝの提議をなす。

同會は自己の委託課題に摘録すべき事實を行刑局に報告する。大臣は諸種の事實を参照して、その課題を繼續するか否かを決定する。

る。同委員は自己の支配する管理區域に於ては、自己の追及する豫審事件に確證を與へ得る個人に、何人たりとも、その個人に屬する書類、證據物件、動産等の押収が、その事件の調査に有効なる場合、その物件を引渡さしめる權利がある。この條項に準じて、行刑當局は同委員會の職務完遂上望まじき參考事實を、同所屬員に提供すべき義務を有する。

○ 監獄の視察は次の如く分たれてゐる。

- (1) 第一は、會計と建築事務を除いて全部の事務を視る。
- (2) 第二は、會計事務を視る。
- (3) 第三は、新建築、修繕、建物の維持に關する事務を視る。

更に同委員會は行刑人類學の指導員として、總べての醫學的事務を科學的に指導する。最後に、監獄作業制度の監察は、監獄會計監督官——同制度の中央會計を指揮する——と、監督を委任された經濟省の事務官に屬してゐる。

○ 管理委員會——一八一〇年十月二十日の勅令は、監獄に關する無給篤志家の顧問制を設置した。同會は五名の委員より成り、内務大臣の任命に係り、市（區、村）長を議長とし、檢事は同會の右翼を構成する。

○ オランダに於ては、同會はコレージュ・デ・レジアン "College des Regens" と呼ばれ、今日も尙同名の組織を持つてゐる。

を決定し、特に同會或は所屬員の一名に對し研究を命ずることを得。されどこの研究は未だ一回も命ぜられたことはない。

○ 同委員會は自己の仕事に關する限り、行刑局と直接連絡する。同會は刑務所長を介して施設職員と連絡する。

○ 通信書類には所長或は所長代理、書記が署名する。

同會は、監獄一般規則に依つてのみその權限を與へられる。

○ 管理委員會組織——同會は司法大臣の任命に係る單性或は兩性の所屬員から成り任期は六年である。

その地方の檢事、軍法會議所在地都市の軍司法員、自治體の長は當然同委員會の構成員であり、如何なる場合に於ても、その代理者、助役等に依つて代られることは出来ない。

○ 司法大臣が州知事を同委員會に招致した場合、知事は空席になつた地位の候補者の表を三枚提出する。

彼等は推薦に際し、各管理委員會に少くも女子一人、勞働者一人を包含し、尙可能なれば管理正員の他に宗教家、醫師、實業家、商人、技師、建築師を指名することを考慮する。

○ 司法大臣は各委員會の中心に會長並びに副會長を指名する。

同委員會には尙、司法大臣の任命する事務官 (secrétaire) 一名が加へられる。該事務官の俸給は國庫支辨であり、その額は省令に依つて決定する。

○ 管理委員會は會長の招集するところである。

ベルギー社會防衛制度の現勢

同會は當該地方の監獄で會合する。それは少くも月二回、中央監獄で、月一回は補助監獄で行はれ、更に必要な場合は何時でも集合する。

同會は司法大臣の認可を得て、命令を以て開會及び協議型式を決定する。

三 職員

○ 監獄管理職員の身分に關する規定は總べて、官吏の身分に關する一九三七年十月二日の勅令及び一九三七年十二月十四日の勅令——職員委員會の創設を決定し、第一の勅令の施行に際し採用された——に對應しなければならぬ。

監獄一般規則を、之等の條文並びに將來發令される同事項に關する勅令に適應させるためには、同法の第三十五條から第三十六條の全面的な改正を必要とするであらう。で、こゝに該法を分析することは無用の業となるであらう。

○ 監獄の職員は一般に次の如し——

- 所長 一
- カトリックの牧師 一
- 醫師 一
- 會計書記 一 同主任 一
- 職務の必要に應ずる男女看守
- 更に施設の重要性に従つて、次の職員を含む——所長、牧師、醫師の補助員一名或は數名の管區長 (chefs de pavillons) 會

A 獨房

○ 監獄一般規則に依つて、獨房拘禁の收容者は、所長の認可を得た例外の場合を除いて、相互間の會見、交談を禁じられてゐる、この規則は相當に寛やかにされてゐる。

- 一 一九一九年七月三十日の勅令——一九二〇年六月二十九日の通牒に依つて補正さる——は刑務所長に對し次の事を認可した。即ち政治犯被告人（豫審判事の協賛を得て）並びに政治犯人は獄庭散歩時間中交談を許すこと。
- 二 頭巾 (capuchon) の使用は全收容者に對し、監房外では義務的であつたが、任意に変更された。
- 三 若干施設に於ては、散歩は共同の庭で行はれてゐる。各受刑者は數歩の間隔を置いて列を作り、體操を行ふ。併し大多數の收容者は別々の庭で單獨に散歩する。
- 四 收容者は工場及び教誨 (Les classes) に於て相見することを得。彼等は自己に課せられた作業の執務の必要以外、工場内に於て交換することを得ない。
- 五 尙、獨居拘禁規定以外の規則が特別施設に於て行はれてゐる。

○ 大多數の收容者に對しては獨居拘禁制度が採られてゐるが、雜居制（夜間獨居、作業時間雜居）が次の數施設に於て

ベルギー社會防衛制度の現勢

計補助員、教師、補助教師、藥劑師、一或は數名の事務長、倉庫係、文書係、一或は二名の看守長 (chefs surveillants) 一或は二名の主任教育者 (chefs éducateurs)、教育者、技術者 (techniciens)、作業監督者、看守。
司法大臣は異教徒收容者に宗教的救済を與ふるため、該宗教牧師に依嘱する。

四 定期報告

○ 刑務所長は日々司法大臣に、收容者の動靜、重要な出來事、その他行刑局に依つて命ぜられた報告を提出する。
○ 三ヶ月以上の刑に處せられたる者及假釋放の見込ある者の行狀に關する報告は毎週管理委員會に提出される。
○ 入出監者の表は、その處置の記録を了する毎に檢事局に差出される。同表は移動の翌日提出される。

○ 所長は毎月、一般事務の進捗、當該月に偶發せる事件の要約報告を司法大臣に提出する。
○ 一般法の第三十四條に規定された監獄の狀態に關する三年毎の報告の編纂は廢止されてゐたが、一九三六年五月三十日の通牒に依つて復活された。

戒護 (Régime Disciplinaire)

全施設に共通の制度

各種の形式で採用された。
メルクスプラス療養監獄。
メルクスプラス病弱者監獄。
オードナルド精神耗弱者監獄。
ウーグスツレーテン教育監獄 (Prison-école Hoogstraeten)。
異常者及び累犯者に對する社會防衛施設。
尙 ルーヴァンの中央監獄及び若干の拘留所に於ては、收容者の一半は該施設に創設された共同職場で作業してゐる。

B 宗教行事

○ 一九二〇年五月三日の勅令はこの行事に關して一般規則を修正した。
○ 國家が認めた宗教を奉ずる收容者は何人も、當該教會牧師の教誨を受けることが出来る。それは司法大臣に依つて適法に認可される。
○ 收容者が監房外にしる、刑務所内の庭園に於てにしる、切に牧師との面會を求めれば各宗派の牧師は監房を訪問する。このために所長は彼等に監房の鍵を託してゐる。
○ 牧師は自己の管理する宗派以外の者に接見する事を得ず。尙ほその同宗者が切に面會を求めるときのみ教誨する。
○ 收容者にして自己の宗旨の勤行に参加せんと欲する者は、

ベルギー社會防衛制度の現勢

明白にその意志を表示しなければならぬ。

所長は特に勤行参加の希望を記録する。

勤行に参加する收容者にしてその免除を希望せる者は直にその希望充足が圖られ、前の記録にその旨認められる。

○ 收容者にして自ら自己の屬すると宣言せる以外の宗教行事に参加し、該宗教牧師の訪問を希望せる者に對しては、直にその希望達成の手段が採られる。

C 通信—裁判所との連絡

○ 一般規則二六七條は、所長に依る通信上の監督は特に行刑的性格を持つことを規定してゐる。一般規則に依れば所長が特許した場合を除いて、所長は收容者個人或はその家族の事情に關してのみ通信を許可する。

一九二〇年五月三日の勅令は同條の最後の規定を抹消した。同條に曰く『彼(所長)は通信の檢閲に依つて獲られ得る秘密を裁判所或は其他の人に知悉させることを禁ずる』。此の規定は刑事豫審法第二九條と明らかに矛盾する故に抹消された。一九一九年に設立された一般監獄規則改正調査委員會は通信の檢閲に依つて獲られる事實を裁判所に知らせることは、所長にとつて良心の問題—あらゆる自由の立場に於て問題の解決をな

な物があるだけである。

賣店配給品に關して特殊なる累犯の觀念が行はれてゐる。即ち、嘗て一回或は數回、本刑或は附加刑 (emprisonnement principal ou subsidiaire) にしろ、少くも三ヶ月の拘禁に附せられたる者は—その最後の拘禁が三年以上ならざる場合—累犯者と考へられてゐる。

○ 此の規定以外、醫師が購求品を與へてもその病患と兩立し得、且その保健上望ましき影響を與へ得ると診斷せる罹病收容者には、賣店購求が許容される。販賣人は或る場合、許可されない物品を通知しなければならぬ。當然、この規定は醫學上の配慮から動機を與へられたものである。收容者の善行に報酬を與へるために、醫師は此の權限を使用することは出来ない。

○ 一九二一年の通牒は、刑務所長に對し、生産的作業に従事する收容者、或は購求許可に價する收容者、或は刺激を與へることを必要とする收容者のために、賣店購求の諸制限規定を變更する權限を與へてゐる。

一九三七年一月八日の緊急通牒は、在來の規定を變更する權限を、特に重要な場合に限定してゐる。而してその變更は充分に理由があるものでなければならぬ、しかも所長に託された此の權限の屢次に互る行使は禁止されてゐる。

○ 賣店購求の權利ある者の中、麥酒の購求は次の者に禁止さ

ベルギー社會防衛制度の現勢

し得る能力—であると評價してゐる。

○ 檢事局への書信の通知をより一層統一化し、尙書信に依つて明らかにされた事實が違反事項を實際に構成するか否やを檢討するため、最近の通牒は、施設所長に對し自己の管轄下の書信を行刑局に引渡すことを規定してゐる。従つてその書信の披見は刑法違反を構成する事實有りや否やを明らかにするであらう。

D 賣店 (Usage de la cantine)

○ 收容者は自己の支辨に於て若干の物品—主に飲食物—を購求することが出来る。これ等物品の賣買は ^{カンチン} "cantine" なる名稱で行はれてゐる。

賣店の許可は最近の通牒に依つて規定された。

賣店は次の如く細別される。

賣店A 全收容者は此處で購求する權利を持つ。

賣店B 初犯者は服役三ヶ月後、累犯者は服役一年後。

賣店C 被告人 (prévenus et accusés) 政治犯人、初犯者 (既判力後六ヶ月にして、模範的の行爲と、確固たる道徳的努力を認められた者)、累犯者 (服役後十五ヶ月にして、模範的行狀と眞剣な道徳的努力をなす者)

○ 賣店Cは最大限の物品を保有する。賣店Aには、最も必要

D 罰金の内金支拂

れてゐる、即ち公安を害する泥酔に依つて處罰されてゐる者或は且て處罰された者、精神調査名簿 (le bulletin de comptabilité morale) に泥酔癖ある者として或は犯罪行爲の際泥酔せる者として記帳されてゐる者。

○ 本拘禁刑の他に、罰金未拂ひの附加拘禁刑を受くべき者は、此の附加刑の執行を延期して假釋放を申出する事を得る。此の特典を享受するために、收容者は罰金の三分の一に該當する額を豫め納入しなければならぬ。彼等は最短期間にその殘額を皆済しなければならぬ。

1 診斷及治療の中央設備

○ 診斷及び治療を行ふ中央の醫學的設備は、一九三八年の初頭フオーレスト監獄に於て組織された。同設備の目的は醫學的疾患の診察を行ひ、尙他施設に於ては行ひ得ざる治療をなす事にある。

○ 同施設は精神病科、外科、醫師の立會診察も包含してゐる。

○ 收容者は、所長の命令或は地方監獄醫師の提言に依り、他

ベルギー 社會防衛制度の現勢

監獄から移送される。同所での療養がもはや不必要となれば、收容者は原監獄に還送される。

2 或る種收容者に対する特別法

A 被告人

○ 被告人拘禁は如何なる抑壓的性質も帯びてはならぬ。一般規則は次の如く規定してゐる。『監獄内の秩序及び安寧と矛盾せざる通信及び處遇上の寛大さは遍く、法律及び現行一般規則の限度内に於て被告人に與へられねばならぬ』。

此の規定は最近の通牒で確定化され、拘禁被告人處遇に關し次の如く規定してゐる。

- 一 被告人に對しては各監獄施設の一翼或は一翼の一部分を與へ、他の拘禁人から區別すること。
- 二 作業を請願する被告人には優先權を與ふること。
- 三 被告人は政治犯人用として所長の指定せる新聞表の中一つを選んで購讀することを得。購讀は個人的にして直接郵便管理所に於て受取らねばならぬ。他の方法に依る新聞の持込は嚴重に取締られてゐる。被告人間で新聞を交換することは禁じられてゐる。その受領後四十八時間を経過すれば新聞は引上げられる。
- 四 戒護の都合がそれを許す場合、被告人は一日二回庭に出

ることを得。

五 被告人の家族が同人の拘禁中路頭に迷はないやうに、又やがて釋放されるべき被告人に可能なる限り職業を確保するため、所長は社會的な補助者と協力して有効なる萬全の手段を採り、保護事業に盡瘁し、社會再適應の爲に萬全の手段を採る。

二及び四の規定は精神病舎に收容されてゐる者に關する人類學、醫學者の一致せる意見に基いてのみ適用される。これ等の者は如何なる場合にも第三條の規定に與ふことは出來ぬ。

○ 被告拘禁に關する法律第三條に基く豫審判事の書信授受禁止は最初の訊問から數へて三日以上に互ることを得ず。監獄内で行はれる豫審が『命令がその効力の發生を中止させる時間を指定しない場合、最初の訊問の日の夜の十二時から數へて、眞夜中から眞夜中迄の三日間を計算しなければならぬ』と決定すれば、それは不正である。それは、最初の訊問の時間から三日間でなければならぬ、併し豫審判事は、被告人が當日の最終時間にしか押送されない或は再入獄されない場合、種々の煩瑣な手續を避けるため命令で時間を指定することが出来る。

○ 豫審判事に依つて宣告される通信の禁止は、被告人を律してゐる規則に關する限り、外部の人々、即ち彼の辯護人、家族

等との通信を禁止する効果を持つのみである。該取扱の對象としての被疑者は、附則として他の被告人と同様に取扱はる。且つ彼等は庭に出で、教會堂に行き、施設職員の見問を受ける。彼等は又監獄管理委員會所屬員の訪問を受ける。

B 保護少年 (Mineurs en garde preventive)

○ 少年審判所審理の少年は、絶對的に必要な場合最大限二ヶ月間拘留所 (une maison d'arrêt) に保護拘留を受ける。

これ等少年に關する特別法は、一九二二年九月六日の勅令で決定された。

- 一 保護拘留に處せられた少年は、刑務所長、醫師、牧師、教師に依つて特別の關心を拂はれる。
- 少年達は毎日數回職員、尙可能なる限り屢々管理委員會員、保護會員、その他慈惠團體、兒童保護委員の訪問を受ける。

刑務所長は特に、彼等に屢々庭を散歩せしめて、監房の長い拘禁から生ずる不便を免れしめることを督勵してゐる。

悪性に依るものでなく、引取人或は引取設備上に於ける物質上の不備の故に拘留所に託されてゐる少年に關しては、施設の秩序と安寧に牴觸せざる限り所長は特に拘禁上の厳格性を除くために、あらゆる手段を採用する。

ベルギー 社會防衛制度の現勢

- 二 第一節第二項に擧げられた者以外の訪問は少年係判事の許可を要する。此の規定は保護少年の家族達に對しても適用される。判事の反對がなければ、これ等訪問者達は毎日規定の時間に、普通の應接室以外の場所で接見することが出来る。

三 保護少年の通信は判事の監督を受けるが、判事はその仕事を刑務所長或は少年保護會員に託することも出来る。

四 判事の協賛を得て、所長が正式にその免除を命じない限り、保護少年の通學は義務的である。

五 保護少年が拘禁期間中に自己の勞働に依つて取得せる計算高は判事に依つて決定される。

六 總べての規定されざる事實に關しては、刑務所長は要すれば、係り判事の審理に聽從する。

七 前述の少年判事に飯せらるゝ權限は、必要の際控訴院判事もこれを執行する。

○ 可能なる限り保護少年法を寛和するこれ等特別規定の存在にも拘はらず、保護少年の拘留所留置は行はれてゐない。一九二二年五月十五日の法律第三十條は殆ど適用されない(一九三七年に十四件)が、その廢止は望ましい。

懸賞當選論文

吾國に於ける行刑の指導精神を論ず

— 三等當選 —

松江刑務所 尾立 千代吉

序論

犯罪を絶滅するといふことは至難の業であるが必ずしも不可能ではない。苟も吾人が社會生活を營爲してゆくについては必然的に一定の倫理規範に依據し社會共同自衛の責任を負担すべきである。犯罪はこの社會的規範に乖戾する危険違法の行爲であり國家社會の進展を阻害し安寧秩序を攪亂する人類共同の敵

である。これを根絶し健全なる平和社會を實現することは吾人の共通的理念であり所謂「いつの時代にか必ず解決すべき」宿命的課題である。

犯罪を絶滅するには犯罪の發生原因に遡及し犯罪は如何なる條件の下に之を未然に防遏し之が累行を阻止し得るかを究明しこれに對處する適切なる根本的方策を確立せねばならぬ。これ

に關しては過去幾多の貴重なる科學的調査研究が遂げられ權威ある防衛手段も逐次立法化せられつゝある現在これ等について茲に多くの論議する必要はない。たゞ犯罪對策としての今日の科學的刑事政策的社會立法が犯罪統計を基礎とし既成犯人を對象として一定の抽象的範疇を假定し以て犯罪對策を斷定しつゝあるのはこれが實驗的歸納として絶對性を有し固より重視すべきであつても實際的に果して幾何の積極的價值を有つやについては未だ疑問の餘地がある。

吾人が一般犯罪の原因を探究する所以はその結果を得ることであると共に決定的對策を發見し犯罪を未然に防遏する他面行刑の完遂を庶幾するにある。この意味に於て犯罪原因を闡明するにあらざれば適正なる刑事裁判合目的的行刑は期待せられぬ。これには科學的研究が捷徑でありその文化的意義も大きいのであるが、併しなから犯罪行爲の内容は千差萬別でありこれを組織的に體系づけることは多分に牽強附會の嫌なきを保し難い。勿論他に犯罪原因を舉證し得ざる限り科學的理據を否定し得ないのであるが、從來指摘せらるゝ範圍は一般的に觀て普遍性を缺きその觀點に於て偏見を免れ難いことも事實である。

元來犯罪は社會に於ける個人の反倫理的行爲である。この社會的生活規範は社會共同自衛を目的とする個人の風俗、習慣殊に道德を基準とする歴史的成果であり社會機構の相異により自ら特異的發展を遂げ社會全體の生活則を爲すものである。吾人

は本質的に社會に依存し自己の自由意思により具體的に生活を營爲展開してゆくのであるが、この自主的行動が犯罪となるや否はこの社會的規範を前提としこれに牴觸したりや否によりて認定しなければならぬ。従つて犯罪原因の探究乃至これが對策も社會の動向、本質的機構を度外視しては到底所期の成果は望まれぬ。殊に犯罪防遏の樞核に與り之が實踐的地位を占むる行刑に於ては刑罰執行の科學的體系の確立は固より社會の本質を闡明にし、これに順應し得べき生活適格を附與することは更に緊喫の重要事と謂はねばならぬ。蓋し犯罪の共通的原因是社會共同自衛の無責任的生活低格にあるからである。

筆者は多年の信念として行刑は如何なる場合でも目的でなければならぬことを主張する、所謂行刑技術を誤解し單なる拘禁の中に於て行刑効果を期待することは善良なる囚人を造り得ても畢竟行刑の存立が國家を前提とする以上行刑が眞にその効果を發揮するには犯人としての人を知り犯人の復歸すべき社會を知ると共に國家の本質を認識しなければならぬ。換言せば國家を遊離して行刑の目的はない。吾國行刑の指導原理はこれを吾國家社會の機構體制の中に於て求められるべきである。

本論に於ては吾國家社會の組織體制並に社會機構の特異性を闡明し以つて吾人の國民的生活規範を示顯することによりて犯罪原因を抽出し之に對處する吾國行刑が如何なる根本義に立脚し運営展開せられてゆくべきかを明確にしたいと思ふ。

本論

一 吾國家體制と特異性

刑罰の執行は國家を前提とする、故に行刑の基本的觀念として國家は如何なる根據を以つて如何なる目的の下に刑罰を科するやに就て先決するところがなければならぬ。科刑權の所在乃至目的は國家の組織體制及びその特異性を闡明することによつてのみ明にせられる。由來國家は一定の土地、獨立せる統治組織、國民の三要素を具備する以上その成立態様如何は國家存立上何等の影響はないが單に構成要素のみを以つて科刑の根源を解決することは不可能である。蓋し犯罪は當該國家機構と相容れぬ行爲であり國家の本質と不可分の關係に在ることは犯罪の成立條件乃至國民の生活規範たる法律が各國の國情によりて相異なることにより證して餘りある。而して既に科刑の基點がその國性にある以上吾行刑も亦その範圍を吾國に局限すべきは當然の歸決であり吾國固有の國格に適應すべき忠良なる國民の復歸を所期すれば足る。されば先づ國家の本質を考察し吾國體の特異性を認識せねばならぬ。

國家の本質に就ては種々の觀點より幾多の學説があるが茲に一々敷衍する必要はない。苟も吾人が生活を營爲してゆくに就いては現實としてのあらゆる波動盛衰を超越し高遠なる人類共

吾國は建國以來二千六百年皇統連綿として世界無比の國體を有し天壤無窮の國家である、吾國の建國が悠遠であるといふことは國家の尊嚴皇位の神聖不可侵の根底を爲すものにして極めて重要である、我が國の建國が悠久の昔にあり然かも萬世一系の天皇を奉戴する事實は未だ嘗て易姓革命のことなく且つ外寇を蒙りたることなき證左であると共に無窮の將來に創成を營みゆくべき運命の源泉となるのである。世に往々我が建國の歴史について疑義を抱く者がある、即ち神武紀元年に對する異見である、神武以降十數代の天皇が何れも人壽を推して御在位年數の長きに互ることを指摘してゐる。併し記載の術を知らざりし口傳へ時代の出來事が固より正確であらう筈はないがこれが爲めに吾皇統の一系たることを否定する論據もなく却つて吾國が史實以上に悠久の昔國家を構成して居つたとも考へられる。神武天皇の御事業は實際は創業ではなくして皇威の擴張であり御恢宏である。従つて我が建國は神武天皇の御即位の時を以て肇とすべきではない。建國の悠久といふことは國家の尊嚴性を示顯し國民をして自國の優性を確信せしむることにより直接に國民的責任の遞加を自覺せしめ自己の盡すべき道を確然と把握せしむることとなり國家永遠の理想發現の精神的原動力となるのである。單に建國の古さのみに就て云ふならば隣邦支那の如きは或は吾國を凌駕するかも知れない。吾國の尊嚴性は萬古不變の皇國にある。今日の支那はその歴史の明示するが如く

同の理想に向つて我々として勵みつゝあることは事實である。今日吾人の享受しつゝある思想文化も悉く先人の理想發現の歴史的成果であり國家を通じての遺産である。かく吾人の生命は國家に合化する事によりてのみ發現することが出来るのである。國家が理想發現の最高形式であることによりその倫理性が要請せらる。更に國家の本質を考ふる上に於て重要なことは國家は「我」の擴張であるといふことである。國家の客觀的中心はその主權者であり主觀的中心は我である。小我たる個人の擴大は廣我である。自己を中心として家族にまで擴張したものが家族我であり國家にまで擴張したものが國家我である、日本人として吾國家を他國に對立せしむる時に日本人としての國家我が生ずる。國家が自我の擴張であるといふことは吾人が社會生活を營爲してゆくについて重大なる關係を有つことであり銘記せねばならぬ。個人は關係的存在でありその生活史は愛憎好惡に終始しても國家の危急存亡に際會せば渾然その難に赴くのは己を愛する心を擴張して廣我たる國家を愛するに外ならぬからである。己を知るものは家を知り家を知るものは國を知るとは平易な辭であるが兎角自己を見失ひつゝある近代人の翫味すべきことであると思ふ。

以上國家の本質として重點を簡明にしたが吾國に於ける行刑を完遂するにはその依據すべき吾國固有の國性を明にするところがなければならぬ。

革命に次ぐに革命を經、興亡既に二十數回現今の共和國に至つて居るが昨日の臣は今日の敵であり國民亦眞に信倚すべき國家を持たないといふのが實相である、支那に限らず歐米諸國皆然りである、彼等には國家はあつても國家自體の生命といふものはない。個人の利益擁護の方便でありこれを措いては他に存立の意義がなく必然的内的結合要素を缺き利益の不一致により崩壞の運命にあるのである。これに比較し吾國は上に萬古搖ぎなき皇室を戴き蒼生擧つて信倚し我々營々大愛の下に感激の生活を日に新に展開し得るのは實に多幸と謂はねばならぬ、如斯は獨り日本人のみ享有し得べき誇りである。由來吾人は日本島に於てその最も優秀なる人種的素質を有してゐた天孫人種皇室の祖先を中心として創成された民族である。他民族の一團が日本島に渡土しこの地を占領して國家を經營したものではない、勿論南北両面より他民族の移住せしことは肯定せねばならぬがこれとて混同化し渾然一民族を形成し今日に至つたものである。尙史主民族たる大和民族に取つて代る程の大量移住は考へられぬ。實に日本民族は皇室の祖先であらせられる天孫人種を中心として創成せられたる一元的血縁民族であるといふことは國民的信念である。これ吾國が綜合家族制の國家であると謂はれる所以である。この事實は畏も吾國の皇位が絶對性であることを明徴にした。

吾人の依存する社會機構は歐米の自由主義思想を根底とする

個人単位の社會機構に反し家を以つて單位としてゐるのである。家は家族によつて構成せらるゝ、この家族を統率し代表するものは族父たる家長である、同一血縁の家族は氏を形成し氏は宗家の長により支配指導せられるのは自明の理である。國家が綜合家族制の吾國に於て其の全體の宗家は皇室である。皇室の長であらせらるゝ。天皇が國民全體を統治遊され給ふことは實に當然である、殊に吾國は皇祖天つ神を中心として集つた一團の民族によつて暨められ、皇室あつて後の國家である。即ち國家の創建者は皇室の祖先であり之をそのまゝ繼承せられる。天皇が主權者として最高の地位に在らせられるのは主權が歸すべき所に最も正しく歸して居るのであつて諸外國に於けるが如く力を以て主權を擱得し或は國家創成後統治機關として推選せられ國民に君臨するものと斷じて紛淆を許さぬ。吾國が一元的血縁民族より成る族制國家であり皇位の絶對性が自然的である結果として吾國の主權が皇室の外に絶對に移ることはないといふ事は明確である。若し吾國の主權の所在に就て疑義を挟むものがありとせばそれは吾國の歴史的發展の事實を無視し神ながらの統治を認識せざる歐米共和制國家の能力統治説に心酔せし者か乃至は己の非行を隱蔽する爲めに作られたる天命説を盲信する徒輩である、如斯は吾國體の眞髓に徹せざる痴者であり祖先の遺烈を汚す逆臣である。

皇位の絶對性は吾國民のありのまゝの氣持ちであり信仰であ

る。

吾國に於ける皇室と國民の關係が敘上の如き關係にあることは吾總國民の信念であり一點疑を容れぬ所である。信念は歴史の所産であり之を覆すことは歴史を覆す以外に途はないが歴史は過去の事實であり如何なる企圖を以つてしても之を枉ぐることは出来ない、唯史料として何ものも遺されて居ない場合にのみ推理に依つて闡明さるべきことが許されるのである。これとも歴史事實に基きて或部分の類推が可能なる場合に於てのみ國民の承認を得べく固より吾人の信念の範圍内に於てのことであり如何なる場合と雖も全然類推に依據することは排撃せらるべきである。吾國往古の神話はこれを立證する資料もなく勿論歴史的事實として主張し得べき根據もないが吾國民の信念の神話化したものであり吾國民全體は自らの信念の上に於て天孫民族の血縁であることを確信してゐるのである。

而して吾國民が斯る信念を抱懐するに至つた起源に就て吾人は歴史的發展の所産であることを指摘したのであるがこれについては吾國の體制が今日に至る迄不動の事實として確存するに因由することを今少し敷衍する必要がある。水戸學に於ける大日本史の本紀列傳の序に「人皇基を肇めて二千餘年、神裔相承け列聖統を續ぎ姦賊未だ嘗て覬覦の心を生ぜず、神器の所在日月と並照す、猗歟盛なるかな、其の原く所を究むれば寔に祖宗仁澤民心を固結して邦基を磐石にするに由るなり」とあるのは

端的に我が國體の眞髓を説き實に至言である。既に述べたるが如く吾國の主權は自然的國家社會機構の上に基礎を置き血統主義によつてゐるのである。天皇が國民に君臨せられるのは其の宗家の長たる血統によるのであつて能力又は徳を必須要件としない。従つて吾君主にして萬一徳に缺くる所があつてもこれを排斥する權利は何人にもない。吾國體は斯る思想を容るゝ餘地はないのである。然らば吾國の御歴代の天皇は徳を積むことについて何等敷慮を須ひなかつたかと云ふに否斷して否事實は正に反對である、吾教育勅語の中にも「我皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり」と詔せ給ひ徳を以つて治國の根本義とせられたのである。この事實は建國以來既に二千六百年、列聖相承け神ながらの治を行はせられ給ひしことは歴史が證して餘りある。君主神權説は神の名に隠れ專政霸道を行ひ己の私慾を擅斷し民意を結局諱屬することであるが如何に吾國に讒侮を構ふるも吾國史の中に斯る事實は毫末も發見するを得ない。吾天皇は民に先じ徳を勵まされ民に臨むのに無私の大愛を以つてせられ給ふのである。無私の大愛は神格合一であり現神であらせられることである。これは古今來往吾皇室を貫く大精神であることを拜する。

この皇室の廣大なる御仁慈に對し吾人の祖先は如何に仕へ吾人乃至末裔は如何に奉仕すべき乎、これについて筆者は自己の全身に躍動する血を以つて答へることが出来ると思ふ、之筆者

の信念である。吾人は吾祖先の血を繼承し現存する、吾祖先が如何なる思考の下に吾國性を理解し吾皇室に奉仕したかは多言を要しない。筆者自身の主觀を以つて足る。たゞ具體的に之を履踐するについては吾國體の保全と國家の理想的發展を期する爲め吾國體に順應し完成したる國民の守るべき道德に依據しなければならぬことは蓋し當然である。

二 吾國民道德と行刑

個人は必然的に社會に依存する、吾人が生活を營爲してゆくについて何人と雖も現在の生活機構を離れて自己の生存可能を信するものはあるまい。如何なる狹義の個人生活と雖も全然社會と没交渉では存立しないことは事實である。吾人はその生命を父母に受け物心兩生活は之を社會に享く、吾人の生活はこれを意識するとせざるとに不拘一として關係的存在にあらざるものはない。吾人の生活が關係的存在の結果として如何なる場合でも相對的でなければならぬことは自明の理である。問題は個人對社會の依存關係に於て何れを主とすべきか將亦この關係の妥當性を何處に求むべきかであるが之が解決はこれを形成する社會機構の中に求めらるべきである。

社會生活の根本機構が個人本位であり個人の利益を直接の目的とする歐米個人主義社會機構に於ては個人の權利自由が第一義であり單なる權力の傀儡と化した陰慘なる權力主義社會機構の下では個人を機械的手段化し極端なる社會本位であることは

敢て怪しむに足らぬ所である。吾人は斯る社會機構を排撃する、吾國社會機構は個全一如の境地に在り理想的依存關係に立つてゐるのである。換言せば吾社會は個人即社會であると謂へる。

吾國社會機構の根源を爲すものは家である、歐米の社會機構は素々個人の自由權利を目的とし之を内容として形成せられてゐるのでその實質は單なる物質的結合に過ぎない。之に反し吾國社會機構は父祖傳來の家を中心として血縁的結合である。換言せば吾國社會は氏の擴大したものであり吾人は遠き祖先より末裔への一環としての存在であると共に民族全體の列員である。此の故に吾國社會は縱横の關係に於ても精神的一體を爲す社會である。従つて歐米社會に於けるが如き個人的對立觀はなく固より權利思想の擡頭すべき餘地はない。然し如何に吾國社會が氏の擴大でありその結合の要素が精神的血縁によつて繋がつて居ても所詮吾人は人たるの範疇を脱する事を得ない。人格は人の人たる所以であるが人は他の如何なる生物に比較しても獨り遙に高き倫理性を有するのであるが又多くの弱點を藏して居ることも否み難い事實である。この多分の倫理性と脆弱性を有つ吾人が實際に社會共同生活を營爲してゆくにつれては未だ多くの矛盾と缺陷を暴露し必然的に統制と他律を要すべきことは避くべからざる歸結である。吾人は完全なる人格完成のために孜々として自己陶冶の苦行に努めつつあるが假に完

き生活規範である。従つて吾國民道徳はその國體に淵源を有つ吾國社會特異の道徳である。吾人はこれを忠實に履踐することによりて吾國體を擁護し吾國社會の健全なる發達を遂げしむべき責任を有つ、これ我が祖先の遺風であり末裔への遺贈である。

以下二、三の重要徳目につき筆者の信念を簡明に述ぶるに先立ち明にせねばならぬ事がある。即ち吾國民道徳と儒教乃至佛教の關係である。その根本的問題は吾國民道徳が儒教によりて始めて樹立せられたのではないかといふ誤解である。如斯は吾國民道徳の根源に徹せざる者の抱懐する低見であり誤謬を招來せる因由については如何に儒教が吾國民道徳の上に重大なる影響を及ぼしたるかを看過しては闡明出来ない。吾國民道徳は往古吾固有思想の時代既に或程度の發展を遂げてゐたことは推知に難くないが、之が今日の如く理論的體系として完成せられたのは儒教以後のことである。吾國民道徳の主目たる孝に就ての思想、武士道精神殊に貞操觀の如きは其の著しき影響を受け密接不可分の關係にあるが、併し儒教乃至佛教の教理がその儘吾國民道徳として樹立せられたるものでなく、吾國在來の固有思想の中に其の長所を採り化合せしめたものなることを理解せねばならぬ。端的に云へば儒教乃至佛教によりて吾輩國の根本的觀念は毫も損壞せられてゐないばかりでなく愈々其の短所を補ひ光榮を放ちつゝあるのである。これ吾國民性の發展的強靱性

全なる自律的生活を履踐し得る域に到達しても社會人全體に之を望むのは全くの空想である。然し社會共同生活の健全なる發達は社會共同の目的であり吾人が自己の弱點を制壓しつつ人としての價値を求めて止まぬのは人間本然の道である。

人が人として本然の意義ある行爲は道徳である。吾人の社會生活は如何なる場合でも關係的存在でありその相關性に於て道徳の遵守せらるべきは當然である。吾人の共同社會に於て個人の絶對的自由乃至行爲無道徳は斷じて許容せらるべきでない。

道徳は一社會の保全と發展を目的として該社會の發達に順應して發達した該社會に於ける生活規範である。道徳の本質は普遍的であり一社會に局限すべきではないが或社會に於ける道徳律の價値が他の社會に於ては全然認められない場合がある。故に道徳が觀念的存在でなく實踐的存在として當然である。故に道徳もその國家社會機構の相異なることによりその原理の異なることを知らねばならぬ。吾人は茲に各社會に於ける道徳の原理を比較評案する必要はない。如何なる内容の道徳と雖もその價値はその社會全體の主觀に依つて決せらるべきであるからである。たゞ吾國行刑の指導原理として吾國民道徳の重要性を認識しその精神に徹すべきことを指摘すれば足る。

吾國民道徳は吾國體の保全と吾國家の理想的發展を目的として吾國體に順應し發達した歴史的成果であり吾國民の遵守すべ

に外ならぬのである。

吾國民道徳は忠を以つて第一義とする。

由來國家が自らを創造し國家自らの目的を達成する爲めには一定の組織統制を必要とし且その生命を無限に營むについて國民各自の責務を要請することは當然である。國家にして拘る意圖なく國民にして自國を擁護する思念に缺くる所あらむか、國家は忽ちにして破滅するであらう。この國家と國民の歴史的關係に於て吾國の如き君民一體の國體を有する國は世界何處にもない。歐米諸國に於ける君主專制乃至共和民主思想はこの國家對國民の衝突による所産である。國民が國家に對して忠實に自己の生活を營爲すべきことは國家の目的觀から見て道徳上の一本務であるが、併し吾國民が天皇に對して忠誠を盡すといふことは絶對的であり一切の理窟を超越してゐる。吾國が族制國家として其の宗家たる皇室を仰ぐことは森嚴極まりなき民族的感情の發露にして其の全力を擧げても尙足りないのである。個人が自己の心血を注いで家名を揚げるのはその家を愛するからである、これには理論も何も通用しない。その者の主觀にある。これと同じく吾國民が天皇に對する奉仕の精神は吾國民として「ありのまま」の感情である。勿論自國を擁護することによりて國威の發揚國運の隆昌を來すことは間接に自愛の念を満す結果となるがこれは飽迄も目的に對する派生物にして不純な己己的觀念ではない。

懸賞當選論文

吾國は 天皇ありての國家であり吾國民は 天皇ありての國民である。吾國民が一旦緩急に際し其の最後の一人となるまで國家を擁護する所以である。天皇に忠誠を盡すといふことは吾人の日常生活に於ては之を具體的に示顯する方法はないと考へる者が絶無ではない。之は大なる誤謬である。吾人が忠誠を盡すのは何も直接戦線に起つ必要はない。吾人が戦線に征くも銃後に在るも 天皇陛下の思召のまゝである。吾人が日常生活に於ける忠誠は主權者たる 天皇の命を遵奉し國家の發展を念願しつゝ自己の生活を道德的に正しく營爲してゆくことである。萬民輔翼とはこの意味に外ならぬ。

吾國民道德の基幹は忠君愛國の至誠であると共に孝道である。孝とは敬虔なる感恩報謝の情意の發露である。併し吾國民道德として孝道、之を吾國體と切り離して考ふる事の出来ない特異性を有つてゐることを知らねばならぬ。何人と雖も其の生命を父母に享け慈愛の中に長養せられざる者は無い。父母の大恩は天よりも高く地よりも重く常に吾國民道德の中樞をなすばかりでなく時處の如何を問ふ所でない。殊に支那に於ては古來より孝道を以つて生活の第一義とし孝は百行の基なりとし之に關する研究は殆どその極致に達し文献も無限である。吾國民の大多數の抱懐する孝道の理據も或は孝經にあるかも知れないが茲に注意すべきは吾國孝道が吾國體と別異に發生し進展し成立してゐないといふことであり、孝は吾人の祖孫一體の信念の成

るは信仰であり近き祖先に仕ふるは孝である。

吾國家社會機構が家族制度を以つて成立してゐる關係上家を離れて吾人の道德的生活は考へることは出来ない。祖先崇敬の精神が全然無くなれば吾國體は根本的に破壊せられ、遂に第二の猶太民族の轍を踏まねばならぬ。吾國民道德に於て忠孝を以つてその第一義とする所以である。

吾國民生活規範はその根源を忠孝兩道に發し總ての道德律は此の忠孝より派生したるものと云ふことが出来る。吾人は之を實踐躬行することによりて自己の生活價値を知り生くる意義を感ずる。

吾人が道德を實踐する上に於て缺くべからざる基調を爲すものは殉の精神である。犠牲とは被犠牲との對立的觀念である、大我の爲め小我を殺すことである。殉とは大我に參入することである。國に殉じ家に殉じ夫に殉ずることは國と共に家と共に生くることである。吾人は小我を捨つるに當り「爲め」といふ對立的意識はない。況や大我の中にのみ常に小我に認識しつゝあるにをや。

國家が國家自體の理想達成の爲め國民に對し不定の行爲を要求し特定の行爲を禁止するのは當然である。行刑中の總ての者はこの國家の要請に應へ得ないばかりでなく之に逆争した者である。然し國家が法律を以つて國民に對することは國家自體として本然の道でなく已をえざるに出たるものではあるが、假に

懸賞當選論文

果であるといふことである。吾國を組成せる家といふ觀念は單なる有形物でもなく勿論生活手段としての家庭の謂ひでもない。吾人が遠き祖先から承け継ぎ末裔に遺贈すべき祖孫一體の精神である。これが吾家族制度を生んだ根源であり孝道に對する理據である。

吾人が刻苦精勵一身を抛擲して向上を計るは家を興し道を得以つて祖先の志を遂げんとするにあり、單なる自己の慾望を満足せしむることを目的とするものでない。吾人の生命は家によりてのみ永遠と連繫する。祖先の延長が我であり我の延長が子孫であり吾人の血の中に今尙祖先の生命が脈々として生きてゐるといふのが吾國民の信念である。吾人の生活の一切は家の中に包攝せらるべきであり、家は祖先と我の一連的形式である。故に我といつても絶對的我はなく小我は滅亡しても大我は家といふ形に變つてその精神を永遠に遺すのである。吾人が短きその生涯に於て自己の困苦を外に人格の完成を期し社會の發達を希ひ鞏固なる國家の實現に邁進する所以のものは自己が祖先から末裔への鎖連の一環たるの責任遂行の具現相である。吾國民の斯る高志こそ自然の天理に即應するものにして、無私即大私の境地を顯現するものと謂はざるを得ない。國家を憶ひ人の道を勵むは即ち己に歸一し自己を愛する所以である。吾日本國民にして自己を愛することは祖先を愛する所以であり祖先を愛敬せざるものは自己を信ぜざる者である。遠き祖先を愛敬す

法律の效果に期待する所があつても之は眞の平和ではない。國家は他に良好な方法があれば何も法律に依りて國家の秩序を念願とするものではない。法治は強ゆるものであり國民の自發的積極的平和こそ吾國民のみ包藏する殉の精神によつて發現を期待出来ると思ふ。

筆者は吾刑政の指導原理として行刑が個人より全體的訓練に重點を推移すべきことを主張し、殊にその精神的行刑の徹底化を冀望して止まぬ者である。

三 實踐行刑の重點

行刑が忠良なる國民の復歸を念願とし犯罪の絶滅を目的とすることは茲に云ふ迄もない。「刑于無刑期」とは蓋し至言である。

然らば吾國行刑は何處に依據し如何に運營することによりてこの目的を達し得るか現在の行刑が果して如何なる程度にこの目的に適合しつゝあるかについては恐らく確信を以つて明答し得る者が幾人ありや、甚だ疑問たらざるを得ない。蓋し現行行刑が根本的に吾國民性と相容れざる觀念、體系の下に運營されつゝありはせぬか、乃至單なる事務的形式の中に死藏せられつゝあることを裏書するものに非ざる乎。

筆者は吾國と歐米の國家社會機構の根本的差異より來る吾國體の特異性並吾國民道德の理據に就ては前に概説した所であるが、吾國に於ける行刑が吾國體を經とし吾國民道德を緯として

懸賞當選論文

實踐せらるべきであることは蓋し自明の理である。吾國行刑は單なる人を創るを以て目的とするものではない。吾國民而かも忠良なる國民たることを要請する。歐米直譯の過去に於ける行刑が果して幾人の忠良なる日本國民を創り得たかは吾人の詮索する限りではない。吾國體が特異であり吾國政がその特異性に即應し吾國體の擁護擴充を要諦とする以上、吾行刑が吾國體並吾國民生活の規範を離れて存立し得ないことは勿論行刑自體に於ても單に犯人の改善を目的とした過去に於ては個人を對象とする消極的科學的行刑に依り犯人の反社會的行爲を抑壓することによりその目的は達成せられたのであるが、行刑が忠良なる國民の社會復歸を念願とし更に一步を進めて國民としての積極的精神行動を要請するに於ては不可避的に吾國體並吾國家社會機構の特異性に基調を置く適正なる精神行刑が展開せられるべきであることは當然である。

刑罰が國家自體の理想實現に對する害惡排除の理念より來る派生現象であり個人の行爲に對する因果的應報の外に吾正義を尊ぶ國民性の發現であることは看過し能はざる事實である。吾國民性が淡泊明朗であり發展性を有し包擁力を藏する反面に於て、不正を嫌惡し暴壓を排撃する潜在力を包藏することを認識せねばならぬ。戒護檢束の機微は完全なる國民的常識に俟たねばならぬと謂はれるのは畢竟茲に由來すると謂はねばならぬ。何となれば犯人と雖も國民であり、吾祖先の忠烈の血を承け犯

すべき重點を明示してゐるが、之に就ては吾人の信念の範圍内に於て最善を期すべきである。技術は目的の手段化の危險を包藏することを豫想せねばならぬ。行刑の手段化は善良なる囚人を創る事を得拘禁の平穩は期せられても共同生活に於ける忠良なる積極的日本國民を創る途ではない。吾人は手段としての靜なる行刑技術より目的としての動なる自發的責任を根本義とする行刑の嚴肅化に共鳴するものである。行刑に於ける嚴肅性といふことは行刑の苛酷を意味しない。行刑が刑罰内容として必要以上の苛酷を加ふことは斷じて許されざる違法であり眞に行刑の目的を達する所以でない。

吾人の知る範圍に於て規律責任の完遂せられてゐるのは吾皇軍を措いて外にない。勿論吾行刑と皇軍は組織素質に於て對比出來ないが彼の直接に外患を目的とし、此の直接に内患を目的とし以て國家の發展を期する點は共通である。皇軍の特殊教育は僅日月を以て如何なる儒夫をも起たしめ身を鴻毛の輕きに比し君國の爲一切を抛け擲つに至らしむ、之は何に基因するか實にその各人の保持する潜在的國民精神を抽出する感化力にありと謂はざるを得ない。以て吾人の體すべきであると思ふ。

行刑は人と人との關係なりと謂る。殊に直接收容者に衝る戒護にして精神行刑の徹底に缺くる所あらむか遂に行刑全體は破壊せられるであらう。收容者の人格に倚信する自治行刑は理想ではあるが、現今自治行刑の名に隠れ收容者の人格を云爲する

懸賞當選論文

時既に國民的自責に驅られ己の行爲の恐しさに戰き所謂「惡の道」より脱せんことを生涯の念願としてゐることは想像に難くない。勿論一部確信犯人は除外すべきではあるが、これとて自己の信念そのものは兎角行爲を自ら自體が合目的であることを主張し得ないであらう。吾國體の尊嚴も乃至社會生活の秩序の確立も吾國民の歴史的信念を基調とする責任心に於て全きを得るのである。責任のない機構は混亂である。吾國民はその正義觀の發露として如何なる行爲にも責任の實在を求め自己の精神生活にすら自責を求むる嚴肅性を有つのである。吾行刑に於てこの吾國民性を追及することは犯人をして直接に日本國民たるの自覺を喚起する捷徑であり間接に全體訓練の効果を期待し得るのである。

吾國行刑の弛緩が指摘せられ責任行刑の嚴肅性が高唱せられたるは最近の事である。行刑の規律の保持勵行は直接に收容者に接觸する戒護の使命であるが、吾國行刑の科學化の弊害として個人の個性の發現殊に法令上の地位が重視せらるゝに及び刑は教育なりとの極論を誤解し行刑の中樞が教務醫務に移行したる結果、一元的責任行刑より多元的割據行刑を現出し嚴肅なる刑罰執行は單なる拘禁の中に手段を索むるに餘儀なき弛緩を發露したのである行刑が如何なる場合でも手段であつてはならぬことは吾人の堅持する信念である。吾國行刑に於ても所謂「行刑技術」の重要性が是認せられ法制化せられて刑務官の依據

のは責任行爲の拋棄を意味し自治にあらずして自儘である。人は肉體と精神が別個に存立するものでない。心は體に現れ形は心に通ずるものである。長きに互る紀律動作は自己の心に侵徹し責任心の發現となり眞の自律行刑を具顯することが出来るのである。故に戒護の生命は紀律の勵行にあるとも謂へる。斯くすることによりて眞の責任行刑に徹することを得るのみならず收容者をして社會生活復歸後に於ける生活展開の維持推進力たる責任心を附與する結果となるのである。吾人は行刑に於て吾國民道徳が價値を發揮しつゝあるのは實に國民の責任心が與つて力あることを想起すべきである。

次に收容者の社會性について觀察して見たい。犯罪の基因は犯人の反社會性にあることは争ふべからざる事實である。然らば犯人の改善をその目的内容とする行刑に於ては犯人に社會性を附與せざれば究極に於て行刑は單なる排害處分化するであらうことは自明である。然るに行刑は必然的に拘禁を伴ひ犯人の社會隔絶が行はる。斯る機構の下に於て殊に急激なる進化複雜性を帯びる近代社會に自己の生活を營爲し得べき適性を附與することは至難である。至難とは可能を前提とするものであり吾人は之を悲觀視する要はない。凡そ數學に於て公式を知れば應用が可能であるが如く人間社會に於ても生活基礎を爲すべき精神、經濟の對社會關係を知ればその複雑性に應用出來得るのである。吾人は行刑に於ける精神的對社會關係を教誨に於て見、

懸賞當選論文

對經濟關係は作業に於て會得せらるべきであると信ずる。

教誨の重點を何處に置くべきかに就ては之を純粹の宗教の立場より或は社會教育の立場より觀ることにより相異なる。此の問題に關する是非はその主觀による。故に茲には姑く宗教々誨にせよ一般教誨にもせよその形式は問ふ所でない。尠くとも吾國民道徳に適合すべき論旨たることを要するに止める。收容者の大多數は道義心の欠缺者である。社會共同生活の破綻者である。勿論親族知己に乏しく自己の進むべき道を知らぬ低格者が多い。此等の者に對し人間の理想を説くのは霧中の實に等しいと謂はねばならぬ。先づ實の所在を知らしむるに先立ち自己の霧を拂拭せしめねばならぬのである。己を知る捷徑は親子の關係である。子にして親を思ふの情は己を愛する情となり祖先の墳墓の地に重んじたる己を發見するに至るのである。既に己を知れば隣人を知り國を知る。吾人が現實に社會共同生活を營爲し得るのは特別なる生活技能を有するものではない。己を知り隣人を知ることにより社會人とし國家人として誠の道を踏む事を得るのである。吾人は吾行刑に於ける精神矯正の徹底化を待望し教誨は須らく吾國體に淵源する吾國民道徳の眞髓を體得せしむるにあることを重ねて主張する。吾祖孫一體の國民的信念は個人的觀念に基く犯罪行爲を必然的に回避せざるを得ないに至らしめるであらうことは吾人の信じて疑はざる所である。由來或護は行刑に於ける父であり教務は母であると謂はる。客

經濟的生活基礎を扶植するものにして行刑の第一義的重要性を有つと謂つても過言ではない。吾人が吾國民として如何に正しく道徳生活を履踐せんことを願望しても肉體的精神的生活能力に缺くる所があれば斷じて願望を維持實現することは不可能である。勿論労働能力の充足とこれを發揮すべき精神力の旺盛のみが生活の全部でなく人として社會人としての聰明調和がなければ圓滑なる生活は期待せられぬが行刑に於ける勤勞精神の涵養は職業的訓練の外に精神的訓練を包含し社會復歸を前提として合目的に實施せられつゝあり、社會的労働調和に就ても重大なる關心が拂はられてゐるので必ずしも跛行的存在ではない。たゞ刑務作業の授産的價值について批難するものがないではない。併し刑務作業によりて習熟したる技術を生活手段とせぬことを以つて刑務作業の生活的價值を否定しその妥當性を疑ふのは淺見である。殊に行刑が個人より全體への推移により吾國民として社會人としての責任ある精神行動の職業訓練價值を看過したる片面的批難は吾人の承服し能はざる所である。

以上筆者は實踐的行刑の重點として收容者の責任を基調とする紀律の勵行、收容者の精神行動が吾國民道徳を基本として指導せらるべきであること。刑務作業が技術偏重より全體的勤勞精神を涵養することの三點を擧げて簡略に説述したがこれ等は何れも吾行刑の目的的内容に過ぎず且吾行刑の重點は他に數限りなく存在するのであるが、其の基源は悉く吾國體乃至

懸賞當選論文

觀的に行刑を觀たる低見である。吾人の父母が子に對する慈愛

に何の差異もなきが如く行刑に於ても父の嚴、母の慈に何の差異もない。畢竟犯人の健全なる社會復歸の目的に歸一すべき熱情の發露である。試みに思へ刑務官にして眞に斯る意圖なしとせば諭示訓戒乃至規律の勵行、責任の遂行を何故に爲し且求むるかを、吾人は行刑が單なる拘禁に終るべきでなく且つ緩慢なる手段を以て満足するものではない。父の嚴には涙の鞭のあることを體驗せし者は豈筆者一人ではあるまい。殊に行刑の本質が矯正にあることを肯定せば吾國特殊の理念に基く行刑が具體化するべきは當然である。従つて吾行刑に於ける教誨は單に教務の司るところに限定すべきでなく行刑に於ける凡ゆる現象は廣義の教誨である。この意味に於ても刑務一體の原則は首肯せらるるのである。犯人の身上に關する社會復歸については接見信書が重視せらるべく犯人の肉體擁護に關しての社會復歸は給養衛生の完璧せられるべきことが要請せられる。殊に犯人の労働經濟能力の社會復歸は作業就中勤勞精神の涵養が最も重視せられるべきである。吾人の社會生活の實體は經濟生活である。吾人は經濟を離れて近代社會生活を夢想することも出来ぬ。人は經濟的天賦の器でない、自己の力に依りて招來すべきである。これには労働能力が必要である。殊に收容者の大多數は懶惰で一攫千金を夢想する輩である。之に肉體的労働能力を強制附與することは刑罰内容としての教化的價值の大なること而已ならず

吾國民性に發し忠良なる國民の社會復歸を目的とすることに於て前後はない。要は如何なる場合に於ても吾國に於ける行刑精神は吾國體の特異性に鑑み吾國独自の國民精神に歸納せらるべきであることは吾人の信條である。

結論

今や世界は重大なる歴史的變革に直面してゐる。個人主義に立脚する歐米民主々義諸國に於ける科學的物質的社會機構の崩壞に因由する政治的思想的不安動搖は遂に世界をして一大混亂に陥墜せしめ國際勢力の拮抗を醸成し政治的思想的衝突を現出した。即ち舊勢力を陋守せんとする所謂英米佛の持てる國と防共運動の樞軸を爲す新興日獨伊の持たざる國の政治的思想的相剋摩擦は逐次激化され無形の火戦は不氣味に世界を掩ひつゝあるのである。吾帝國が赤化の防遏、政治的秩序の新建設を目的として東亞の大陸に於て聖戰に殉じてゐるのは固より吾國独自の行動であるが、この世界不安に對處する重大なる意味が含まれてゐることを知らねばならぬ。吾人はこの榮ある皇國の歴史的飛躍の達成を信じて疑はぬと共に最大限の如何なる困難をも克服すべき覺悟を有する。聖戰の完結が幾年幾十年を要するかは吾人の此覺悟と關係はない。國民は物心の總力を擧げてこの未曾有の大業を翼賛せねばならぬ。

斯る際に當り吾行刑の分野に於ても等しく軍後に於ける聖戰

懸賞當選論文

參加の使命完遂の任務を分擔すべきは勿論人的資源の擴充に就ては殊にその重責を更に新に認識せねばならぬ。吾行刑に於ける目的が忠良なる積極的國民の社會復歸にあるのは畢竟國民としての責任要請の意に外ならず之が達成は蓋し

吾國行刑の唯一最高の生命であり吾國特有の光輝ある國民精神により光被されたる綜合行刑に依りてのみ期待せられる所である。

X X X X X

吾國に於ける行刑の指導精神を論ず

——三等當選——

豊多摩刑務所 吉 川 弘

この論文に付て

- (一) 法律刑罰の社會上の地位と行刑の社會上の地位
- (二) 吾國々體の特殊性
- 三、天皇の統治權の一作用たる行刑
- 四、現行教育刑の誤謬
- 五、吾國の飛躍的發展と行刑

この論文に付て

(一) 私のこの拙い論文は、御承知の通りの激しい戒護勤務の中から僅かな餘暇を見出して綴つたものである。だが併し、この論文は、斯うした時間的に忙しい中から書いたものであると言へ、別段この忙しさを押してまでも書かねばならない程に切端詰つた私の意見の表現でもなければ、又私の日頃抱いて居る、行刑に對しての革新的意見を發表して、人の批判を仰がうなどと企てた、大げさなものでもない。

人は誰でもがさうであるやうに、自分の氣持を、紙の上に書くと言ふことは、それだけでも全く楽しみなものである。私もその例外ではない。私は書くと言ふことに無上の楽しみと喜びを感じる。

私は斯んな氣持で、この論文を書いたのであつて、言はず自己満足をして居るに過ぎない。私にとつては、この論文の内容に付ての、或は思想に付ての、他から受ける批判の善悪は第二義的のものであつて、餘り重大なものではない。

従つて、行刑に身を入れてから、歲月尙二年に足りない私が、斯うした意見を書くと言ふことは、未だおこがましいとの非難ありとするも、決して驚いたり、興奮したりしない。

私は斯うした非難を、甘受するつもりである。たゞ私にとつて、この僅か二年に満たない歲月は、過去となつてしまつた現在より考へるなれば、成程短いものではあつたが、更によく考へて見ると、決して一概に短いとばかり言はれないやうな氣がする。

私の人生にとつては、私が行刑に身を入れた丈でも、大きな變動であつた。

私は、この二年間に、刑務官吏として、色々なことを経験した。そして行刑に對する多少の信念も養成されたし、臆げながら、行刑に對する理想をも抱く様になつた。

かうした私の行刑官吏として得た不充分なる信念と、理想に

懸賞當選論文

對する欲求を記述した私見の斷片が、この論文である。

だから、勢ひ文章の粗雑や題意に不忠實なのに免れない。願くば御判讀を。

(二) この論文に於て、私は法律、刑罰と二つの文字を並べて書いたが、これはみんな刑法を、意味したものである。併し、別に他意のある譯ではない。たゞ斯うすることが觀念上理解し易いと思つたからである。

一、法律、刑罰の社會上の地位と行刑の社會上の地位

苟しくも、社會の形成せらるゝところ、必ず法律が存在し、刑罰が定められ、そして其が實行せられて居たことは、誰でもが認むるところである。

たゞ古代に於ては、法律、刑罰が、近代國家の其の如く、秩序整然たる成文の形式なく、また法律の適用、刑罰の實行等に於ても、公平さ統一さ、普遍さ等に於て缺けて居つたことは、争はない。

そして、甚だしきに至つては、社會の成員は何故に法律に服はねばならないかを、知ることなくして、只法律と稱ばれるところの主權者の命令や一部の爲政者の定めた取極めに對して、宛も神の命令でもあるかの如く盲從して居つた場合すらもあつたのである。

懸賞當選論文

これら古代に於ける社會の成員の、無知な、そして滑稽な、法律に對する認識は、當時に於ては、別に不思議ともされず、普通のことであつたのである。

彼等は易々諾々として、この神がかり的法律に服ふことにより、自己の安心を求め、これを犯すことを、譯もなく怖れた。併しながら、時代の経過は、文明文化の發展を生來し、法律思想にも變化を齎したし、法律に従ふ社會成員も、漸次學問の普及と相俟ちて、法律に對する認識を改めるに至つたのである。

古代に於ては、社會人の生活は、現代の生活の如く複雑多岐に互るものではなく、またそれに對應する法律も、現代の其の如くに、總ての分野にわたりて造られて居たのではなく、全く簡單なものであつた。

従つて、社會の成員達は、法律を犯すことなく、容易に自己の慾望を満足せしむることが出来たのである。

この古代に於て、法律が簡單なものであつたと言ふことは、詳細に研究するときは、色々な原因に基くものであらうが、その根本的原因として、當時の社會成員が人間の生活に必要な物資を、餘り勞することなく、容易に得ることが出来たと言ふこと、今一つは物資の生産に對する人口の比較的少なかつたと言ふことを擧げることが出来る。

併しながら、斯うした古代社會に於ける法律、刑罰と雖も、

社會の成員にも、あてはまる事實である。

従つて、專制政治の主權者が、自己の優越的地位を保持する爲に、身勝手なる法律を制定して、これを被統治者に強行し、刑罰を定めて法律の違背者を處罰すると言ふことは、法律の本來の精神に悖るものであつて、其は結局自己の滅亡を來たさしむるばかりでなく、自己の所屬する社會をも破壊に導く結果となるものである。

斯の如くにして、法律、刑罰の社會上の役割は、社會の向上發展を前提としてのみ、其の存在價值を有するのである。

凡そ人の集るところ、必ずや何等かの目的を有する。人は社會に於ては、共同の目的の下に生活して居る。吾々はこの共同の目的には、共同の利益を豫見することが出来るのである。

この目的は、社會成員の全員がことごとく知つて居るものでもなく、又知らしめることは、社會が複雑になればなる程、困難なことである。たゞ彼等は、社會を爲して居ると言ふことが彼等の生活を維持する爲に必要であり、社會の進歩は、即自己の生活の向上進歩であると言ふことを、知つて居ればそれで足りるのである。

何故なれば、人の意思は、元來自由を欲求する。従つて社會成員の個人に付て見るなれば、時には共同目的に反するやうな自己の意思を持つて居る場合もあり、又共同目的の何んたるかを理解しない無知な人もあり得るからである。

懸賞當選論文

必ずしも、その社會の成員と、全く關係なく取極められ、そして實行せられて居つたのではない。

何故なれば、人類が、その興りより集團的社會生活を營んで居たのは、特定の人の命令により營んで居たのではなくして、そうすることが、彼等に便利であり、又實際上に於て、彼等の上に利益を齎したからであつて、法律、刑罰は、彼等がこの集團的社會生活を爲すことを、背反者より保護し、社會の發展と個人生活の平和を、享受せんが爲に設けられたるものであると見るべきである。

法律、刑罰が、獨裁者によりて取極められたり、或はまた、少數の社會成員の合議によりて制定せられたりしたのは、是等の人々が知識的に勝れて居つたと言ふ寧ろ便宜的なところより出發して居る。

故に歴史上に於て、一時主權者の專制政治が施行され、法律、刑罰が、主權者一身の自由勝手なる意思により、取極められたる場合ありとするも、其はほんの一次的變體の場合であつて、それにより法律、刑罰の社會上の地位、存在性は崩されてしまふ性質のものではないのである。

人は自己の生活の向上を願ふなれば、必然的に自己の屬する社會の進歩發展を期さなければならぬ。

この斷定は、東西古今を通じて不變なる鐵則であつて、このことは爲政者側の立場に立つものにも、また被統治者たる一般

社會に於ける共同目的を豫定する共同目的は、社會成員の全部の意欲を、個人別に満足せしむるものでなくして、それは成員の蓋然的平均意欲を満足せしめんが爲のものである。若しも、社會に於て、個人の任意な行爲が、無制限に許されるなれば、その社會は動物の群よりも、無統制なものとなつてしまひ、到底共同目的の實現など、思ひもよらない。

かくして、共同利益を保護し、或は獲得せんとする共同目的は、社會成員の共同意思となつて現はれ、更に法律に變化し、刑罰となつて生れて來る。

法律なり、刑罰なりは、共同意思達成の爲に、言ひ換れば、社會成員の共同目的の實現を、期せんが爲に、制定され、實行されねばならないことが、要求される。

勿論、法律は社會生活の準則であり、刑罰は法律の違背者即共同利益の侵害者に對して、與へられる害惡であるが、社會に於て、法律が設けられ、その違背者に對して刑罰が與へられるには、如上の意味に於て與へられなければ、意義もないし、價値もないのである。社會に於て、各人は互に他人の影響を受けつゝ生活して居る。この他人からの影響は、自己が意識して居る場合もあるし、又全々意識して居ない場合もあるのである。

何れにもせよ、社會に於ては、個人の生活行動の一舉手、一投足は、善きにつけ、悪しきにつけ、直に他人の生活に影響す

懸賞當選論文

るものであるが故に、個人の自由意志の發現は、他の社會人と
の關係を考慮して許さるべき性質のものである。

假令、個人の行爲が、その人の主觀に於ては、正義の觀念よ
り出發して居る場合でも、これをより崇高なる社會の目的と言
ふ立場より評價して見て、悪い行爲であると判斷される場合に
はその行爲は許さるべきでない。

従つて、個人の自由意思は、この共同目的を毀損せざる範圍
内に於てのみ、許さるべきものであつて、其處には個人の完全
なる自由はなく、個人の意思は、社會成員の全部の共同意思に
よりて束縛せられるのである。

斯様に於て、個人の利益は、社會全體の利益のために制限せ
られるのであるけれども、個人の利益が全々無視せられるので
はなく、個人は、社會の利益と言ふ全體的立場の中に包含せら
るゝことにより、より大いなる花を咲かせることができ、自己
の實を結ぶことが、出来るのである。

所謂全體主義と個人主義の調和點はこの點である。
何故なれば、個人は社會を離れては、一日として、自己の生
活を営むことが出来ないし、社會も亦個人を基礎として出來上
つて居るからである。兩者は密接不可分の關係にあるのであ
る。

社會の共同意思を無視する者は、社會の破壊者である。斯様
な者は、社會より摘除しなければならぬ。

どうであらうかと言ふことである。

私は、刑罰が、國家の進歩發展の手段なりとする立前上、行
刑も亦國家の進歩發展を目的としてのみ、爲されなければなら
ないと考へる。即行刑は、刑罰を執行することによりて、國家
へ終局的に、有形、無形の利益を與へる結果とならなければな
らないと思ふ。

誤りて罪を犯し、國家に損害を與へた犯人と雖も、元來は
天皇の赤子であり、國家の人的資源である。

資源は、生かして之を用ひなければならぬ。犯罪人の罪を
犯さんとするの性格にして、矯正、善化し得るものを、矯正善
化して、國家の有用な資に當てはめ、また改善不能者は、之を
隔離保護して、國家の利益を害さしめないのが、行刑の役割で
あり、眞意義である。

二、吾國々體の特殊性

言ふまでもなく、國體とは國がらであり、國の體様である。
言ひ換へるなれば、國家構成の基本的組立方を言ふのである。
其故に、世界各國共に國體を同じくするものは一つも無く、
それ〴〵異りたる美點特徴とするところを、有するのである。

例へば、同一立憲王國たりと雖も、イギリスとイタリヤとで
は、國がらに於て非常な隔りがある如くである。

吾が日本帝國の國體は、神勅と三種の神器にその源を發して
居るのである。

懸賞當選論文

この役割を引受ける者が、法律刑罰である。
法律、刑罰は共同意思の表現せられたるものである。この意
味に於て、社會の成員は、ことごとく、法律制定の參與者であ
る。

古代に於ては、共同目的を保護せんとする共同の意思は不文
の法律であり、この法律の破壊者に對しては、それが其の社會
の成員であつた場合には、残酷なる刑罰によりて應報され、其
の破壊者が他の社會の成員であつた場合には、復讐となり、ま
た戰爭ともなつたのである。

斯様な、社會を破壊者より救ひ、維持し、發展せしめんとす
る精神は、古代社會より現代社會へ、古代國家より現代國家へ
と繼續されて來た。

そして、法律思想の近代的發展の成果として、法律、刑罰
は、自己を含む社會成員の、共同意思であり、之に従ふこと
は、その實自己の意思に従ふことであると言ふことを、一般的
に認むる様になつて來た。

社會にして一番大きな、且完全な社會は、國家社會である。
法律、刑罰は國家社會に於て、始めて力強く、その存在性を
表現するのである。

私は以上に於て、法律、刑罰の社會上の地位について、自分
の言はんとするところを言ひつくした。
次は刑罰の執行たる行刑の社會上の地位、いや國家的役割は

即神勅は日本帝國の國體の特殊性を明らかにされ、主權の存
在するところを明示され、而も帝國の將來が、天地の榮光と共
に無窮なることを豫言されたるものであり、三種の神器は、代
代の 天皇の帝國を統治されるに當りての御精神を、表現され
た嚴かなシンボルである。

故に日本帝國の國體の特殊性の第一は、萬世一系の皇統を戴
き、天皇が國を統べられるところにあるのであつて、帝國憲
法第一條に於ても「大日本帝國ハ萬世一系ノ 天皇之ヲ統治
ス」とあり、嚴然として國體の大本が規定されてあるのだら
う。

吾國國體の特殊性の第二は、天皇が具體的に國を御統治な
されるに當りて抱かせられる御精神であつて、三種の神器によ
りて表現された所謂智仁勇の圓滿なる御發露によりて、國を統
べさせられると言ふ點に存在する。

以上の二大特殊性によりて、特徴づけられた吾國の國體は、
建國の當初に、その基礎が定まつて以來未だ嘗て變革されたこ
とは一度もない。

萬世一系の 天皇が、皇位を繼承し、皇室と戴かれ、 天皇
が國家の中心となり、至上なる統治者となつて、國家の基本形
態たる國體が形造られ、維持されて來たことは、歴史的事實で
あり、そしてまた、民族精神によりて支持せられて來た傳統で
ある。

懸賞當選論文

斯の如き國體は眞に萬邦無二であり、世界無比である。何れの國にありても、日本の國體の如く同じ一つの國體が、久しきに亙つて繼續し、その下に民族が結合され、統一され、そして其の下に社會が進化し、文化が發展して來たと云ふ類例はないのである。

勿論建國以來、悠久二千六百年にならんとする今日までには、帝國に於ける政治上の權力の所屬するところは、幾度變遷したか知れない。否政治上の權力の所屬するところばかりではない。宗教、道徳、思想、法律、經濟、教育等總ての部門に亙りて、幾度か變化の道程を辿つて來たのである。

従つて、社會組織の上にも、幾度か變遷した。併しながら、是等のものが如何に推移し、變遷し、構成變へされたとして、獨り吾國體のみは、變化することなく、眞に萬古不易であつたのである。

吾々は史上に見る。時に逆臣の、將に皇位を篡奪し奉らんとした不祥事を。或はまた元寇の役に、日清日露の戰役に、敵國の將に帝國の基礎を揺がさんとしたことを。

だが吾等の祖先は、斯る國難に際して、一致團結必ずや其等のものに、鐵槌を加へて、よく二千六百年に近い永き年月、この世界に類なき、帝國の國體を護り續けて來た。

加之、吾等の祖先は、この美しき國體の下にありて、よく印度、支那の文化を消化することに成功し、又西歐文明の同化を

爲し遂げた。

そして、帝國をして、今日の大を爲すまでに育て上げて來たのである。

斯の如くにして、帝國の國體を常に磐石のやすきに置くと言ふことは、太古よりの日本民族全體の共同意思の表現であつたのである。この日本民族の共同意思によりて支持されて來た吾國の國體は、將來も尙永久に、吾等の手によりて、吾等の子孫の手によりて、護り續けられねばならない。

かかるが故に、吾國にありては、宗教も、道徳も、政治も、法律も、經濟も其他凡ゆるものが、一つの例外なしに、この不動の國體に適ひたるものであつてこそ、受け入れられるのであつて、然らざるものは、この特殊な國體の下に培はれた日本の民族精神に反するばかりでなく、實に帝國の存在そのものに反するのである。このことは、吾國の行刑にもそのまゝ適用される。

故に國家の統治權に基いて行はれる行刑も、私が次に書く通りに、天皇の統治權の一作用として、この帝國の美しき國體に則つて行はれねばならないことは、言ふ迄も無いことである。

三、天皇の統治權の一作用たる行刑

行刑は、その字義より解釋するなれば、裁判上言渡されたる刑罰の執行である。

そして、近代世界の各國に於ては、刑罰の中にて自由刑がその主要なるものである以上、行刑と言へば、自由刑を中心として解釋されるのは、當然なことでもあり、そして少くとも、以上の意味に於ては世界各國共に共通なことでもある。

併しながら、國家はその地理上の地位、形を異にする如く、その國がらを異にし、其の民族精神を異にする。

従つて、風俗習慣は勿論、宗教、道徳に對する國民的觀念、其他法律、經濟、政治、教育等の總てのものが、他國と類似なものありとするも、同一なるものは一つも無いのである。

それは恰度、人の顔の異なるが如く各人が違つた精神の持主であると同様なことである。

例へば、宗教の如く、各國家共に共通の如く考へられて居るものでも、之を嚴密に分析して解釋するなれば、決して同一なものはないと私は考へる。

佛教はインドに發祥し、支那に渡り、日本に移入されたものではあるけれども、日本に於て咀嚼され、同化された佛教は、インドや支那の其とは同一なものではない。

行刑も亦さうである。

日本帝國の行刑は、天皇の統治權の一作用である。従つて行刑の字義解釋は、他國の行刑の字義に通ずると雖も、行刑の實體そのものは、他國の行刑と同一のものであつてはならないのである。

刑罰の執行は何れの國にありても統治權に基いて行はれる。然し、その行刑を、終局的に行ふところの國家の統治權者は、各國共に異つて居るのである。

吾國の行刑は、天皇の統治權の一作用としてなされて居る。天皇の統治權の一作用としてなされるとは、即行刑が大御心に副ひ奉つて爲されて居ることを言ふのである。

私は、前に吾國の國體の特殊性に付いて書いた。それは實にこの事を言はんが爲であつた。行刑が、天皇の統治權の一作用である以上、それは、取りも直さず吾國の國體の特殊性、絶對性と密接不可分の關係を有することは、明白なことであつて、少しの疑ひも挟む餘地のないところである。

日本に於ける行刑は廣大無邊なる建國の御精神の中に包含されて居る。

抑々吾國は、その建國の始めより、君民一體國家は一大家族であつた。

君は民を見給ふこと、吾子の如く思し召し、民は君をしたひ奉ること、吾親の如くにして、皇業を補翼し奉り、共に共に建國の大理想に向つて邁進し、帝國の發展と民族の生長を、まかして來たのである。

従つて、犯罪を爲し、國家の利益を侵害する様な不心得者ありとするも、その者に對する刑罰執行の精神は、罪を爲したる者に對する當然の應報として爲されるのではなくして、誤りて

懸賞當選論文

懸賞當選論文

罪に陥入りたる吾等の兄弟への戒めの處罰であつて、それは恰度親の子に對する無限の愛の現れが、時に嚴格な戒めの咎と代るのと全く同じ精神である。

これは古代日本民族の異民族に對する戰爭觀が所謂「まつろはざる」者を「まつろはす」と言つて居るのと根本的に同一精神より出でて居るのであると解釋される。

古代日本民族の「まつろはす」との言葉の意義は異民族を征服することを、意味するものでは無くして、共に與に神意に奉ぜんとすることであり、神意に奉ずるとは、一致して同一理想を奉じ、互に手に手をとつて、邁進することを意味して居ることである。

異民族との戰爭觀に於てさへ且尙然り、いはんや同民族中の犯罪者に對する刑罰に於てをや。

斯の如く考へて來たるときは、行刑を以つて法律を犯したる者に對して、國家に服従を強制すると共に、社會秩序に従ふ義務を教へるのであると爲す外國の理論が直に日本の行刑に、當てはめることの出来ないのは、勿論のことである。

同化し得るものを同化し、教化し得るものを教化し、融合して國家に貢獻し得るものを、融合して國家に貢獻せしめるのは、吾國固有の民族精神である。

この精神が所謂總親和の精神であつて、引いては、偉大な國民的團結力となりて、國家の發展を助長せしむるのである。

これが爲には、受刑者をして宗教的・道德的に訓育することも必要であらうし、或は又科學的に教育を施したり、技術的に職業の訓練を爲したりすること等が要求される。

私は斯の如く、吾國の行刑を解釋するが故に、現代日本の所謂行刑理論が、たゞ單に行刑を以つて、刑罰の害惡による威嚇と、行刑中に與へられる宗教的・道德的感化並に科學的教化等によりて、再び犯人を善良なる社會人に復歸せしむるのであると爲して居るのを、排撃する。

四、現行教育刑の誤謬

吾國の行刑の指導精神は、誤りて罪を行ひ、刑罰を科せられたる 天皇の赤子を、吾等の兄弟を、その罪より救済し、民族的自覺を促し、以つて、再び 天皇の忠良なる赤子として還元せしむることの中に存在して居るのである。

日本に於ける教育行刑の理論的發展は、その著述の少いにも拘らず、今や最高度にまで達したかの感がある。

そして、實際上に於て、行刑制度も、或る意味に於ては、殆んど完全であると言つても、敢て過言では無い程に、整つて居る。この言葉は、少くとも日本の行刑制度の形式的方面を觀察したなれば、決して誇大なる批評ではない。

若しも行刑を、密行主義より解放して、社會人の自由なる視察の下に置いたなれば、彼等は、その想像を飛び越えた現實に驚嘆することであらう。

懸賞當選論文

日本に於ける法律、刑罰は 天皇の御聖旨であり、そして其は、全國民の支持する一致した共同意思の表現である。

故に犯罪者は、天皇の統治權の侵害者であると同時に、帝國國民の總意によりて護られて居る共同利益の破壊者である。

従つて、吾國の行刑は、その機構も、指導精神も、日本の特殊なる國體及民族精神に順應して打建てられなければならぬ。

吾國行刑の第一歩は、受刑者をして、民族的自覺を促すことより始められねばならぬ。

即一大家族國家たる帝國に於て、犯罪を爲すと言ふことは、結局骨肉相喰むの結果であつて、それは自己を傷けるのみならず、自己の兄弟を傷つけ、更に帝國の發展を阻害するものであることを、さとらしむるにある。

その二は贖罪觀念の養成である。

自己の犯罪の誤れる所以を知れば、當然其處に贖罪觀念が要求される。贖罪觀念のなきところ改過も遷善も考へられない。

私は此處に贖罪觀念の養成と書いたけれども、これは贖罪の觀念を外より植ゑ付けると言ふ意味でなくして、受刑者の犯罪に對する悔悟の氣持を、より大きく成長せしめてやつて刑後の人生に誤りなからしめんことを意味したのである。

その三は受刑者が再び日本帝國の忠良なる國民の一人として社會に立つ爲に必要な、精神的、肉體的力の養成である。

併しながら、現行の教育行刑が、この進歩した行刑理論と、この整ひたる行刑制度とによりて行刑し、刑務所の門より再び社會へ巢立たせた人々は、果して教育刑の終局的目的たる累犯者に陥入ることより免れて居るであらうか。いや、日本の行刑制度が教育刑の形態をとりてからの累犯者は、それ以前よりも、數字的に減少して居るであらうか。

この間に對する答として、統計は決して吾等を満足せしめてはくれないのである。寧ろ其は悲觀すべき結果さへ示して居る。

現行教育刑論者は言ふ

「それは受刑者の刑後の保護制度が完全でないからである」と

然り。私も充分そのことは認識して居るつもりである。

裁判と行刑、そして刑後の人々の保護が、一つの目的に向つて爲され、互に連絡し、不即不離の關係を保ちながら行はれてこそ、裁判も、行刑も、保護も、その生命があり、生々として眞價を發揮するものであることは、疑ひのないことである。そればかりか、私は刑後の保護の手は、更に自由刑の最大の缺點たる一人の犯罪者が刑罰を受けることの爲に、その一家が離散しなければならなかつたり、生活に窮してしまつたり、公務につくことより除外されたりして居る彼の家族の上にまで延びなければ、完全な行刑の目的は、達せられるものではないとさへ

懸賞當選論文

考へて居る。だが累犯者の減少しないと云ふ事實は、單に保護制度の不完全と言ふことに丈、基因して居るであらうか。私は、後で書く様に、この點について、多少違つた意見をもつて居る。

或は現行教育刑論者は言ふかも知れない。「教育刑は、尙過渡期にあるのであつて、行刑界から、應報主義的思想が、未だ完全に取り去られては居ない。従つて刑務官吏の新舊思想の對立がある。教育刑思想が、行刑の全般に行き渡り、完全に徹底し、刑務官吏の心に滲透してからでない」と現行教育刑を批判するのは尙早である」と。

言ふまでもなく、行刑から應報主義的思想が取り去られ、目的主義的教育刑が、取つて代つたのは、世界的の現象であつて、それは多くの學者より、又實務家より讚美もされ、謳歌もされて來たのである。

それにも拘らず、日本の行刑界に於ては、日常受刑者と接して、教育任務について居る第一線の刑務官中には、昔日の行刑形態に對する愛着の戀々たるものがあるのは事實である。現行の教育刑が、觀念としては一應吾等を納得せしめて居るにも拘らず、現實に則して斯した應報的色彩の濃い昔日の行刑が、吾々をして愛着の念を起さしめるのは、如何なる原因に基くのであらうか。

この問に對する答として、日本の現行教育刑の最も近代的、

ふのでなくして、一面の理由は、上級者が、下級者よりも長期にわたりて作業を修練したと言ふことにも基いて居るのである。

殊に、所謂反則者の上級者に割合に多いこと、上級者に進むに従ひて贖罪觀念のうすれ行くこと、等に至つては、寧ろ腹立しささへ感ずるのである。

これを見、あれを考へて來るなれば、現行教育刑は、受刑者をして、刑務所すれのした、狡猾な人間に仕立て上げて居るのではないかとさへ感ずる。

この事實が、行刑の實際に携はる刑務官をして、現行教育刑を納得せしめない一大原因となつて居るのである。

勿論、行刑は、犯罪者に正義の要求するところにしたがつて、彼の犯した罪に對する反動しか與へない應報主義的のものであつてはならない。何故なれば、國家は彼を、永久的に刑務所の中に隔離してしまふものではなく、出所後、再び善良なる國民の一人として其の義務を盡さんことを要求して居るからである。

然るに現行教育刑は、この國家の要求を満足せしめては居ない。そして、假令彼の犯罪性が教化改善せられなくとも、受刑者は、刑期が完了しさをすれば、刑務所の門より社會へと送り出されて居るのである。

これが不定期刑の適用論の提唱される所以である。然し、斯

懸賞當選論文

そして典型的現れである行刑累進處遇令の適用者は、身を以つて吾々に説明して居る。

行刑累進處遇令は、その第一條に「受刑者の改悛を促し、其の發奮努力の程度に従ひて、處遇を緩和し、受刑者をして漸次社會生活に適應せしむるを以つて其の目的とす」とある如く、豫め受刑者の階級を四つに分ち、人間として許される最下底の生活より、彼の行刑成績の度合に従ひ、漸次上級に進ましめて、處遇の緩和を爲し、以つて實質上に於ても、生活上に於ても、社會的に適應する普通人たらしめんと目的が、もられて居る。

それ故に、行刑累進處遇令の期待より言ふなれば、吾々はその收獲として、累進處遇令適用の上級者たる第一級者は、責任觀念並に意思の強弱の點に於ても、操行の良否の點に於ても、作業成績の勉否並にその成績の點に於ても、下級者よりも一段と立勝つて居なければならぬ筈である。

然るに、吾々のこの甘い期待は、全く夢であつて、事實は、此等の總ての點に於て、必ずしも、上級者は、下級者の上にあるものでないと言ふことを教へて居る。そして、僅に確定的なことは上級者が、下級者よりも作業成績の良いと言ふ點だけである。

この作業成績の良いと言ふ點に於てさへも、上級者が、必ずしも下級者より眞面目に一生懸命働くので成績が良くなると言ふ様な教育行刑の下に不定期刑が適用されたとしても、それは恰度、腐敗したる木の根に、生きたる枝を繼木する様なものであつて、到底受刑者の教化改善を期することなどは出來ない。刑務所は面従腹背の偽善者、似非人格者の養成所と成り下つてしまふのである。

明治維新後、今日までに體系立てられた、吾國の行刑制度は、政治、經濟、法律、教育等と同じく、その組織制度は勿論、それを運用する指導精神に於ても、全く歐米各國の模倣であつた。

斯した模倣行刑が、國家成立の根本に於て、歐米各國と異なる日本に於て、何時迄も受け入れられる性質のものでないことは明らかである。日本の現行教育刑は、これを制度上より見るときは、法規の行刑であると言ふことが出来る。

刑務官と受刑者との間は、教育者と被教育者の立場であると言ふも、この二者の間は法規によりて、金縛りに會つて居るのである。何を以つてか改善すると言ひ、教化すると言ふことが出來ようか。

勿論受刑者の教化は、學校教育とは、その趣を全々異にする。何故なれば學校教育は、普通人たる生徒の人格の陶冶であり、智識の開發を爲すことであるが、受刑者の教化は、誤れる性格保持者の矯正指導であり、普通人への還元行爲であるから

懸賞當選論文

である。併しながら、受刑者の教化も、學校に於ける教育も、人の人に對する行爲であることについては共通して居る。法規が人を教化し、教育するのではなくして、人が人を教化し、教育するのである。

然るに日本の行刑が、徒らに、法規によりて、一切の行刑作用を規定し、それより一步も出でないのは、歐米流の權利義務の觀念より、出發して居るからである。

その誤りであることは、此處に論ずる迄もないことである。もとより、日本の行刑が、今日兎にも角にもその設備に於ても、はたまた法的組織制度に於ても、世界的水準以上に達して居るのは、歐米諸國の行刑に負ふところ大であつて、これは日本の行刑の沿革史を繙くまでもなく明白なことではあるが、この模倣行刑は、早くも、行刑の終局的目的である、行刑上の收獲と言ふ點に於て、行き詰つて居るのである。

今や現行教育行刑は、その根本的指導精神に於て改められねばならない時期に到着して居る。

吾國行刑に於ける教育的意味は、受刑者をして、國體の特殊性を認識せしめ、彼等をして民族精神に目覺めさせ、以つて國家の進歩發展に貢獻しなければならぬと言ふことを自覺せしむると言ふ點に折込まねばならない。この事が、吾國行刑の目下の急務である。

戒護も、教誨教育も 作業も、其の他行刑作用の全般に互りて、このことを中心として出發されなければならない。

五、吾國の飛躍的發展と行刑

明治維新後七十年を經過した今日、吾日本帝國は、今や一大飛躍を試みようとして居り、そして歴史上に、一新紀元を劃せんとして居る。外には、吾が忠良なる皇軍が、誤れる支那抗日政權を打破破壊し、東洋永遠の平和獲得の爲に、陸に、海に、空に、幾多の尊い人柱を國家に捧げて、未曾有の聖戰を敢行し、内には、統後の國民が、統制經濟の極度に緊縮されたる生活によく耐へて、眞摯なる努力を續けて居る。

この國を擧げて動員された麗しい感激の姿こそ、吾國建國の精神の發露したものであり、そして、其は全國民の一致したる共同意思の表現である。

而してこの東洋平和の礎の建設は、現在の日本民族の全部が、貴賤貧富、老幼男女の別なく、共力一致して遂行すべく、課せられた天與の責務である。

これを貫徹せしめんが爲には、日本民族のもつ、物心兩方面の總てのものが總動員されなければならないと同時に、國民には、物を造り、心を養ふ不斷の努力が要求されて居る。

吾が行刑の分野も、この大事業完成の國民的努力の域外に置かれては居ない。

斯く考へるなれば、吾行刑が、國家の飛躍的時期に處すべく、如何に指導され、如何に進むべきかは自ら明らかである。

刑務所の鐵扉と牆壁の中に隔離されて、この千載一遇とも言ふべき國家の發展的姿に、不幸にして直接、接することなく生活して居る憐れな受刑者と雖も、日本人である。吾等の兄弟である。彼等の五體の中にも、日本民族の血は流れて居るのである。

若しも彼等にして、皇祖の建國の御精神と、現在の日本民族に課せられたる大使命とを知り、且自己の責務を自覺したなれば、再び忠良なる日本國民の一人に復歸することが出來得る筈である。

懸賞論文當選者略歴

三等

れ、同十四年六月小菅刑務所に轉じ、現在に至る。

吉川 弘 明治四十二年七月九日、

神奈川縣高座郡上溝町の農家に生れ、尋常小學校卒業後、高座郡麻溝村私立光明學園に入学同校卒業、大正十五年四月、國土館中學校第三學年に編入、昭和四年

三月同校卒業、同年四月、日本大學豫科文科に入学、昭和六年三月卒業、同年四月、日本大學法文學部法律學科に入学、昭和九年三月卒業、同年五月昭和十二年七月、同商會解散の爲退職し、昭和十二年十一月三十日、豊多摩刑務所看守拜命、昭和十三年八月八日、刑務官練習所へ入所、昭和十三年十二月二十四日、刑務官練習所卒業、今日に至る。

懸賞當選論文

朝倉晃朗 大正二年一月兵庫縣に生る、昭和五年兵庫縣豐岡中學校卒業、同十一年三月龍谷大學文學部卒業後教誨實務練習を終へ同年七月小菅刑務所嘱託教誨師となり、浦和刑務支所に轉じ、昭和十三年十月宇都宮刑務所教誨師に任ぜら

第五回高級刑務官練習所修業式

第五回高級刑務官練習所修業式

第五回高級刑務官練習所修業式は、十月二十五日午前十一時から、刑務協會第二講堂において舉行、泉二大審院長、木村検事總長、岩村次官、霜山控訴院長、松阪検事長、坂野民事局長、黒川刑事局長、中島調査部長、岡祕書課長、佐藤人事課長、石田會計課長、森山保護課長の諸來賓並に秋山練習所長、安達、河邊、吉田、八木田、吉江、日沖各書記官、芥川衛生官、谷内、伊江、椎名、東各刑務所長、大原、齋藤刑務協會主事、鈴木屬託、森口典獄補等參列の上、大原主事の挨拶ありて、一同宮城遙拜、一分間の黙禱、國歌齊唱を行ひ、次で秋山所長より證書を授與し、左の訓示を行つた。

練習所長訓示

本日茲に御來賓の閣下並に各位の御參

殊に、その指導的地位にある各位に取りましては愈々其の必要が痛感せらるゝのであります。

それ故に當練習所に於ては、各方面からの人格的訓練と社會各般の情勢の洞察等による識見の涵養とに重點を置いた次第であります。

然しながら凡そ人格の陶冶と言ひ識見の涵養と言ふも、到底短期間の講習等によつて、その成果を收むる事は頗る困難でありまして、要は平素に於ける各自の修養と努力とに俟たねばならぬ事なのでありますから、今後は一層此の點に留意の上自ら御研鑽を積まれ、高級刑務官として、その職責を十分に果され度いのであります。

今や我が國は東亞新秩序建設といふ曠古の大業に國家の總力を傾注致して居るのであります、しかも過般勃發致しましたる歐洲の動亂も、遂にその前途を豫測し難いものがありまして、眞に内外多事

第五回高級刑務官練習所修業式

列の榮を得まして、第五回高級刑務官練習所閉所式を舉行するに當り、當練習所長として卒業生各位に對し一言所懐の一端を申述べまして御參考に供し度いと存じます。

現下我が國は非常重大なる時局に直面致して居るのであります、之に對處すべき方策の攻究に付ては、社會何れの層に於ても喫緊の要務と致して居るのであります。

我が行刑當局に於ても現下の時局に對應せんが爲、有ゆる方策を講じつゝあるのであります。

今回行刑の第一線に於て最も重要な職責に任じつゝある各位を召集して、當練習所に入所を命じました所以も之が一方策に外ならぬのであります。蓋し現下の時局下に於て各方面に要望せられつゝ

の秋であります。

されば各位御歸任の上は、よく現下の諸情勢を洞察せられ、此の際、異常の覺悟を以て職務に盡瘁せられ、依て以て奉公の誠を致されんことを切望する次第であります。

以上を練習生各位に呈する言葉と致します。

最後に當練習所の爲に講師として御講義を御擔當下さいました閣下並各位は、時局下公務御多端の折柄貴重なる時間を御割愛下さいまして、練習生の爲、該博なる學殖と多年の蘊蓄を傾け、御薫育に従はれました事は、洵に、感謝の至りに存ずる所でありまして、此の席上厚く御禮を申上げる次第であります。

次で左の司法大臣祝辭（岩村次官代讀）がある。

司法大臣祝辭

茲に第五回高級練習所卒業式を舉行す

あるは人材であります、我が行刑界に於きましても特に其の必要が痛感せらるるの實情にあるが爲であります。即ち當練習所は時局に鑑み人材の養成簡抜を目標として、特に高級刑務官各位を煩はすに至つた次第であります。

然しながら此度の各位の練習期間は種種の都合より僅か一ヶ月の短時日ではありまして、然も相當廣汎に互る研鑽と諸種の見學等に精進せられました爲に殆んど寸暇なき日を送くられた事と推察致すのであります、其の間、各位は一意修業に精勵せられ、こゝに何れも優秀なる成績を以て目度卒業の日を迎へられた事は、各位は固より當練習所職員一同に於ても深く喜びとする所でありま

各位御承知の如く刑務官の職責は畢竟受刑者の教化善導にあるのであります、從つて刑務官たるものは悉く人格、識見に就て人に拔んずるの必要ある事、論を俟たぬのであります。

るに際り一言祝意を表するの機會を得たるは予の欣快とするところなり。

惟ふに刑は犯罪に對する制裁にして之を科するの目的は一般を警戒すると同時に犯人をして改悛せしめ、皇國の良民に復歸せしむるに在り。刑の執行を爲すに當りては大御心を體し、寬嚴宜しきを得以て、刑罰の威信を保ち同時に受刑者を啓導扶掖して改過遷善の實を擧げ、再び彼等をして刑辟に觸れしむること無からしむるを期すべきなり。而して行刑實績の成否は一に刑務官に其の人を得ると否とに懸るところにして、刑務官の職責たるや寔に重大なりと謂はざるへからず。

今や我國は東亞新秩序の建設に總力を擧げて、一路邁進し居るところなるか、曩に勃發したる歐洲の動亂に依り、國際狀勢は益々混沌として其の歸趨するところを豫測し得ざるに徴し、我が國は皇基愈々鞏固にして、宇内に儼然たるべき國力の充實を痛感する次第なり。

第五回高級刑務官練習所修業式

此の秋に際し國內に於て、今尙果てて刑辟に觸る者、其の跡を斷たざるの實狀は邦家の爲、洵に一大痛恨事たり。身行刑の職に在りて力を銃後の治安と累犯防止の聖職とに傾注する各位に對しては一層自肅自戒奮起せられんことを望んで止まざるものなり。

各位は多年行刑の實際に盡瘁せられ優秀の成績を擧げたる刑務官中より簡拔せられ、本練習所に入所し時勢の要請に適合せる種々の薰陶を受け、刑務官として貴重なる精神的修練を積みたる上に知見を擴め本日卒業の榮譽を荷ふ。

冀くは各位任に歸りては正しき時局認識の下に烈々たる精神力と確固たる信念を以て、銃後行刑の爲に一段と御精勵あらんことを聊か所懐を陳へて祝辭とす

最後に練習生總代より左の答辭を述べ午前十一時半式を閉ち、直に一同の記念

撮影をなし、食事を共にして散會した。

答 辭

本日茲に、第五回刑務官實務練習終了ノ式ヲ舉行セラル、ニ際シ、閣下並ニ諸先生來賓各位ノ御實臨ヲ辱ウシ、御懇篤ナル御訓示ヲ賜リタルハ寔ニ感謝ニ堪エザル所ナリ。

惟フニ今期ノ練習ハ其期間極メテ短クシテ修習ノ餘裕敢テ充分ナラザリシト雖モ、其間閣下並ニ諸先生各位ノ御熱誠ナル御薫育ト各方面ノ實狀見學トニヨリ啓蒙スル所、慥カラザリシハ、偏ニ諸賢御指導ノ賜ニ外ナラズ。

今ヤ聖戰正ニ第三年ニ入り、時局益々重大ヲ加へ、歐洲ノ戰雲亦漸ク濃カニシテ、狀勢混沌之カ我國ニ及ボス影響モ前途俄ニ逆賭シ難キモノアリ。斯ル非常時局ニ直面シ國費多端ノ折柄ニモ不拘、特ニ生等ヲシテ斯道研修ノ機會ヲ與ヘラレシニ想ヲ及ボス時轉々責任ノ重大ナル

ヲ感ズルモノアリ。

生等歸任ノ上ハ日夜匪懈努力以テ御趣旨ヲ體得シ、國家人心ノ歸趨ニ鑑ミ行刑有終ノ目的達成ノ爲メニ微力ヲ致サンヲトヲ誓フ。

爰ニ練習生一同ヲ代表シ、聊カ蕪辭ヲ呈シテ答辭トス。

昭和十四年十月二十五日

練習生總代

看守長 三輪 良保

小田原・川越兩少年刑務所

第十二回協議會狀況

小田原少年刑務所

一、開催日時

昭和十四年九月二十八日午前十時より午後四時迄

一、開催場所

小田原刑務所會議室

一、協議員

小田原少年刑務所側

根田所長以下幹部一同

川越少年刑務所側

寺光所長、川上庶務課長

一、議題及議決事項

體力と少年受刑者
本間に就いては小田原及川越に收容中のもの夫々二六四名及二三七名に付き豫め體力検査を了し、別紙の如

小田原、川越少年刑務所協議會

き統計的調査書を作成、之に基き協議員一同批判と検討を加へ凡そ左の如き結論を抽出したり

(一) 本調査書作成の方法は

(イ) 兩所收容者中計五〇一名に付き調査す

(ロ) 八月一日より九月十五日迄の間に漸次検査を完了したり

(ハ) 検査方法は厚生省決定體力章檢定標準に據る

(ニ) 社會一般には未だ本調査と比照すべき、本標準に據る檢定結果を發表したるものなし

(二) 結果次の如し——

(1) 厚生省發表の豫想合格者率は四〇—五〇%なり(週報七月十二日號參照)、しかるに兩所の實際合格率は一四・六%(小田原一〇%、川越二〇%)にして著しく低率なり(加之合格者の殆んど全部は初級なり)、其の特に低率なる理由の中若干に就き考察するに、

(イ) 練習不足(トレーニング不十分)
(ロ) 設備不完全(コンディション不備)
(ハ) 検査時期不良(盛夏の午後)
(ニ) 其他特別な理由(各調査表に據る)

(2) 第一表「體力章檢定標準受驗者の各種目成績表」に付

(イ) 走幅跳及び手榴彈投の成績特に不良なるは主として練習不足に基く(一〇〇米及懸垂は其の逆なり)
(ロ) 各種目に付き凡そ其の成績甚

小田原、川越少年刑務所協議會

だ不均整なり

(3) 第二表「體力と在所期間」に付在所期間永きに從ひ漸次體力成績率良好なり

此の理由は主として所内の鍛練に基くものにして、本表によれば拘禁生活自體の體力に及ぼす悪影響は殆んど認め難きを推察し得べき

か (4) 第三表「體力と年齢」に付年齢の長ずるに從ひ體力成績率良好なるかの如し、但し此の傾きは必ずしも顯著ならず

(5) 第四表「體力と知能指數」(本表は川越のみ)に付

(参考) 體力章檢定標準

種目	級別	初級				中級				高級			
		走	跳	投	運搬	走	跳	投	運搬	走	跳	投	運搬
走	一〇〇米走	一六秒				一五秒				一四秒			
走	二、〇〇〇米走	九分				八分				七分三〇秒			

知能指數の良(一〇一以上)なる者及び不良(八〇以下)なる者は體力成績率悪く、知能指數中等度(八一—一〇〇)なる者は體力成績率良好なり

(6) 第五表「體力と體格總評」に付體格總評の良好なるほど體力成績率も亦可良なり

(7) 第六表「體力と出生地」に付出生地の田舎なる者は都會なる者よりも體力成績率可良なり

(8) 第七表「體力と社會に於ける學歷」に付學歷の進める者ほど體力成績率概

ね良好なり

(9) 第八表「體力と作業」に付木工、掃除、道路舗装工は體力成績率可良なり

(ロ) 耕耘、砂利採取の成績不良なるは主として所内訓練の不足せると其の作業の運動不均等なるに由るものか

次回議題
少年受刑者と家庭

厚生省決定

種目	級別	走幅跳	手榴彈投	運搬(五〇米)	懸垂屈臂
跳	走幅跳	四米			
投	手榴彈投		三五米		
運搬	運搬(五〇米)			四〇疋—一五秒	
懸垂	懸垂屈臂				五回

第一表 體力章檢定標準受験者の各種目成績表

種目	種目	%不合格	%初級	級	%中級	級	%上級	級	受験總數
走	一〇〇米走	24.6	39.3	一九七人	30.3	一五二人	5.8	二九人	五〇一人
走	二、〇〇〇米走	60.7	32.3	一五七人	6.0	三〇人	2.0	一〇人	五〇一人
跳	走幅跳	51.9	36.1	一八一	8.8	四四	3.2	一六	五〇一人
投	手榴彈投	75.6	17.8	八九	6.2	三一	0.4	二	五〇一人
運搬	運搬(五〇米)	30.1	21.6	一〇八	12.6	六三	35.7	一七九	五〇一人
懸垂	懸垂屈臂	23.7	39.7	一九九	18.8	九四	12.8	六四	五〇一人
全種目		85.4	14.2	七一	0.4	二	0	一	五〇一人

備考

各欄%は受験總數に對する百分比なり

小田原、川越少年刑務所協議會

小田原、川越少年刑務所協議會

知能指數	體力				計	%	不合格者	%	合計
	初級	中級	上級	者					
五—一六〇	—	—	—	—	—	—	六	100	六
六—一七〇	三	—	—	—	三	—	一七	85.0	二〇
七—一八〇	五	—	—	—	五	—	二八	84.8	三三
八—一九〇	—	—	—	—	—	—	四三	79.6	五四

第四表

體力と知能指數

年齢	計	合格者	計	%	不合格者	%	合計
十八歳	五	—	—	—	三〇	85.7	三五
十九歳	一九	—	—	—	八六	81.9	一〇五
二十歳	一八	—	—	—	一三七	88.4	一五五
廿一歳	一七	—	—	—	一〇九	86.5	一二六
廿二歳	三	—	—	—	三一	88.6	三五
廿三歳	六	—	—	—	一九	73.1	三六
廿四歳	三	—	—	—	二	40.0	五
計	七三	—	—	—	四二八	85.4	五〇一

第三表

體力と年齢

年齢	合格者			計	%	不合格者	%	合計
	初級	中級	上級					
十七歳	—	—	—	—	—	—	—	—
十六歳	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表

體力と在所期間

小田原、川越少年刑務所協議會

在所年數	合格者			計	%	不合格者	%	合計
	初級	中級	上級					
一年以下	二二	—	—	二二	8.4	二三九	91.6	二五〇
二年以下	一六	—	—	一六	12.2	一一五	87.8	一三二
三年以下	一八	—	—	一八	23.7	五八	76.3	七六
四年以下	六	—	—	六	28.0	一八	72.0	二五
五年未満	六	—	—	六	54.5	五	45.5	一一
五年以上	四	—	—	四	62.5	三	37.5	八
計	七二	—	—	七三	14.6	四二八	85.4	五〇一

小田原、川越少年刑務所協議會

學歷	合格者			計	%	不合格者	%	合計
	初級	中級	上級					
不就學	一			一	20.0	四	80.0	五
尋中退	一三			一三	12.9	八八	87.1	一〇一
尋卒	一八	一		一九	11.4	一四八	88.6	一六七
高中退	八			八	13.6	五一	86.4	五九
高中卒	二五	一		二六	20.5	一〇二	79.5	一二七
中退	五			五	13.9	三一	86.1	三六
中卒	一			一	25.0	三	75.0	四

備考
 都會とは凡そ市制地を指し田舎とは郡部を指す
 第七表
 體力と社會に於ける學歷

出生地	合格者			計	%	不合格者	%	合計
	初級	中級	上級					
田舎	五六	二		五八	16.3	二九七	83.7	三五五
都會	一五			一五	10.3	一三一	89.7	一四六
計	七一	二		七三	14.6	四二八	85.4	五〇一

第六表 體力と出生地

第五表 體力と體格總評

本表は川越のみに關す

體格總評は最近時のものとす

體格	合格者			計	%	不合格者	%	合計
	初級	中級	上級					
甲	二六	一		二七	18.0	一一三	82.0	一四九
乙	三七			三八	14.6	一一三	85.4	二六八
丙	八			八	9.0	八一	91.0	八九
丁					0	三	100	三
計	七一	二		七三	14.6	四二八	85.4	五〇一

小田原、川越少年刑務所協議會

計	四五	一		四六	19.4	一九一	80.6	二二七
一一一以上	二			二	12.5	一四	87.5	一六
九一一一〇〇	一八	一		一九	25.7	二八	82.4	三四
一〇一一一〇	六			六	17.6	二八	82.4	三四

小田原、川越少年刑務所協議會

高等卒	計	七二	二	七三	14.6	四二八	85.4	五〇一

第八表 體力と作業

作業	體力	格 者			計	%	不 合 格 者		合 計
		初級	中級	上級				%	
洋裁	一三				一三	11.9	九六	88.1	一〇九
木工	一六		二		一八	16.8	八九	83.2	一〇七
印刷	七				七	10.3	六一	89.7	六八
莫大小工	九				九	10.1	八〇	89.9	八九
道路舗装工	四				四	22.2	一四	77.8	一八
耕 耘	一				一	6.0	一六	94.0	一七
砂利採取	一				一	1	一〇	100	一〇
靴工	一				一	33.0	二	67.0	三
麻工	一				一	4.5	二二	95.5	二二
掃除	一九				一九	32.8	三九	67.2	五八
計	七二		二		七三	14.6	四二八	85.4	五〇一

備考 掃除の項は便捨、炊場、洗濯等を含む



刑務所便り

鎮座祭状況

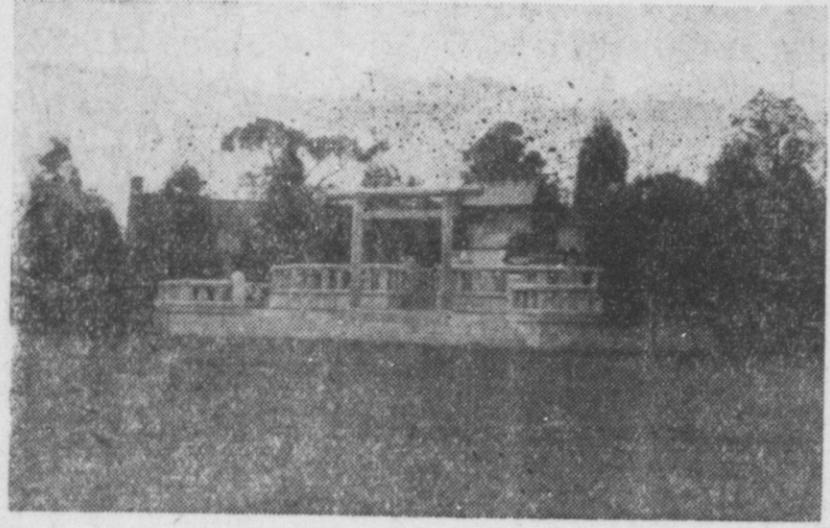
小菅刑務所

當所に於てかねて收容者教化の重要歸一處として所内遙拜所に伊勢大廟の大麻を御奉齋申すべく、社殿の建立に精進致し居たところ、此の度神聖莊嚴なる社殿の落成を見るに至つたので、十月十七日神嘗の吉き日を選んで奉遷の式典を厳修された。

此の日朝來の小雨は恰も所の内外を洗ひ清めるかの如く降り續き、一しほの神聖さを増し、職員收容者一同も心から襟を正して神聖御遷座を御待ち申し上げた。午前九時、伶人の奏樂裡に神聖は小

刑務所便り

菅神社より齋主に捧持せられて假奉安處たる所長室に御着し、以下序での如く遙



拜所神殿に無事鎮座せられ、年來の宿望こゝに達せらる。此の吉き日を迎へ得た職員收容者一同は心奥より洗ひ清められ

たかの如く、收容者達も必ずや日本人たるの自覺を取り戻した事と信ずる。

式典次第

- 一、開式の辭
- 一、国歌齊唱
- 一、宮城遙拜
- 一、默禱（戦歿將士の英靈を追悼し出征將兵の武運長久を祈願す）
- 一、國旗掲揚
- 一、修祓
- 修祓の式終つて一旦、所長先導にて齋主、伶人退席、庶務課長、文書主任扨從
- 假奉安所より齋主神聖を捧持、伶人の奏樂裡に所長先導、庶務課長文書、主任扨從參進、式場に到着、一同最敬禮を以て奉迎
- 一、齋主社殿開扉、遷座、献饌
- 一、齋主祝詞
- 一、所長祭文（略）
- 一、齋主玉串奉奠
- 一、行刑局長玉串奉奠
- 一、來賓代表玉串奉奠

刑務所便り

- 一、職員代表玉串奉奠
- 一、工事主任玉串奉奠
- 一、工事擔任玉串奉奠
- 一、收容者代表玉串奉奠
- 一、工事從事代表者玉串奉奠
- 一、齋主撤饌、閉扉
- 一、閉式の辭

收容者感想

夜來の微雨止まず加ふるに暗澹たる黒雲低く秋空を掩へり。十月十七日午前十時秋雨に自然に潔められたる聖前に於て遷座祭の式典が嚴かに舉行せられたり。本祭典には行刑局長閣下を始め多數の人々の參列有り、私共收容者も參列の光榮を恭ふする事を得、式典を通して日本固有の精神に觸るゝ事を得たり。顧みれば我等の祖先は神代の昔より御歴代の聖恩に對し奉り、盡忠報國の赤誠を捧げ來れるものなり。然るに私一人が祖先の赤誠を裏切りて今日ある事かへすがへすも慙愧の極みなり。本式典に參列して親しく神前に額づき自己を省みたる時、悔恨の情にた

へざるものあり。而して尙朽ちたる我にも大和民族の血の流るゝ事を痛感せり。思ふに當所が御社建造の精神は一に我等をして敬神愛國の精神に生かしめ、以て健全なる國民の一員に復歸せしむるにあるものなるべし。吾人は國家多難の今日に處して苟くも日本人の血をうくる以上更生を深く銘記して國民の責務を完ふすべく神前に誓ふて更に覺悟を強ふするものなり。

支那事變戰歿職員慰靈
祭並追悼會

宮崎刑務所

支那事變勃發以來、吾が宮崎刑務所より應召出征の多數の刑務官吏中、昨年は故陸軍歩兵曹長河野年氏、故陸軍歩兵軍曹時任兼義氏、故陸軍歩兵伍長榎木林氏の三勇士が戰歿せられ、昭和十三年十二月四日第一回慰靈祭を執行せるところ、その後同年十二月十三日故陸軍歩兵軍曹渡邊一夫氏、昭和十四年八月廿二日には

故陸軍歩兵上等兵兒玉茂氏の二勇士、君國の爲、護國の華と散る、吾等宮崎刑務所に職を奉ずる者哀惜の情、景仰の念に堪へず。
昭和十四年十月十五日當所教誨堂に於て故渡邊一夫氏故兒玉茂氏の二勇士の慰靈祭並に故河野年氏、故時任兼義氏、故榎木林氏の追悼會を嚴肅裡に勤修せり、佛前には白木の位牌を安置し、祭壇は高野瀬宮崎刑務所長、日州保護會、外特に前日巡視の爲來所の長崎控訴院長三宅正太郎閣下より送られし供物花輪等にて所せまきまでに莊嚴せられ、式は執行せられたり。

式次

- 一、受刑者入場、一、職員入場、一、遺族入場、一、閉式ノ辭、戒護課長、一、導師燒香、一、表白文、導師、一、祭文、所長、一、讀經、四奉請、嘆佛偈念、佛廻向、導師、浦水教務課長、副導師、弘中教誨師、一、燒香、祭主、遺族、幹部一同、保護會代表、看守部長代表、看守代表、受刑者代表、一、

教誨 教務課長、一、弔電披露、遺族代表謝辭、一、挨拶 所長、一、閉式

第二區第十四回
武道會概況

千葉刑務所

刑務協會千葉支部主催第二區第十四回刑務所武道會は十月十七日神嘗祭の佳日を卜し千葉刑務所修道館に於て開催せられた。

待望の此の日、氣象通報は颱風の警戒警報を報じてゐたが前日に引き續き冷雨蕭々、時に風さへ交へる中に各刑務所選抜の選士は何れも意氣軒昂、續々と定刻前には場内設けの席に參集し、必勝を期する満々たる覇氣は隨所に横溢、龍虎擊攘の豫想に早くも血湧き肉躍るの觀を呈した。

午前八時、鳴り互る大太鼓を合圖に來賓選士職員一同入場、整列の上神前に向つて恭しく拜禮、續いて宮城遙拜、皇軍の武運長久、傷痍軍人の平癒祈願、戰歿

刑務所便り

將兵の慰靈に對する感謝の默禱を捧げし後、優勝旗返還式に移り劍道は豊多摩刑務所より、柔道は小菅刑務所よりそれぞれ末光千葉支部長の手へ返還を終つた。次いで末光千葉支部長より開會の辭、審判長高野、三船兩範士より夫々試合上の注意あり、愈々柔道劍道共に決戦の火蓋は切られた。時に午前八時半を告ぐ。

試合開始と共に熱戦は展開され、玆に荒天は却つて士氣を鼓舞するかと思はるるばかり、順を追ふに従ひ回を重ねるにつれて益々高潮、日頃の練磨を此の一戦に賭ける伎倆の牙に觀衆等しく手に汗を握る。やがて午前十一時三十分、劍道柔道共に第一班第二班の豫選終了休憩となり、午後よりの決勝の期待に胸を躍らせつゝ晝食を攝る。午後零時三十分、再び太鼓の合圖と共に試合は續開、劍道は府中、水戸、前橋、豊多摩、千葉、小菅の六刑務所に依り、柔道は横濱、小菅、府中、千葉の四刑務所に依り覇權を爭ふ事となつた。此の時雨中はるばる御臨席下された秋山會長を迎へて、會の雰圍氣は

いやが上にも濃厚、一試合毎に起る興奮の感激、渦の波、斯くて龍虎相搏つ白熱戦も、午後三時大いなる感銘を留めて劍道は豊多摩刑務所に、柔道は千葉刑務所に、制覇の榮冠は輝いた。

全員は再び神前に整列、高野、三船兩審判長より御懇切なる御講評あり、優勝旗は秋山會長の手より親しく豊多摩、千葉の兩刑務所代表選士に授與せられ次いで個人優勝其他の賞品も授與せられた。末光千葉支部長は主催者として、意義深き本日の武道會の閉會にあたり各選士の熱誠籠る鍛錬の表はれを賞讃し、益々斯道の爲精進せらるやう激勵の辭を贈り、記念撮影あつて、玆に第十四回武道會の幕は靜かに閉ざされた。

個人優勝者

- 柔道 石川 貢 (千葉)
- 劍道 伊藤幸江 (小菅)

乙亥會第九回研究會
開催狀況

尾道刑務支所

刑務所便り

広島控訴院管内教務研究乙亥會機第九回研究會は十月八日午前九時より尾道市の名利千光寺に於て來賓並會員等三十餘名の出席を得て盛大に開催せられた。

先づ尾道刑務支所高山教務主任より開式の辭を述べ宮城遙拜、國歌合唱、支那事變戦病英靈に對し感謝の默禱を捧げ堀川常任幹事の開會の辭、緒方尾道刑務支所長の挨拶、江藤廣島刑務所長の挨拶ありて眞言宗醍醐派管長佐伯惠眼氏の「感謝の生活」と題する講演並に下關刑務支所高田教誨師の「戦線より歸還して」の熱烈なる所感を聞き午前の日程を終り休憩、午餐記念撮影をなし午後一時再開、岩國少年刑務所笹野教誨師の「少年釋放者の再犯狀況に就て」の研究發表、廣島刑務所堀川教務課長より京都西本願寺に於て開催せられたる教務課長會同の報告あり、次で同氏を議長に推し、各所教務課提出の左記協議事項を協議した。

協議事項

一、各所に於ける教務課と司法保護委員との聯絡提携の實狀を承り度 (岡山)

狀況聴取

二、各所に於ける假釋放準備に付其の取扱狀況承り度 (廣島)

狀況聴取

三、各所に於ける累進處遇令第一、二級者集會開催狀況承り度(廣島)

狀況聴取

四、時局に鑑み刑務職員並家族に對する修養機關に關し最も簡易にして且效果的に施行せらるゝ箇所あらば其の狀況承り度 (尾道)

狀況聴取

五、東亞新秩序建設を加味したる工場教誨勵行に付具體的良策如何 (岩國)

意見聴取

六、少年行刑教育令に基く實業の教科書を速やかに編纂せらるゝ様當局に具申方の件 (岩國)

新教科書の編纂方を要望すること

七、皇軍感謝慰問の爲め教誨師よりも現地に慰問使派遣の件 (岩國)

本山に配慮方を要望すること

午後四時滞りなく議事を終了し高山教務主任より閉會の辭を述べ、緒方支所長の心づくしの記念品を頂き、巨利淨土寺及西國寺を見學し多大の成果を收め得たるを感謝し合ひ薄暮散會した。

秋季陸上運動競技大會實狀

秋季陸上運動競技大會實狀

姫路少年刑務所

十月二十日！ 吾等國民にとり感激ひとしほ深い靖國神社臨時大祭の第三日、當所全收容者待望の第十六回秋季陸上運動競技會の日は遂に來た。氣づかはれた雨天もからりと晴れて、絶好の秋日和、一同の顔にも自から歡びの色が輝いてゐる。

開會に先立ち先づ靖國神社遙拜式が嚴かに舉行され、午前十時十五分を期し一

同護國の英靈に對し、心からなる感謝の默禱を捧げ、銃後奉公の誠を誓つた。

愈々競技會に移る。劈頭所長より、スポーツ精神の發揚と競技に關する注意等につき懇切なる訓示あり、次で先年の優勝工場第三工場代表者に依る優勝旗返還式が、一同の拍手裡に行はれ、愈々玆に待ちに待つた競技開始の幕が切つて落された。

平素と違ふ楽しい今日の一日、職員、收容者の差別を超えて渾然一如の世界に溶け込んだ飄々たる和氣と、明朗な氣分が場内に漂ふ。澄み渡つた蒼空、輝く陽光、かつきりと引かれたスタートラインの白色が鮮かに眼に滲む。

愈々第一回百米徒歩競走が開始された。走る、走る、彈丸のやうに。最初の凱歌は先づ外役組に擧つた。更に二回三回と競技は進み、回を追ふて昂り行く興奮は、十二回八百米徒歩競走の開始さるる頃に至り最高潮に達した。

響き互る應援の拍手、怒濤の如き聲援見よ八百のスタートは切られた。抜きつ

刑務所便り

抜かれつ一周、二周、三周、嗚呼、勝鬨は又もや外役組の擧ぐるところとなつた。その瞬間、場を壓する萬雷の拍手、敵も味方もない、只、快い感激があるばかりだ。

斯くて競技は白熱裡に進められ、正十二時一先づ休憩となつた。

晝食は特製の五目飯、舌鼓うつ皆の嬉しさを顔、々々、ほほ笑ましい風景である。

午後一時競技再開、場内には再び緊張の色が漲る。回を追ふて一同の意氣益々昂まり、闘志は愈々白熱化して行く。その間職員のスブーンレース、球入競争、俵擔ぎ、徒歩、提灯競走等が織り込まれ、熾々たる氣分と、爆笑を撒き散らす。

次は敵前上陸だ。時節柄本年始めて考案された新競技である。各工場より二名一組の選手が出場、之を一部隊と看做し、先づ各組の一名が前衛部隊として先驅上陸、途中假設の障害と敵の射撃を排して進む、潮時よしと見て更にあとの各一名が後續部隊として進撃、前衛部隊と合し

て猛進撃に移り勇躍ゴールに突入すると云ふ趣向だ。合圖の號砲は鳴つた。各前衛部隊は先を争ひ上陸開始先づ最初の難關クリークも無事に渡つた、次で第二の障害も越えたと思ふ途端、敵は豫期せぬ奇襲に狼狽しながらの盲射撃、然し屈せぬ上陸部隊、匍匐しながら前進又前進する。既に後續部隊も上陸を終り前衛部隊に合し、愈々意氣冲天の各部隊、傷付けるものは助け、無事なるものは勵まし合ひ一齊の進撃だ、やがて最後の難關鐵條網を躍り超え、喊聲高く突入すれば、脆くも崩れ立つ敵陣。歡呼の聲どよもす裡に、晴れの一番乗りの榮譽は第二工場部隊の勇士によつて擧げられた。

次でいよいよ當日の競技の白眉たる千六百米徒歩競走となつた。恐らく少年刑務所の徒歩競走として、今迄にない長距離のものだらう。戦時下國民の體位向上が叫ばれてゐる折柄、この種目を敢行したことは意義深いものがある。

各工場の興望を擔ふて此の競技に出場する選手の眉宇、自から悲壯な色が漂

刑務所便り

ふ。烈々たる闘志を包んで静かにスター
トに着く。スターターの右手舉ると見る
や號砲一發。一齊に飛び出した。また拍
手と聲援の嵐だ。耳を聳する場内のどよ
めき、然し選手は黙々と走る。五周、六
周、七周、最後のヘビード。各選手の面
上流石に疲労の色が浮ぶ。然し屈せず力
走また力走する精神力の素晴らしさ。火
花を散らすこの競技、一着の榮冠は遂に
第一工場選手の頭上に輝いた。榮冠涙あ
り、勝てるもの、嬉し泣き、全力を盡し
敗れたる者又悔ひなき堂々たる一戦であ
つた。

回は更に進み、今日の最後を飾る八百
米リレーとなつた。應援はいよゝゝ熱を
加へ、萬場は興奮の渦だ。出場各選手の
若駒のやうに張り切つた元氣、スタート
前一瞬の息づまるやうな静けさ、はつと
思ふ間にもうスタートだ。孰れも脚に自
信の若武者、全く超特急だ。追ひつ追は
れつ、纏走、また纏走、各選手よく努め
たが輝く勝利は遂に第五工場の手落ち
た。勝敗を云ふなかれ、全力を盡せるも

のに光榮あれ。斯くて午後四時頃豫定の
全競技は無事に終つた。

採點法に依り本年の優勝は、總得點七
十三點を以て外役組の獲得するところと
なり、新調の榮ある優勝旗は、萬場の拍
手と歡呼の裡に所長より代表者の手に授
與された。折柄の夕陽に映えて紫の色、
きわ鮮かな優勝旗を受ける選手の眼にキ
ラリと露が光つてゐる。

一糸紊れぬ統制の下、終始整然として
元氣よく、且つ愉快に、各自の力の限り
を遺憾なく發揮した本大會こそ、戦時下
日本青少年の意氣と熱を彌高く示したも
のとして讃ふべく、頼母しき極みであつ
た。

野球大會優勝戦記

松山刑務所

本年の松山官廳銀行會社野球大會は九
月廿四日より始められ相會する梟雄九チ
ーム。昨年は優勝戦に惜しくも專賣局軍
に名をなさしめたのであつたが、本年は

各選手是非とも榮冠を得んものと激しい
勤務の餘暇、血の出る様な練習をなし勝
負に拘泥せず刑務官として終始武士道的
精神を以て競技を進めた。選手一同は一
致協力、試合中審判によく服従し氣持良
いプレイをした事は本當に愉快であつ
た。幸運にも我軍は不戦一勝となり二回
戦に東洋絹糸チームを先攻にて五回七對
〇のユールドゲームにて打取り、第三回
戦(準優勝)は十月一日午後十二時より試
合を開始し相手チーム税務署軍を三對一
にて打破り、其餘勢をもつて休む間も
なく、午後二時より井關チームと相會す
る事となつた。

我選手は去年の雪辱をなさんものと躍
る胸を押へ安藤主將、森投手以下圓陣を
畫いて作戦をこらす。各ナイン必勝を期
し、闘志満々とし球場全體に優勝戦らし
い雲圍氣に包まれ、刑務所應援團の後に
は釋放者の顔も見えたが全く我がチーム
の如く緊張裡に選手の聲援をして呉れ
た様は實に涙ぐましいものがあつた。斯

所運動場に於て、第九回少年受刑者教練
査閲を施行す。

當日は秋氣清爽、一同動直査閲を受け、
號令一下、各年次別に各種教練に移りた
るが、何れも重大時局下各自兵役に服す
る前途の重責を痛感自得、特に輕機の動
作、手旗信號等に於ける教練は、訓練の
妙技を示し、一段と好成績を収めたり。
各種戰鬥教練中、攻防演習に於ける白兵
戦も亦實戦に即するが如き眞摯的氣概あ
り、纏て分列式に移るや、各小隊何れも
威容を正し、歩武堂々、遺憾なき成果を収
め、一同整列、緒方支所長は劈頭所感を
述べ、更に今事變並歐洲動亂等に關し、
帝國並歐米各國の戰備の狀況を説き、平
素の準備、不斷の教練が勝利を誘導する
所以を強調訓辭す。次で出征歸還勇士梶
並教官は、所期以上の成果を目撃せし感
想を述べ、益々訓練に誠を致すやう教示
して會を終る。

十一月三日は快晴無風頗る暖氣に満ち
絶好の運動日和なり。

午前八時三十分参加受刑者二五八名優
勝旗を先頭に第五門より入場、本部に向
つて整列す。同九時一同襟を正して嚴肅
裡に宮城並神宮に遙拜をなし、併せて皇
軍に對し武運長久祈願の默禱をなす。開
會の辭あり。

次いで、優勝旗を返還せしめ別記番組
に従ひ順次競技を續行、午前十時休憩喇
叭の合圖に依り牡丹餅を給與す。同十時
三十分第七回方形ドッチボールの競技よ
り續行す。拍手の應援に益々力を得て競
技は白熱す。第五號工場の採點表は斷然
他を抜きて遂に本日の榮譽を擔ふに至れ
り。

今回は特に受刑者の自治心に訴へ、其
の指揮指導の如きも殆ど一級者の責任と
したるに、終始秩序ある統制下に進行し
何れも協力一致、誠心誠意以て運動競技
に熱中し、眞摯なる態度にて之に當り心
身の鍛鍊體育向上に資せり。

第九回教練査閲狀況

尾道刑務支所

終了後我が軍は三疊側より、井關軍は
一疊側より萬場の拍手に迎へられ、ダイ
ヤモンドに整列、主催者より優勝旗及優
勝杯の授與式あり、安藤主將之を受けた。

九月二十九日(金曜日)午前九時、當

刑務所便り

運動會競技會概況

岡崎少年刑務所

切抜帖



切抜帖より

徳島刑務所へ
白衣勇士訪問

徳島刑務所では司法保護の精神に基づいて、收容者の思想善導に全力を注いでゐる。聖戦の感激は毎朝刑務所長、教誨師等の訓話を通じて收容者に大きな感化を與へて居り、さきに收容者の間から「われ／＼にも是非一度白衣勇士を訪問させて頂きたい」との希望が起り關係者を痛く感激させられたが、當局では收容者の心情を陸軍病院に傳

へ、一方病院ではこれを機として、徳島刑務所見物のがたちで白衣勇士は十月一日刑務所を訪問した。
武勳赫々たる勇士の姿を、目のあたりに見た收容者の間には又大きな感激の渦が起り、刑務所内の愛國熱は湧きたつてゐる。

刑務所ではこれに引續き、聖戦の持つ國民的感激を收容者の胸に植ゑつけ、日本人として曇りのない本然の姿に立返らすために、この程徳島司法保護委員會と共力し、收容者のための事變映畫會を開催したが、上映されたフィルムは文部省の作製國民精神總動員映畫を始め抗日戦線々目下市内で上映中のクのんき横丁々の一部、朝日ユースなどで、これまた收容者を非常に感激させ、なかには涙さへ浮べて、わが勇士の奮戦に或は銃後の涙ぐましい情景に見入る受刑者も少なくなく、豫期以上の成果を収めたが、刑務所では今後とも機會ある毎に受刑者の思想善導には、從來の消極的方針を一擲し、積極的な指導に邁進すると語つてゐる。

收容者に吹込む國防思想

熊本刑務所の試み

暗い囹圄にある受刑者たちに對し、支那事變の前途及び複雑なる歐洲情勢を説明し、大いに國民としての覺醒を求めると共に、社會に再び釋放された時銃後國民としての活動を促さうと、熊本刑務所からの要望により十月二十日午前九時第六師團有田大佐は、渡鹿の收容者約三百名に對し、國防思想普及の講演を行ひ、收容者たちに新たな感激を呼び起さした。
なほ同日は靖國神社臨時大祭として、受刑者は聖戦の英靈に對し感激の默禱を捧げ、しば／＼念佛を唱へてゐた。

尚、同講演につき受刑者たちの感想を近く取まとめ、如何なる反響を呼んだか参考のため調査することになつた。
府中の有馬氏博士に
— 受刑者榮養の研究 —
府中刑務所保健技師有馬力氏(三〇)はかねて「本邦受刑者の榮養について」の學位論文を慶大教授會へ提出中であつ

刑務所製作品展

高松刑務所に

高松刑務所では十一月三、四日の兩日午前九時から午後四時まで受刑者の作業製品の展覽會を兼ねた即賣會を開催した。
市價よりうんと廉いので多數の人々が詰めかけ製品は飛ぶやうに商けた。賣品種目、
應接間セット、各種筆筒鏡臺、衝立、茶棚、花臺、本箱、屏風、各種、机、水屋、木刀、薙刀、銃劍道防具類であつた。

司法保護中部聯盟大會へ
— 岐阜市に於て —

十月十九日岐阜市に於て開催された司法保護中部聯盟大會へ、富山縣からは高橋檢事正、魏川富山刑務支所長、宇野津富山養得園主事等が出席したが提出試題は次の如くである。準精神病者(心神耗弱者の程度重きもの)にして適當なる保護者なき場合の保護を如何にすべきか。
受刑中召集令狀に接し刑の執行を停止せられ應召武勳を樹て歸還せる勇士に對し、殘刑の執行につき適正妥當方針を講ぜられんことを望む。

たが、同教授會をパスして今回學位を授與された。同氏は鹿兒島市出身で昭和八年新潟醫大の卒業、同氏は語る。「研究の内容は受刑者の一年中の食餌の各榮養素を科學分析して、その榮養價值を調べ、併せてその食餌の保健的價值を調査するため動物試験をして觀察したのですが、研究に依つて蛋白質特に動物蛋白質、カロリ、無機鹽類、ビタミン、特にビタミンA等につき更に考慮すべき點多々あることが判明したので、又何かかうした方面のお役に立てば光榮です。」

司法保護界の根本的刷新に

中央司法保護事業協會設立

司法保護事業界の全面的進展を期し、強力なる統制指導助成の中央機關を設立すべく、宮城法相は斯業の各部門に互る中央機關を發展的解消せしめ、これと共に全日本司法保護事業聯盟及び地方聯合保護會を解體せしめて、文字通り打つて一丸とする新たな機構のもとに、一般保護、思想犯保護、少年保護を一元化しようとする計畫が進められてゐるが、漸くこゝに新

體制の根本方針確立し、十一月二日裁判所構成法實施五十周年を期し宮城法相から宣言することとなつた。
即ちその内容は
今後業界の監督事務は司法省保護課がこれに當り、統制、助成指導事務一切は新設中央司法保護事業協會に於てこれを行ふ。而して輔成會はその基本財産百萬圓を、昭徳會は二十萬圓を、日本少年協會は十萬圓を、それ／＼その會解散と同時に新設機關に寄附、當分の間輔成會使用建物を中央協會の事務所とすること。また各控訴院管内に、地方保護事業協會(例へば關東司法保護事業協會)各府縣には府縣一單位の保護會を設立し中央協會と地方協會は本部、支部の關係に、地方協會は各府縣保護會を細胞組織とし、而も各協會、保護會は獨立會計に依つて經營するといふ組織となる筈である。尙中央協會の會長には司法大臣、名譽會長に鈴木喜三郎氏、副會長に三井高公、岩崎小彌太兩氏、岩村司法次官が就任、常務理事は保護課長と民間團體より銓衡。その他理事若干名を設ける筈である。

切抜帖



海外異聞録

◇「夜の大統領」出獄か

絶えて久しいアメリカガヤングの大親分アル・カボネが八年間の牢獄生活を終へて、この程出獄したといふ噂が専らニューヨークに傳つてゐる。ギヤングの黄金時代であつた禁酒法解禁前酒類密醸の罪名で聯邦刑務所へ收監されてゐた彼が十月初旬秘密裡に出獄、フロリダ州マイアミにある豪奢な別荘に入つてゐるといふのだが、警察方面では彼の叔父がニューヨーク・ブルックリンに住んでをり、また昔の仲間も居るうへ彼の出獄をねらつてゐる敵のことも想像されるので、下手な旅行はしないだらうとも言つてゐる。聯邦司法部では彼の消息について口を緘

ぢて語るのを避けてゐるが、一説にはアルカトラス刑務所からサンペトロのカリフォルニア島懲治監に送つたのではないかともいへはれ、護送に當つてもジーマンヤ刑事は却つて目立つとあつて干渉せず、有能なジーマンの少數が付添ひ最寄りの停車場から汽車に乗せたとに違ひないと言つてゐる。何しろかつての夜の大統領だけに噂は噂を生んで、ニューヨークはカボネの噂で持ち切りであるとのことだ。

◇盗賊とラチオ

ニューヨークの近くアイランドの森林で、豪華な天幕生活をしてゐた盗賊が捕つた。彼の名はフレデリット・ノイトといひ、その天幕にはラチオあり、ミシンあり、衣服トランクにはリュウとした流行服が六着もあつた。その上銀の食器やら注射器やら、流石米國だけに贅澤な盗賊生活をしてゐた。ところで彼就縛の際は白いネルの服に白靴で熱心にラチオを聞いてゐたが、忍び寄つた警官を見て愕くかと思ひきや、「ヤンキースが勝つてゐるぜ」と落つきはらつて捕へられた。

◇萬年保菌者と米獨婦人の意見

最近ニューヨーク州でマリイ・マロンといふ女が死亡した。彼女は州衛生局から「チフス・マリイ」といふ綽名を貰つた名物女の一人で、絶えずチフス菌を排泄する萬年保菌者であつたが、それでゐて彼女自身は一向チフスに罹つたことのない不思議な女であつた。然し保菌者である以上、何時どこへチフス菌を撒散らして傳染の源をなすかも知れないといふので、遂に州民法によつて強制的に隔離されたが、納まらぬのはアメリカ御婦人連で、早速例の如く「人道的立場」からの請願運動となり、マリイは目出度く自由の身となり、事もあらうにさる傳染病院の女料理人になつた。その後またニューヨーク州會でマリイのことが問題になり、遂に州會の決定で、小さな家を一軒とある額の恩給を與へられることになつて、マリイは爾來二十年間自由に且つて、暮らしてゐたわけであつた。ところが、そのマリイの死がドイツへ傳へられた時、アメリカ婦人のとかく口にしたがる人道主義をせよら笑つたのはナチス婦人だ。そしてそれら婦人の意見が多數新聞紙に發表されて、ナチス

婦人氣質をよく示したが、それは若しマリイがドイツ女だつたら、われわれナチスの女性はマリイの終生隔離と贖切除(贖贖はチフス菌の巢窟)を要求する、といふのが大部分であつた。

◇援蔣リンチ團

在米支那人を慘殺

米國中西部の大都會に援蔣を名とする支那人の拷問殺人團 現れ全米に物凄くニュースを提供した。所はオハイオ州クリーヴランド市で、ある日市警察に同市居住の支那人馮光(四〇)が出頭、支那婦人を首領とする一團が「援蔣資金」醸出を拒む支那人を片つ端から拷問にかけ、自分もその拷問室で残酷な管刑をうけたが、身をもつて脱出して來たから保護してほしいと申立てた。丁度前日夕刻管刑を死因とする支那人汪永(五〇)の死體がイリー湖に浮び上つたのを調査中だつたので、警官の非常召集を行ひ「拷問室」が凌辱(米國在住支那人間に經濟的政治的に勢力を張る秘密結社)の本部にあることを突き止め、武装警官隊が現場を襲ひ、黨の幹部を逮捕、證據物件を押收

した。この證據品中には「援蔣軍資金」滯納者のブラツクリストもあり、事件はクリーヴランド以外の大都市にも、擴大するものと見られてゐる。従來在米支那人間には顔役の假面を被つたシカゴ・ギヤングもどきの良民誅求團體がはびこり、あらゆる機會に金品の巻き上げを業としてゐたが、事變が起る度にこれらのギヤング團は「抗日軍資金」を募集し私腹を肥してゐたものである。

◇宣傳は英獨何れが優るか

戦争に宣傳は付物だが、宣傳が有効か否かは一にその信頼性にある譯で、この點につき英佛、ドイツ兩陣營間の宣傳戦につき、興味ある調査を遂げた米國輿論研究所の報告が新聞紙上に發表された。それに依れば米國人は一般に何れの側の宣傳にも左程の信頼をおいてゐないやうであるが、どちらかといふとヒットラー總統が如何にドイツの宣傳力を誇示するとも英佛側を遙に信用してゐることが判明した。これは言ふまでもなく米國民の對英佛同情を

◇金より牢獄

日本人は「酔うた氣嫌の千鳥足」と言つてふらり／＼と歩くが、どうしたわけか支那人は飲んでも中々酔はない。だがこの酔はぬ支那人にも例外があつて、先頃米國のマンハッタン裁判所で一支那人が泥酔の廉をもつて五弗の罰金を言渡された。ところが彼、そこは國民性であらう「わたし、お金拂ふより牢屋へはいる方が損すくない」と二日間拘留されてゐた。



審査所感

草書の課題の時は何時も随意の方に出品が多いやうであつたが、今回の課題は草書であり乍ら課題の方に出品が多かつた、これは一般應募者が草書に興味を持つやうになつた現れと思ふ。正しい用筆を以つて草書を良くする人は案外少ないものであるのに、草書を學ぶ人が多くなることは喜ぶべきことである。

審査概評

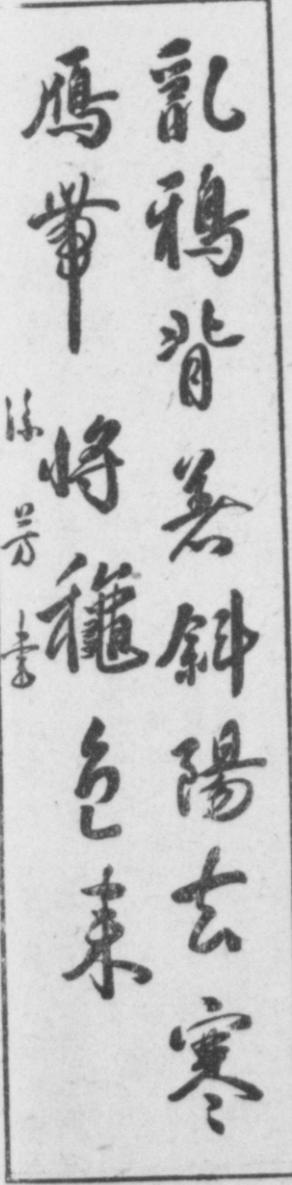
一級 ▲藤野君、澁い感じのする作品

高橋白鴉

である、筆力もあつてよろしい。▲芳山君、あつさりとして書き上げて居る、淡い感じのする作品である。二級 ▲皓晟君、重厚、實に眞面目なものである。一級に昇つてからチト骨が折れるかも知れないが、勉強さへ續けて行けば何んでもなく追ひ付けるものである。三級 ▲雲洋君、よく整ひたり、一層と筆力を養はれた。▲溪舟君、結體に於て缺くる點あるも、眞面目なる點に於て他に勝る。四級 ▲華堂君、極めて暢達の作。▲關

隨意

山君、これ又極めて眞劍の作、一層と精進せられたい。▲川風君、本文が堂々として居るのに反し落款が貧弱である。▲芳山君、形はよろしいが筆が足らない。▲常春君、轉折の筆を研究せられたい。五級 ▲舟水君、少し筆が重い。▲松雲君、草書の結體を研究せられたい。▲勢山君、利徳君、何れも筆力を養はれたい。一級 ▲流芳君、歐法を學んで體を得たり、▲金花君、氣魄に富む。然し乍ら用筆平板である。二級 ▲大丘君、筆勢雄俊。▲皓晟君、筆路正し。▲秋翠君、清研の作。三級 ▲竹巖君、歐法を學んで筆力を得たり、これに變化の妙を得れば更に妙



第七回競書成績發表

一級 府中 大川 蘆山 飯村 清月 吉田 光月 澁谷 曉山 山本 金芳 山田 東流 山崎 梶田 東嶺 田中 安覺 宮本 秀岳 有賀 岳

成績

- 府中 大川 蘆山 飯村 清月 吉田 光月 澁谷 曉山 山本 金芳 山田 東流 山崎 梶田 東嶺 田中 安覺 宮本 秀岳 有賀 岳

開城 松岡大丘

- 開城 松岡大丘 三級 松岡大丘

隨意

- 廣島 益田晴月 神戶 古館南月 東京 山下流花 神戶 山本清司 東京 飯村曉山 静岡 宮本安海 静岡 梶田東嶺 豊川 有賀秀岳 濱松 吉田光月 水戸 松岡大丘 東京城 松岡大丘 東京城 松岡大丘 水戸 松岡大丘 濱松 吉田光月 静岡 宮本安海 静岡 梶田東嶺 豊川 有賀秀岳 濱松 吉田光月

條幅

四級 ▲鳳城君、俊拔、極めて佳作四級中右に出るものなし。▲翠堂君、筆路正し、しかも眞劍である。▲白川君、左拂の筆筆意に乏し成るべく俗な筆を使はぬやうにせられたい。▲筆堂君、緊密である。五級 ▲松雲君、筆勢俊拔。▲勢山君、極めて謹嚴の作。

▲流芳君、老練。▲芳山君、あつさりとしてなか／＼面白い、この作品を一席にと思つたが陽字の形が面白くないので二席となつた、實に惜しいと思つた。それに征字もイ篤が言篇のやうにも見へる。▲清月君、落付があつてよろしいが條幅は多少の渴筆があつてもいゝものである。▲翠亭君、力作であるが筆力の弱いのとそれに運筆の正しくない處がある、草書の運筆を充分研究せられたい。▲芳山君、面白い出来ではあるが何分筆力が足らない。▲松雲君、半紙はなか／＼いゝが條幅の揮毫要領を得て居ない。もう少し大きく書くべきである。

書道講座

千葉 安川溪舟

四級

東京 日高鳳城

千葉 諸戸翠堂

神戶 高橋白川

府中 笠倉華堂

東京 宮本關山

岡刑 木口美洋

神戶 池永正義

千葉 海保常山

岡山 市保常川

神戶 浅野福夫

名古屋 挺屋藤市

五級

金泉 清原松雲

神戶 勢小川舟水

廣島 小川舟水

神戶 古館南月

東京 山下流芳

水戸 宮下芳山

神戶 高橋鴻月

臺北 豐翠亭

臺更津 小石芳山

金泉 清原松雲

吹玉簫 安川溪舟	吹玉簫 日高鳳城	吹玉簫 諸戸翠堂	吹玉簫 高橋白川	吹玉簫 笠倉華堂	吹玉簫 宮本關山	吹玉簫 木口美洋	吹玉簫 池永正義	吹玉簫 海保常山	吹玉簫 市保常川	吹玉簫 浅野福夫	吹玉簫 挺屋藤市	吹玉簫 清原松雲	吹玉簫 勢小川舟水	吹玉簫 小川舟水	吹玉簫 古館南月	吹玉簫 山下流芳	吹玉簫 宮下芳山	吹玉簫 高橋鴻月	吹玉簫 豐翠亭	吹玉簫 小石芳山	吹玉簫 清原松雲
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------

吹玉簫 安川溪舟	吹玉簫 日高鳳城	吹玉簫 諸戸翠堂	吹玉簫 高橋白川	吹玉簫 笠倉華堂	吹玉簫 宮本關山	吹玉簫 木口美洋	吹玉簫 池永正義	吹玉簫 海保常山	吹玉簫 市保常川	吹玉簫 浅野福夫	吹玉簫 挺屋藤市	吹玉簫 清原松雲	吹玉簫 勢小川舟水	吹玉簫 小川舟水	吹玉簫 古館南月	吹玉簫 山下流芳	吹玉簫 宮下芳山	吹玉簫 高橋鴻月	吹玉簫 豐翠亭	吹玉簫 小石芳山	吹玉簫 清原松雲
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------

為流觴曲 水列壘其	刑潛寒 暑化	臣川分 流赴渤	禮別尊 卑上和	唐故特進尚書 右僕射上柱國 雲恭公溫公碑 昔者帝為升殿 名刺三松津竹慶
--------------	-----------	------------	------------	---

英風唯 見碧水	城中增 暮寒	詩吟夕 照林間	指仰止 而無怠
------------	-----------	------------	------------

選歌しつづ (二十七)

大翼

△萬葉集略解(二〇卷三十冊)

加藤千蔭著

千蔭の萬葉集略解は、文化九年に完成したものであるが、簡易平明な書物で併かも萬葉集の全體を知るに便利なところから一般に汎く行はれ、その翻刻本もまたなかなか多い。博文館發行の和歌叢書中のもの、國民名者刊行會のもの、有明堂文庫のものなど悉く略解である。

△萬葉集古義(百四十一冊)

鹿持雅澄著

毎月 募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切 毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

一 微發のトラックつゞき國道に夕の砂埃白くあかれり
小田原 白河英龍

二 霧深き哨舎に立てばコスモスの影淡々と地にありけり
埼玉 齊藤義雄

三 双袖を高くからげて作業する囚徒の腕に數珠巻きてあり
横濱 庄司白嶺

佳作

函館 松田思秋
胸永く病みて交る友もなく鳩と淋しく我はあそべり

横濱 柳田北斗星
たまさかの休みに一人野を行けり眼にまさびしき曼珠沙華花

小田原 白河英龍
病ほそる父の笑顔をのぞき見つ書よむわれの聲はり上ぐる

横濱 井上蒼菴

歌壇

歌壇

解釋が詳密であつて、萬葉集學得の指針とするに足るものは雅澄の古義である。本文九十五冊の外に各種の研究が附いて居る。明治四年宮内省で刊刻されたが、後に到つて吉川弘文館が活字本として刊行した。活字本にして菊版約六百頁のもの九卷である。一通り讀むさへ骨の折れる浩翰なものである。斯の如き研究を成就し、これを筆録した著者を思ふ時、その萬葉集に對する學的熱情に頭の下る思ひがする。先きに紹介した萬葉集代匠記と共に萬葉學上の双璧である。

(萬葉集の解題は一先づ以上を以て終ることとする)

ひとときの作業の閑に手馴らせる雀とあそぶ老囚のあり
 ○ 松江 村上夜詩繪
 明けやらぬ暗き梢の風にしてふくろうの鳴く聲のきこゆる
 ○ 岐阜 高木孤月
 野と山と木の葉木の實を染め分けてしぐれのたたくこの夜ごろかな
 ○ 滋賀 樋口柏葉
 街道の松並木行く自動車の窓に残暑の夕陽輝く
 ○ 鹿兒島 通安生
 故郷の家に寝ぬれば松風の音にも雨の降るかと思ふ
 ○ 群山 小杉天涯
 勤勞の奉仕作業もさやりなく果して歸る心明るき
 ○ 宮城 大弓子
 蘆叢に近く舟つけ鯊釣れば孤を描きつつ雀群れ行く
 ○ 八王子 あいざわ
 すゝき穂のゆるゝ山路に霧晴れて遙けき丘にわが里が見ゆ
 ○ 神戸 安せい子
 春雨にぬれて寂しき夕暮にちりかゝる花を見つつ我が居り
 ○ 咸興 岡元舜水
 百姓が山と積みたる大根に秋の陽射の白くあたれる
 ○ 八王子 燕菁
 霧わけて大見晴へ駈歩の登音ひびくこの高尾山に
 ○ 宮城 志賀宮童
 釣り終へて家路に歸る人の顔あかあかみゆる秋の入りつ日

八句評釋

花 蓑

合點のゆかぬことあり秋扇・登代子
 人と人との間には理窟で通らぬことがある、然しそこには妥協の出来ない不滿があることもある、この句の合點のゆかぬことゝは何かそのやうな腑に落ちない出來事をいふのでせう、それがどんな事柄であるかは分らぬけれどもその心情は秋扇によつて代辯をさせてゐます、一句の情趣もそこにあります。

掃苔や享年同じ祖父と母 松石
 祖父さんと母親とが同じ年で死んだといふのも奇しき因縁のやうに思はれます、墓詣りをしていつもそのことの思ひ出されるのも哀れ深いこととせう。

屋島より高き山なる葡萄園 聽雨
 この山に登つてみると谷を隔て、向ふに屋島山が相對峙してゐる、麓から仰いだときは屋島は相當高い山だけれども今この山に登つてみるとその屋島山が稍眼下に見下される位でこちらの山の方が更に高い、その高い山に葡萄園のあることは一つの興趣

俳壇

毎月 募集 刑政俳壇 題當季隨意 締切毎月五日限 用紙官私製葉書

いふとまふ選

雲間洩る日の當りをり楳紅葉 大阪 今川湖舟
 池の面を雲影走り楳紅葉 同 同
 爆撃機月にすかして見えかくれ 同 同
 水天に鯨沙ふくく夕茜 名古屋 同
 菊をもつ人と乗り合ふ雨のバス 同 同
 晝も鳴くちゝろに蕎麥は實となりぬ 同 同
 龍膽を手にして佇てる余吾の湖 同 同
 賤ヶ岳鷗の高音の谷間より 同 同
 縁掃けば櫻紅葉の二三片 滋賀 同
 大方は稻架けてあり北嵯峨野 同 同
 二天門湖に臨みて木の實落つ 同 同
 出動や卓の小菊に水さして 同 同
 温泉の窓に見えて夕日の島紅葉 函館 同
 車窓より次々見ゆる島紅葉 同 同

俳 壇

に違ひないがこの句は之を現はすのに屋島
を取入れて景観的に敘したところに生彩陸
離たるものがあります。

蟹捕りや五日の月落ちてより 西山
闇夜の蟹はうまいと聞いて居る、だから
蟹を捕るには大抵闇夜を狙つてゆくらし
い、この句は五日の月の落つるのを待つて
蟹取に出掛けたといふのであるが月の落ち
た後は真闇な闇が海を包んでその暗闇の中
に松火をかざして岩間の蟹を漁る光景が想
像されて來ます、然し一句の面白味はさう
いふ光景を想像するところにあるのではな
く五日の月が落ちてから蟹取に出掛けると
いふところにあります、五日の月が動かな
い、三日の月であつても七日の月であつて
もいけない、この句の情熱はこの五日の月
から生れてゐます。

稲架の火事天びん棒でなぐり消す 北斗星
稲架の火事踏切番も駆け來る 同
稲架の火事は面白い題材です、曾て或人
が「鯉のみち」の句を作つたら忽ちに傳播
して「鯉のみち」の句を作る人が澤山現は
れたことがあります、この稲架の火事も今
後之を句にする人が澤山あらうと思ふがこ
の作者が先鞭をつけたことは一つの手柄で
す、或は是迄に之を句にした人があるかも

しれんが句がまづかつたら何にもなりませ
ん、この二句はそれ／＼に稲架の火事を寫
生して眞核を掴んでゐます、前句の稲架の
火事を天びん棒でなぐり消すといふのも事
實を穿つてゐます、後句の稲架の火事があ
つて踏切番が消火の應援に駆けて來るとい
ふのも實際にありさうな事です。

比叡の空瑠璃を深めてさわかやかに 聖志
これは京都の方から見た比叡山でなく琵琶
湖の方から見た比叡山でせう、みどりの
空が琵琶湖の空から比叡山にかけてひろが
つてゐる、殊にその比叡山の空のあたりは
例へようもない深い瑠璃色を湛へて爽かに
澄み透つてゐるといふのでせう、

木犀の香あり看經一といきす 二九
作者は一寺の住職です、佛前にあつて一
向専念に長い經文を讀みつけてゐたので
すが漸く一句切が來ていきついたらとき不
圖木犀の香をほのかに感じたのです。境内
に木犀が咲いてゐて静かな寺であることな
ども自ら聯想されます。

爽かにリユツクサツクの鈴が鳴る 白鳥園
假りにアルプスを縦走する登山隊の一行
と見てもいゝでせう、天高く山は紅葉の秋
です、青年の意氣盛んに尾根から尾根を傳
つて行く、その歩調に合せるやうにリユツ
クサツクの鈴が鳴るのも爽かです。

俳 壇

虫の音のあるかなきかの雨月かな
鳥賊繩に荒ぶ風あり 鱗雲
道もせに鱗むしろや 靱むしろ
稲はこぶよべの祭の髪のまま
秋の日のたちまちヨナにかきくもり
冬蝶の黄の一瞬にして消えぬ
里人等湖畔に高き稲架組めり
蕎麥咲けり伊吹連峰巖こゆく
稻刈や兼平塚は目のあたり
初鳴の曉破る 鋭聲かな
頬白の聲すみわたり 小松原
朝霧のはるゝより稲架現はるゝ
鯊の魚籠覗き歩ける子供かな
鯊釣や側に千供も來て釣れり
虫の聲闇にひろがる野路かな
たづねても雲なき秋の日和かな
温泉の溢れゐてこのあたり紅葉濃し
紅葉晴三井石山と歩きけり
戸開けば月青き夜の野分かな
秋風やさへぎるものゝなきまゝに
獵犬の庭にまぐれて來ることも
濃紅葉の枝にもつれて流れ霧
時雨してぬれたる木々に光る月

鹿兒島 同 橋口白汀
名古屋 同 いばら
滋賀 同 深田五角
鹿兒島 同 六男坊
廣島 同 小森吾生子
松江 同 川津道暗
水戸 同 湖南莊
大阪 同 岩本北騎
宮城 志賀大弓子
函館 松田思秋
高松 いしろ
小田原 草花
金泉 清原松雲

夕影のしみ入る崖やこぼれ萩
見え見えぬ九十九島や秋の雨
萩一枝貫うて柴の戸をいづる
行き暮れて人里遠し枯野みち
抜け落ちし干大根や冬の風
山茶花や舊屋敷垣残りあり
秋湖の銀盤島の影置けり
除隊兵中に傷兵ありにけり
霧晴るゝ芝生に白き蜘蛛の巣
霜おりて残る稲田を刈り急ぐ
吟行や芒の原も行きぬけて
庭はきしあとに落ちたる冬椿
大地より水仙の芽の五分程に
黒々と月の障子にすゝき影
雁鳴いて雨のふりつゝ暮れにけり
街空に鳶の舞ひ居る小春かな
竹柵に凍てたる靴の干されあり
虫鳴いて芒の波に月浮ぶ
雁の竿見送る宮に残る月
渡り行く長良の橋や秋の月
山内は紅葉明りに黄昏るゝ
赤とんぼ又飛びたちて元の杭

岐阜 大田峰月
鹿兒島 横山白楊
小菅 池原九郎
金泉 大淵守
名古屋 設樂銀月
宮城 高子
名古屋 しげる
金泉 山永曉夢
京都 白柏大虚
岐阜 高木孤月
高知 堅田庚生
小田原 皆木好城
同 湖南
京都 勢井實
府中 小林翠月
大曲 老松蓮村
小田原 白河英龍
静岡 立川悦子
承徳 寺澤好秋
名古屋 挺屋藤波
金泉 後藤虚斗
青森 秀峰

敘任辭令

敘任辭令

九月二十三日

勳四 所長典獄 小橋川昭慶 (宮城)
 勳七 作樂技師 小泉 強 (同)
 勳八 看守長 山根信松 (東 拘)
 同 看守長 木宮 進 (豐多摩)

十月十一日

免本職水戸 支所長兼秋高岡郷藏 (鶴岡支)
 田看守長 看守長 山根義幸 (松江)
 鶴岡支所長兼秋田 看守長 江藤正人 (福岡)
 任看守長 (松江) 五三 看守長 岡田 榮 (德島)
 廣島 同 坂井義雄 (仙臺支)
 德島 同 坂井義雄 (仙臺支)
 任看守長 (仙臺支) 四七 看守長 田久保駒作 (千葉)
 小菅 看守長 保古政英 (大阪)

任看守長 (大阪) 九級 看守長 木下 直 (豐多摩)
 看守長 渡邊 直 (樺太兼函館)

十月十四日

兼名古屋刑 看守長 落合 重太郎 (名 拘)
 兼名古屋拘 同 看守長 吉岡 利兵衛 (名 刑)

十月十九日

願免三級 支所長 田畑明照 (大洲支)
 願免 看守長 竹内 哲之輔 (山口)

十月二十一日

十月二十六日

願免 看守長 竹内 哲之輔 (山口)
 勳六 保健技師 小俣省一郎 (札幌)
 同 行定形治 (川越少)
 同 看守長 伊藤菊治 (沼津支)
 勳七 同 緒方安章 (尾道支)
 同 同 高木幸雄 (福岡)

訓令通牒

(刑政第五十二卷 第十一號)

司法省令第五十二號

監獄法施行規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十月十三日

司法大臣 宮城長五郎

第九十一條 受刑者ニ著用セシムル衣類ハ赭色トス但シ處遇上
 必要アリト認メタル受刑者ニ著用セシムル衣類ハ淺葱色トス
 ルコトヲ得十八歳未満ノ受刑者ニ著用セシムル衣類ハ茶褐色
 又ハ紺色トス

- 左ニ掲クル衣類臥具ハ淺葱色トス
- 一 刑事被告人ニ貸與スル衣類
- 二 勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ貸與スル衣類
- 三 蒲團

護送又ハ出廷ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ拘ラス別ニ定ム
 ル衣類ヲ著用セシムルコトヲ得禁錮囚ニ付處遇上特ニ必要ア

訓令通牒

ルトキ亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

監獄法施行規則抄録

第九十一條 受刑者ニ著用セシムル衣類ハ赭色トス

- 左ニ掲クル衣類臥具ハ淺葱色トス
- 一 刑事被告人ニ貸與スル衣類
- 二 勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ貸與スル衣類
- 三 十八歳未満ノ受刑者ニ著用セシムル衣類
- 四 處遇上必要アリト認メタル受刑者ニ著用セシムル衣類
- 五 蒲團

護送又ハ出廷ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラス別ニ定ム
 ル衣類ヲ著用セシムルコトヲ得禁錮囚ニ付處遇上特ニ必要ア
 ルトキ亦同シ

十八歳未満受刑者ノ衣類改正ニ關スル件通牒

(司法省 行甲第八七七號)
 行刑局 昭和十四年十月十三日

訓令通牒

標記ノ件本日訓令相成候處新制式ニ依ル衣類ノ設備ニ當リテハ左記ノ點御了知相成度候

記

- 一、常衣其ノ他紺色ニ改ムルモノニ付テハ不取敢在來ノモノヲ染替ヘ漸次著用セシムルコト
- 二、作業衣其ノ他新調ニ要スル生地ハ目下小菅刑務所ニ於テ織製準備中ニ付該生地送付ニ至ル迄在來ノモノヲ著用セシメ得ルコト

監獄法施行規則第九十一條第二項ニ依ル十八歳未滿ノ受刑者ニ著用セシムル衣類ノ制式別表ノ通定ム

右訓令ス

昭和十四年十月十三日

司法部 行甲第八七七號

司法大臣 宮城長五郎

拘留所 刑務所 少年刑務所

種目	細目		質地	質	色	合	制式	摘	要
	運動帽	帽子							
常衣	單衣	單衣	綿	布	紺色		衣類、臥具、食器及雜具制式別表中常衣ニ同シ		
	襦袢	襦袢	綿	布	紺色		衣類、臥具、食器及雜具制式別表中常衣ニ同シ		
帽子	運動帽	茶褐	雲	齋	茶褐色		衣類、臥具、食器及雜具制式別表中帽子ニ同シ	男子用	
	帽子	茶褐	雲	齋	茶褐色		衣類、臥具、食器及雜具制式別表中帽子ニ同シ	男子用	

十八歳未滿受刑者ノ衣類制式

訓令通牒

作業	作業外被	業						夏			
		冬			季						
		給股引	ツキ	上衣	單股引	袴	上衣				
綿布	綿布	綿布	小倉又ハ	裏、紋波又ハ雲齋	表、夏季ニ同シ	綿布	ハ雲齋	小倉又	茶褐色	衣類、臥具、食器及雜具制式別表中上衣並袴ニ同シ	襟ハ折襟式ニシテ左側ニ稱呼番號ヲ右側ニ縫取リタル布地ヲ縫着シ左胸部ニ物入一個ヲ附ス 前ハ鈕掛トシ白角鈕五個ノ前鈕ヲ用ユ形状ヲ如シ(圖略) 袴ニハ物入ヲ附セス後「ビジョウ」ハ長サ五〇釐ノ紐ニシテ形状圖ノ如シ(圖略) 單袴ニハ物入ヲ附セス後「ビジョウ」ハ長サ五〇釐ノ紐ニシテ形状圖ノ如シ(圖略)
紺色	茶褐色	紺色	茶褐色(青味稍濃)	裏、白無地	表、夏季ニ同シ	紺色	茶褐色	茶褐色(青味稍濃)	衣類、臥具、食器及雜具制式別表中上衣並袴ニ同シ		
夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ	夏季ニ同シ		
女子用										女ノ作業衣ハ常衣ノ上ニ作業外被ヲ着用セシム	

訓令通牒

襦	單長襦衣	綿	布	紺 又 色	衣類、臥具、食器及雜具 制式別表中襦衣ニ同シ	女ハ 袷半幅帶
	單短襦衣					
帶	單兵兒帶	綿	布	紺 色	衣類、臥具、食器及雜具 制式別表中帶ニ同シ	女ハ 腰卷又ハ 猿股
褌		綿	布	紺 色	適	男ハ 猿股
足袋		綿	布	紺 色	衣類、臥具、食器及雜具 制式別表中足袋ニ同シ	宜

備考

- 一、衣類、臥具、食器及雜具制式別表備考欄記載ノ事項ハ之ヲ本表ニ準用ス
- 二、本表ニ記載ナキモノニシテ一般ニ着用シ得ルモノハ何レモ從來ノ規定ニ依ル

監獄法施行規則改正ノ件ニ關スル件依命通牒

(司法部 行甲第八七七號) 行刑局 昭和十四年十月十三日

今般司法省令第五十二號ヲ以テ標記規則中改正相成候處右ハ左記趣意ニ依リ改正相成タル次第ニ付克ク其ノ趣旨ヲ體シ施行上遺憾ナキヲ期セラレ度候

記

監獄法施行規則第九十一條第二項第三號ニ依リ十八歳未満ノ受刑者ニ對シテハ淺葱色ノモノヲ着用セシムルヲ原則トスル處行刑累進處遇令第六十九條ノ一級者ニ對シテハ昭和九年三月司法省訓令行甲第三〇三號ノ一ニ依リ茶褐色ノ作業衣ヲ着用セシメ其ノ他ノ者ニハ淺葱色ノ衣類ヲ着用セシメアルモ少年受刑者ノ

教化上妥當ナラサル様思料セラルルノミナラス軍事教練ノ場合ニ於ケル實況ニ鑑ミ其ノ感特ニ深キモノアリ尙一面常衣等ニ付テハ從來一般ニ淺葱色ノモノヲ着用セシメ少年用トシテ特ニ考慮ヲ拂ハレタルモノナク少年トシテノ情操ヲ涵養スルニ充分ナラサル憾アルヲ以テ此ノ際作業衣ハ行刑累進處遇令ノ適用アルト否トニ拘ラス少年受刑者ノ全部ニ對シ茶褐色ノモノヲ着用セシメ又常衣ハ普通衣ヲ着用スル者ノ外之ヲ紺色ニ改ムルトセハ成年受刑者トノ區別ヲ明カニシ少年受刑者ノ衣類トシテ最モ相

記

應シク其ノ教化上一段ノ效果アルモノト認メラレタルニ依ル

◇構外作業配置職員並ニ出業人員調ニ關スル件

(司法部 行甲第九〇七號) 行刑局 昭和十四年十月十六日

標記ノ件整理上必要有之候ニ付本月ヨリ毎月々末人員左記様式ニ依リ報告相成度候

追テ從來構外作業看守配置調ニ關スル件ハ報告ニ不及候

訓令通牒

職員配置並出業人員調				刑務所名	
施行場所	職員配置	出業人員	備考	認可年月日	

備考

刑務支所ノ分ハ本所ニ於テ取纏メ列記報告スルコト

